

第104回東京都北区都市計画審議会 配付資料一覧

1. 進行に関する資料

(1) 第104回東京都北区都市計画審議会 次第

(2) 東京都北区都市計画審議会 委員名簿

2. 第268号議案

「東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について
(上十条一丁目4番地区)」(北区決定)

資料 1

3. 第269号議案

「東京都市計画防災街区整備事業の決定について
(上十条一丁目4番地区防災街区整備事業)」(北区決定)

資料 2

4. 報告事項

「北区都市計画マスタープランの改定」の素案について

資料 3

第104回東京都北区都市計画審議会 次第

令和元年7月23日（火）
午後1時30分～
区役所第一庁舎 第二委員会室

- | | | | |
|---|---------|---|-----------|
| 1 | 開 | 会 | まちづくり部長 |
| 2 | 委員の紹介 | | まちづくり部長 |
| 3 | 出席委員数報告 | | 都市計画課 |
| 4 | 資料確認 | | 都市計画課 |
| 5 | 議 | 事 | 都市計画審議会会長 |

諮問事項

第268号議案

「東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について
（上十条一丁目4番地区）」（北区決定）

第269号議案

「東京都市計画防災街区整備事業の決定について
（上十条一丁目4番地区防災街区整備事業）」（北区決定）

報告事項

「北区都市計画マスタープランの改定」の素案について

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 6 | 閉 | 会 | まちづくり部長 |
|---|---|---|---------|

東京都北区都市計画審議会委員名簿

(令和元年6月29日現在)

第一号委員 (学識経験者)

埼玉大学大学院教授	久保田 尚
(株)計画工房主宰	村 上 美奈子
千葉大学名誉教授	北 原 理 雄
元東京都建設局理事	吉 原 一 彦
(一社)東京都建築士事務所協会北支部長	木佐貫 正

第二号委員 (区議会議員)

北区議会議長	渡 辺 かつひろ
北区議会副議長	古 田 しのぶ
北区議会企画総務委員会委員長	永 沼 かつゆき
北区議会企画総務委員会副委員長	青 木 博 子
北区議会建設委員会委員長	名 取 ひであき
北区議会建設委員会副委員長	本 田 正 則

第三号委員 (区内団体代表)

王子地区町会自治会連合会会長	上 野 紀 一
赤羽地区町会自治会連合会会長	小 川 孝
滝野川自治会連合会会長	松 本 晴 光
北区商店街連合会会長	尾 花 秀 雄
(一社)北産業連合会会長	齊 藤 正 美

第四号委員 (関係行政機関)

王子警察署長	矢 野 誠
王子消防署長	遠 藤 幹 雄

事務局

北区まちづくり部都市計画課

第268号議案「東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について（上十条一丁目4番地区）」（北区決定）に関する資料

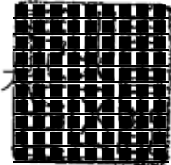
（１）諮問文（写）	・・・・・・・・ 1
（２）概要書	・・・・・・・・ 2
（３）位置図	・・・・・・・・ 3
（４）計画書	・・・・・・・・ 4
（５）総括図	・・・・・・・・ 5
（６）計画図 1、2	・・・・・・・・ 6
（７）都市計画の案の理由書	・・・・・・・・ 8
（８）都市計画の案に対する意見書の要旨と見解	・・・・・・・・ 9
（９）東京都知事の協議結果通知書（写）	・・・・・・・・ 11



31北ま都第1485号
令和元年6月25日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣太



印影は加工しています

東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について（諮問）

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問する都市計画の種類及び名称

東京都市計画特定防災街区整備地区 特定防災街区整備地区（上十条一丁目
4番地区）

2. 答申の期限

令和元年7月31日（水）

3. その他

本件は、北区決定の案件である。



概要書

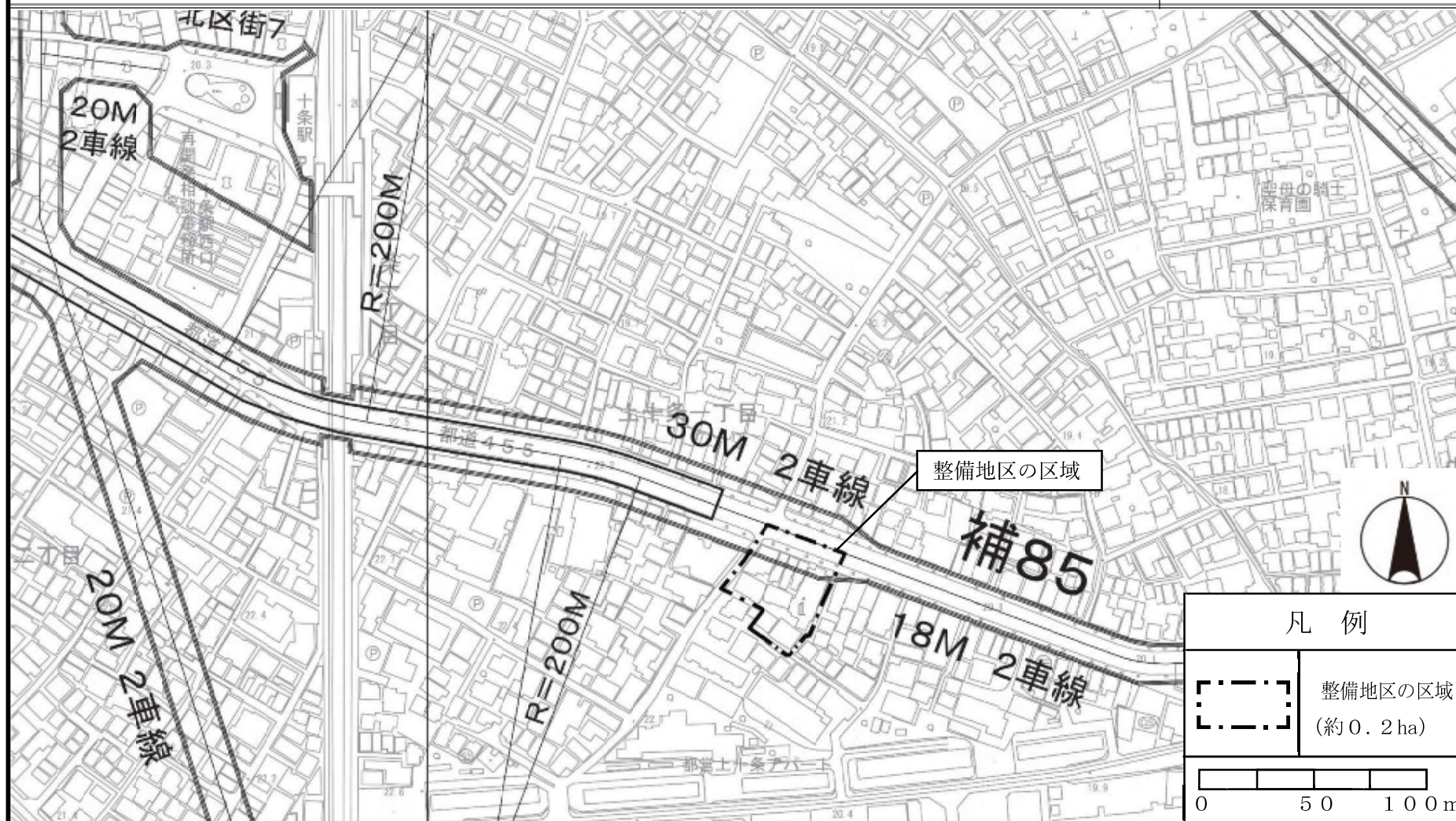
東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について

- 1 都市計画の種類及び名称
東京都市計画特定防災街区整備地区 特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）
- 2 位 置
上十条一丁目4番の一部
【別紙】「位置図」のとおり
- 3 決定内容
【別紙】「計画書」、「総括図」、「計画図」のとおり
- 4 決定理由
【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり
- 5 意見要旨と見解
【別紙】「都市計画の案に対する意見書の要旨と見解」のとおり
- 6 これまでの経過と今後の予定

平成31年	4月25日	都市計画の原案の説明会
令和元年	6月12日	東京都知事協議（意見が無い旨の通知）
	6月14日～6月28日	都市計画の案の公告・縦覧
	7月23日	北区都市計画審議会
	8月下旬～9月上旬	都市計画の決定の告示

東京都市計画 特定防災街区整備地区(上十条一丁目4番地区) 位置図

〔北区決定〕



東京都市計画特定防災街区整備地区の決定（北区決定）

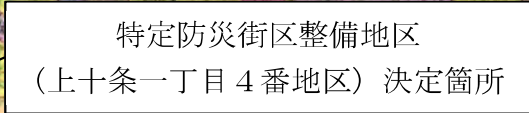
都市計画特定防災街区整備地区を次のように決定する。

種類	位置	面積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）	上十条一丁目4番の一部	約0.2ha	100m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から、道路境界線（都市計画道路を除く）までの距離は1.5mとする。	—	7m （ただし、公益上必要な施設及び防災施設建築物の附属建築物についてはこの限りではない）	上十条一丁目4番地区防災街区整備事業施行区域

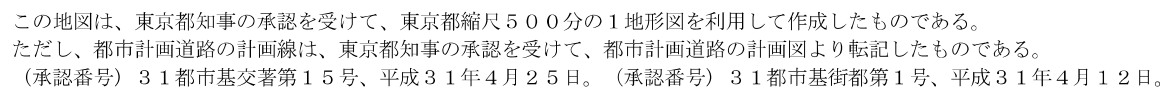
「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由 ： 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を決定する。

〔北区決定〕

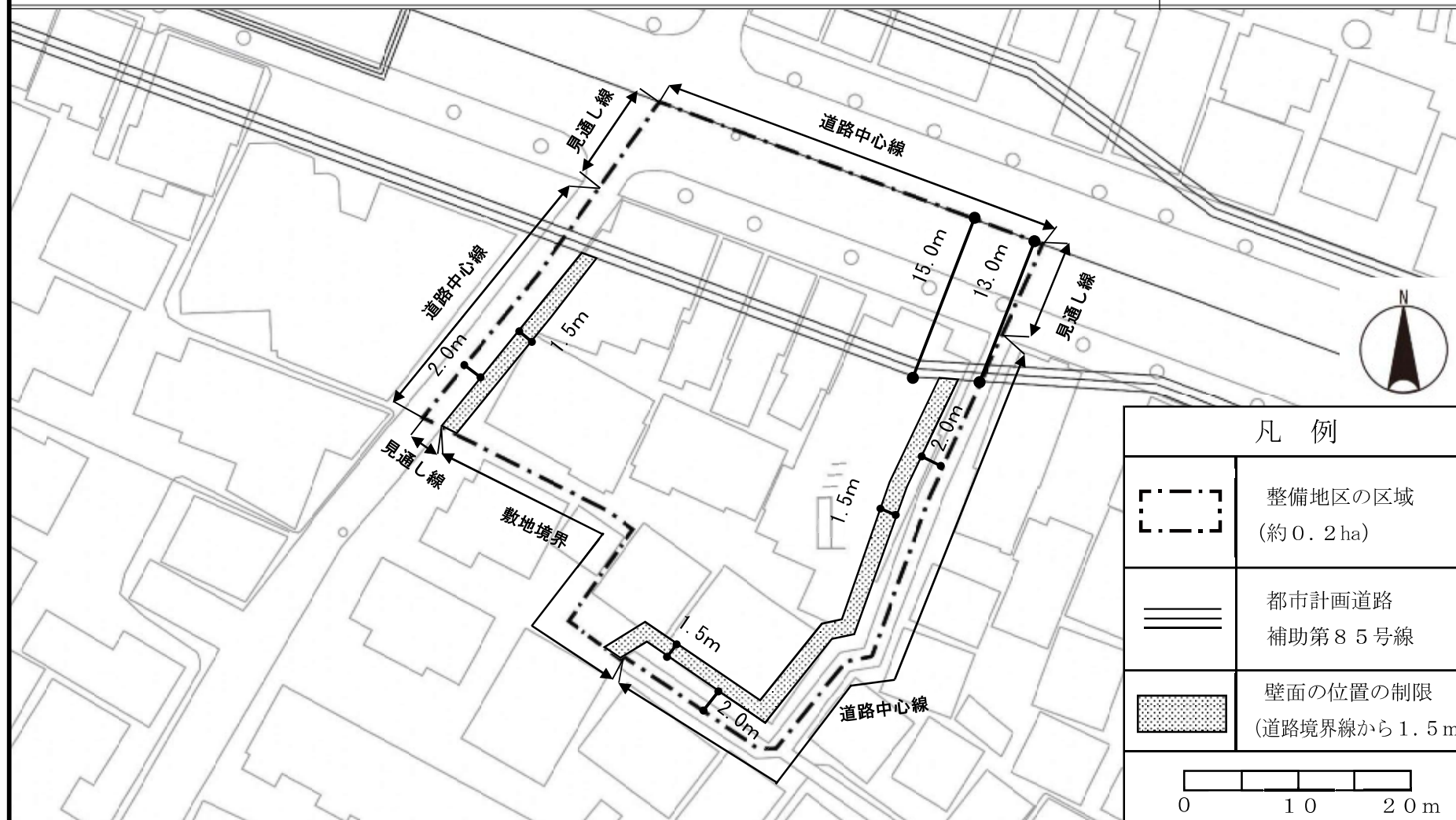


〔北区決定〕



東京都市計画 特定防災街区整備地区(上十条一丁目4番地区) 計画図2 壁面の位置の制限

[北区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺500分の1地形図を利用して作成したものである。
 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。
 (承認番号) 31都市基交著第15号、平成31年4月25日。(承認番号) 31都市基街都第1号、平成31年4月12日。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

- ・東京都市計画特定防災街区整備地区
特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）

2 理由

本地区は、老朽化した木造家屋が密集しており、地震による建物の倒壊や道路の閉塞、火災による延焼等、防災上非常に危険性が高い状況となっている。

こうした状況の中、平成30年10月に「上十条一丁目4番地区防災街区整備事業準備組合」が設立され、11月には地区の防災性の向上などの課題を解決するため、防災街区整備事業による共同化を提案した「上十条一丁目4番地区まちづくり提案書」が北区に提出された。

本地区を含む十条地区は、北区都市計画マスタープラン2010及び十条地区まちづくり基本構想（修正版）において、木造住宅密集地域の改善をまちづくりの重点課題として捉え、災害に対する脆弱性を早期に克服し、居住環境の向上を図るエリアとして位置付けられている。

また、東京都防災都市づくり推進計画においては「重点整備地域」に位置づけられており、「木密地域不燃化10年プロジェクト」として、北区と東京都が連携を図りながら、木密地域の改善に向けて、重点的・集中的に各種施策に取り組んでいる。

さらに、防災街区整備方針においては、木造住宅密集地域を対象として、建築物の不燃化や道路、広場等の整備を図り、安全で安心して住み続けられる防災まちづくりを進めることを目標に、防災再開発促進地区に指定されている。

このような現状、方針・計画等を受け、本地区において、防災性の向上などを推進していくため、施行区域面積約0.2ヘクタールについて、上十条一丁目4番地区防災街区整備事業の都市計画と併せて、特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）の都市計画を決定するものである。

都市計画の案に対する意見書の要旨と見解

東京都市計画特定防災街区整備地区特定防災街区整備地区（上十条一丁目 4 番地区）及び東京都市計画防災街区整備事業上十条一丁目 4 番地区防災街区整備事業に係る都市計画の案を、都市計画法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 6 月 1 4 日から 6 月 2 8 日までの 2 週間公衆の縦覧に供したところ、法第 1 7 条第 2 項の規定により、同期間中に 2 通（2 名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨及び北区の見解は次のとおりである。

都市計画の種類及び名称

- ①東京都市計画特定防災街区整備地区 特定防災街区整備地区（上十条一丁目 4 番地区）
- ②東京都市計画防災街区整備事業 上十条一丁目 4 番地区防災街区整備事業

意 見 書 の 要 旨	北 区 の 見 解
I 賛成意見に関するもの （なし）	
II 反対意見に関するもの （なし）	
III その他の意見 2 通（2 名）	
1 その他の意見 （1）反対ではないが、事業は全員同意を原則として、強制力のある都市計画決定は慎重に判断すべき。	1 その他の意見 （1）本件都市計画は、地区内の土地・建物権利者全員が参加した準備組合より「まちづくり提案書」が提出されたことで、地区内の合意形成が得られたものと考えております。区としては、木造住宅密集地域の解消による防災性の向上など、まちづくりの課題解決に資すると判断し、都市計画法に基づく手続きを進めているところです。

(2) 当該都市計画を地元協議会（駅東ブロック部会）で議論を行うべき。 (3) 現在検討中の地区計画の内容を踏まえ、当該都市計画を地域住民の意見に沿った都市計画案に見直すべき。	(2) (3) 現在検討中の地区計画は、地元協議会等で、対象地区内の皆様に広く意見を伺い、合意形成を図っております。本件都市計画は、個別事業の地区指定であり、地区内の合意形成が得られているため、都市計画法の手続きを進めております。 なお、本件都市計画は、現在検討中の地区計画の議論を踏まえた内容としております。
(4) 補助85号線は原図等が存在せず、正当性がないので違法なものである。	(4) 補助85号線の事業者である東京都にご意見があった旨を申し上げます。
(5) 高層マンションの建設による風害等が懸念されるため、中低層（5階程度）に制限するべき。	(5) 実際の建築物の高さは、建築主である事業者が現行の建築基準法並びに関係法令に基づき、建築計画を立てて決まることとなります。よって今回のご意見は建築計画にかかる参考意見として事業者に申し上げます。
(6) 風害発生時は建物所有者が原因究明する旨を義務付とするべき。 (7) 複合的な複数建物による日照阻害対策も入れるべき。	(6) (7) ご意見いただきました内容については、本件都市計画で定められるものではございません。今回のご意見は建築計画にかかる参考意見として事業者に申し上げます。
(8) 建物解体時も含め、西側道路の通行の確保を行うべき。	(8) ご意見いただきました内容については、本件都市計画で定められるものではございません。今回のご意見は工事にかかる参考意見として事業者に申し上げます。



写

31 都市整防第 230 号

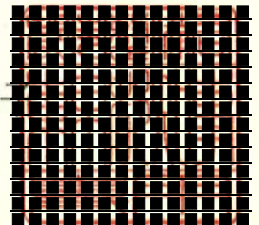
協議結果通知書

北区長 花川 與惣太 殿

平成 31 年 4 月 26 日付 31 北まま第 3102 号で協議のあった東京都市計画特定防災街区整備地区
特定防災街区整備地区（上十条一丁目 4 番地区）及び東京都市計画防災街区整備事業上十条一丁目
4 番地区防災街区整備事業の都市計画の決定に係る都市計画法第 19 条第 3 項の協議については、都
として意見はありません。

令和元年 6 月 12 日

東京都知事 小池 百合子



印影は加工しています



第269号議案「東京都市計画防災街区整備事業の決定について（上十条一丁目4番地区防災街区整備事業）」（北区決定）に関する資料

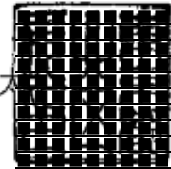
（１）諮問文（写）	・・・・・・・・ 1
（２）概要書	・・・・・・・・ 2
（３）位置図	・・・・・・・・ 3
（４）計画書	・・・・・・・・ 4
（５）総括図	・・・・・・・・ 5
（６）計画図１、２及び３	・・・・・・・・ 6
（７）都市計画の案の理由書	・・・・・・・・ 9
（８）都市計画の案に対する意見書の要旨と見解	・・・・・・・・ 10
（９）東京都知事の協議結果通知書（写）	・・・・・・・・ 12



31北ま都第1487号
令和元年6月25日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣太



印影は加工しています

東京都市計画防災街区整備事業の決定について（諮問）

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問する都市計画の種類及び名称

東京都市計画防災街区整備事業 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業

2. 答申の期限

令和元年7月31日（水）

3. その他

本件は、北区決定の案件である。



概要書

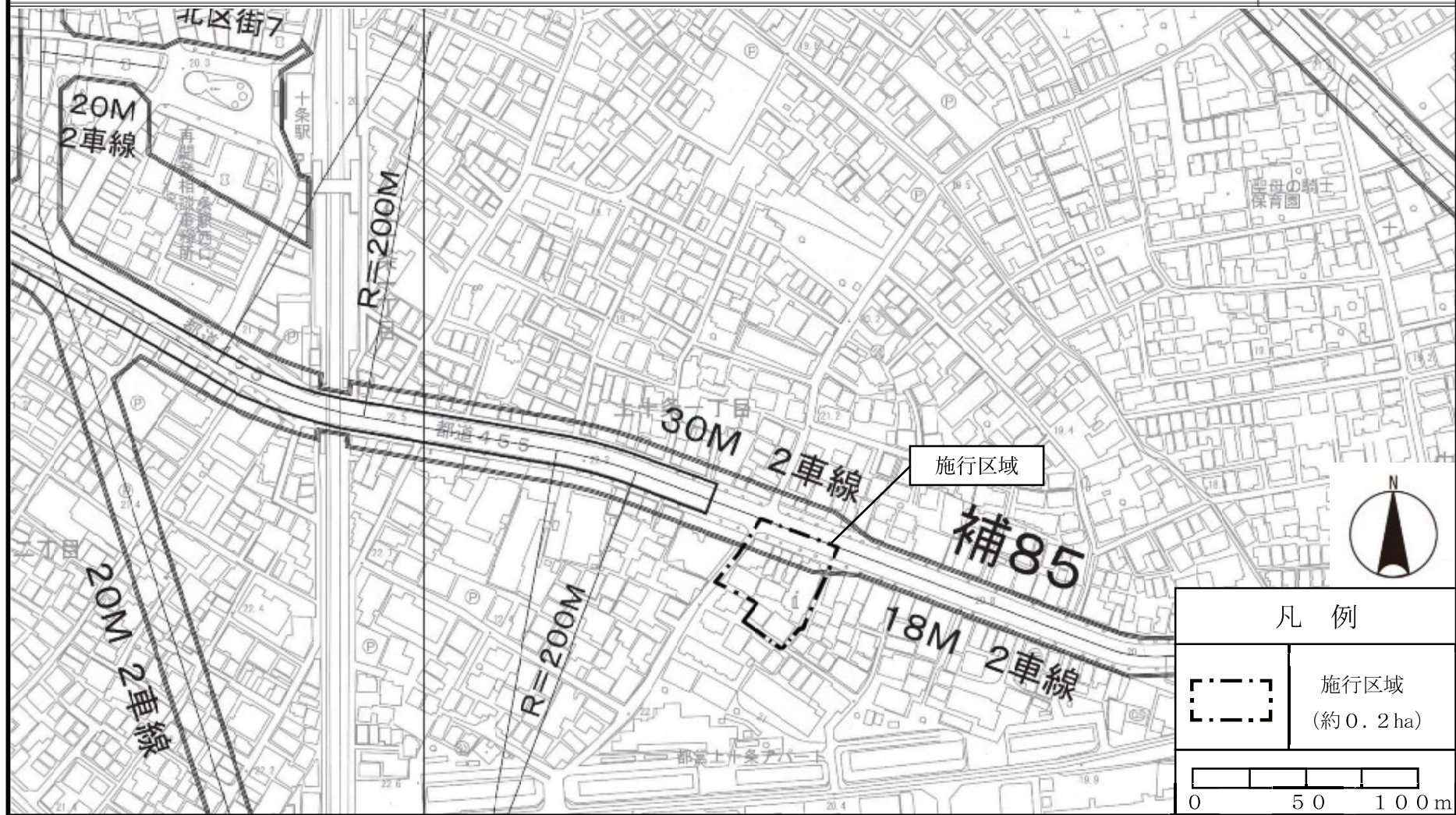
東京都市計画防災街区整備事業の決定について

- 1 都市計画の種類及び名称
東京都市計画防災街区整備事業 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業
- 2 位 置
上十条一丁目4番の一部
【別紙】「位置図」のとおり
- 3 決定内容
【別紙】「計画書」、「総括図」、「計画図」のとおり
- 4 決定理由
【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり
- 5 意見要旨と見解
【別紙】「都市計画の案に対する意見書の要旨と見解」のとおり
- 6 これまでの経過と今後の予定

平成31年	4月25日	都市計画の原案の説明会
令和元年	6月12日	東京都知事協議（意見が無い旨の通知）
	6月14日～6月28日	都市計画の案の公告・縦覧
	7月23日	北区都市計画審議会
	8月下旬～9月上旬	都市計画の決定の告示

東京都市計画防災街区整備事業 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業 位置図

〔北区決定〕



東京都市計画防災街区整備事業の決定（北区決定）

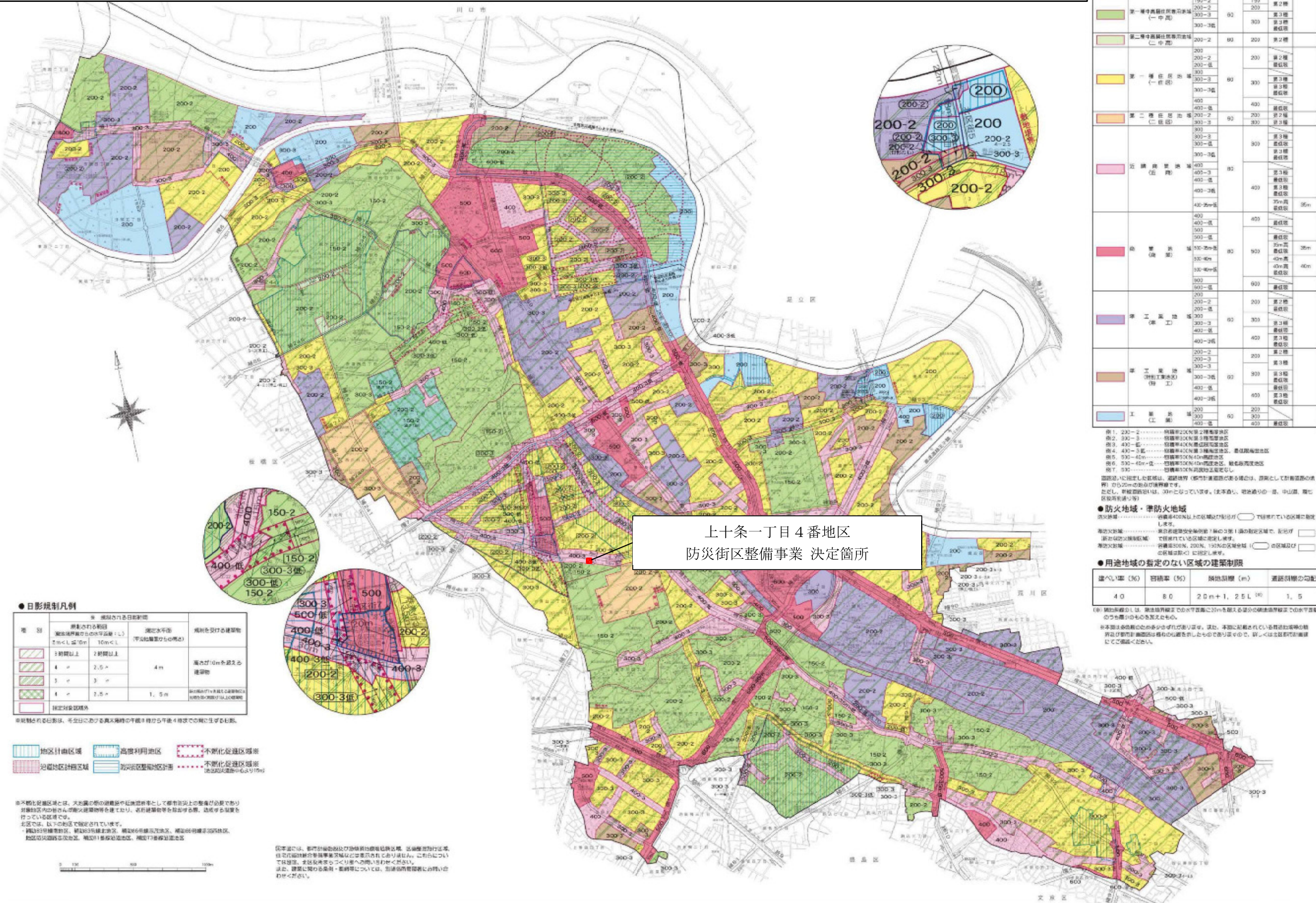
都市計画上十条一丁目４番地区防災街区整備事業を次のように決定する。

名 称		上十条一丁目 4 番地区防災街区整備事業				
面 積		約 0. 2 ha				
公共施設の 規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		補助線 街路	補助第 8 5 号線	別に都市計画に定めるとおり		拡幅
		区画街路	特別区道 北 1 0 0 6 号	幅員 2. 0 m (4. 0 m) 延長 約 2 0. 0 m		拡幅 幅員は道路中心からの幅員、() 内 は地区外を含めた幅員を示す。
防災施設建築物の 整備に関する計画		構 造		高 さ	配 列	備 考
		鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄 骨鉄筋コンクリート造等による耐 火建築物とする。		7 m 以上	建築物の壁面又はこれに 代わる柱の面から、道路境 界線（都市計画道路との境 界線を除く）までの距離 は、1. 5 m 以上とする。	—
備 考		特定防災街区整備地区内				

「位置、施行区域、公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由 ： 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。

東京都市計画防災街区整備事業 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業 総括図 [北区決定]



●凡例

色	種別	高さ	容積率	用途	高さ制限
緑	第一種中高層住居専用地域(二区画)	150-2	90	第一種中高層住居専用地域(二区画)	150-2
黄緑	第一種中高層住居専用地域(一中区画)	150-2	90	第一種中高層住居専用地域(一中区画)	150-2
黄	第二種中高層住居専用地域(二区画)	200-2	90	第二種中高層住居専用地域(二区画)	200-2
黄	第一種住居地域(一住居)	200-2	90	第一種住居地域(一住居)	200-2
黄	第二種住居地域(二住居)	200-2	90	第二種住居地域(二住居)	200-2
黄	近隣商業地域(近隣)	400-3	90	近隣商業地域(近隣)	400-3
黄	商業地域(商業)	400-3	90	商業地域(商業)	400-3
黄	準工業地域(準工業)	400-3	90	準工業地域(準工業)	400-3
黄	工業地域(工業)	400-3	90	工業地域(工業)	400-3

●防火地域・準防火地域

防火地域：防火線が400m以上の区域が防火地域として指定されている区域を指す。

準防火地域：防火線が200m以上の区域が準防火地域として指定されている区域を指す。

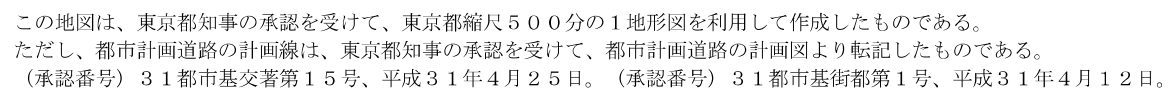
●用途地域の指定のない区域の建築制限

建ぺい率(%)	容積率(%)	高さ制限(m)	道路幅員の勾配
40	80	2.0m+1, 2.5L ^(※)	1, 5

(※) 防火線が400m以上の区域は、防火線が200m以上の区域と同等の制限を受ける。

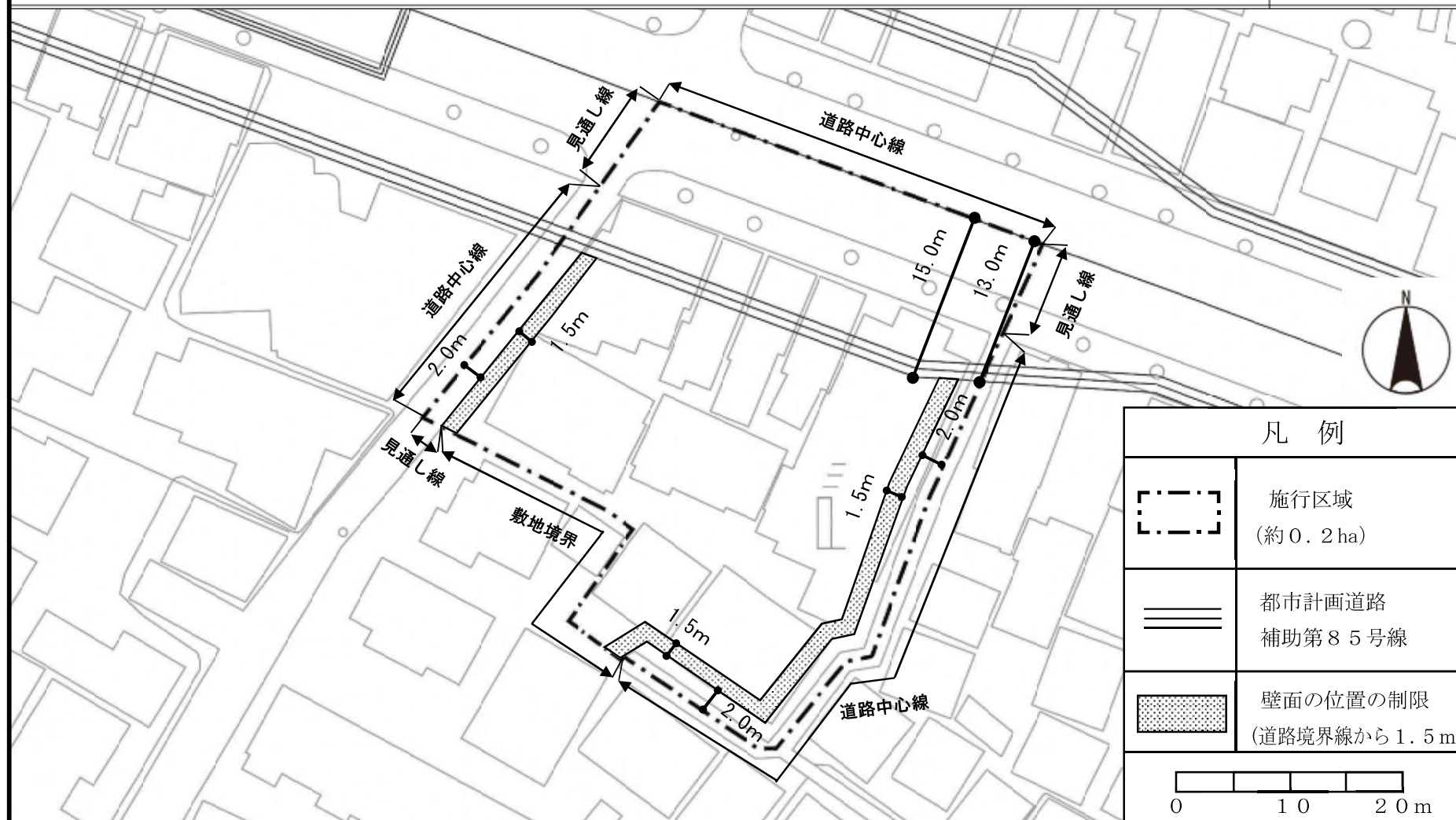
※本図は多岐にわたるものであり、図中の記載と実際の状況とが異なる場合があります。詳しくは、本図の作成に当たっての調査資料を参照してください。

〔北区決定〕



東京都市計画防災街区整備事業 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業 計画図3 壁面の位置の制限

[北区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺500分の1地形図を利用して作成したものである。
 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。
 (承認番号) 31都市基交著第15号、平成31年4月25日。(承認番号) 31都市基街都第1号、平成31年4月12日。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

- ・ 東京都市計画防災街区整備事業
上十条一丁目4番地区防災街区整備事業

2 理 由

本地区は、老朽化した木造家屋が密集しており、地震による建物の倒壊や道路の閉塞、火災による延焼等、防災上非常に危険性が高い状況となっている。

こうした状況の中、平成30年10月に「上十条一丁目4番地区防災街区整備事業準備組合」が設立され、11月には地区の防災性の向上などの課題を解決するため、防災街区整備事業による共同化を提案した「上十条一丁目4番地区まちづくり提案書」が北区に提出された。

本地区を含む十条地区は、北区都市計画マスタープラン2010及び十条地区まちづくり基本構想（修正版）において、木造住宅密集地域の改善をまちづくりの重点課題として捉え、災害に対する脆弱性を早期に克服し、居住環境の向上を図るエリアとして位置付けられている。

また、東京都防災都市づくり推進計画においては「重点整備地域」に位置づけられており、「木密地域不燃化10年プロジェクト」として、北区と東京都が連携を図りながら、木密地域の改善に向けて、重点的・集中的に各種施策に取り組んでいる。

さらに、防災街区整備方針においては、木造住宅密集地域を対象として、建築物の不燃化や道路、広場等の整備を図り、安全で安心して住み続けられる防災まちづくりを進めることを目標に、防災再開発促進地区に指定されている。

このような現状、方針・計画等を受け、本地区において、防災性の向上などを推進していくため、施行区域面積約0.2ヘクタールについて、特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）の都市計画と併せて、上十条一丁目4番地区防災街区整備事業の都市計画を決定するものである。

都市計画の案に対する意見書の要旨と見解

東京都市計画特定防災街区整備地区特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）及び東京都市計画防災街区整備事業上十条一丁目4番地区防災街区整備事業に係る都市計画の案を、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、令和元年6月14日から6月28日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、法第17条第2項の規定により、同期間中に2通（2名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨及び北区の見解は次のとおりである。

都市計画の種類及び名称

- ①東京都市計画特定防災街区整備地区 特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）
- ②東京都市計画防災街区整備事業 上十条一丁目4番地区防災街区整備事業

意 見 書 の 要 旨	北 区 の 見 解
I 賛成意見に関するもの （なし）	
II 反対意見に関するもの （なし）	
III その他の意見 2通（2名）	
1 その他の意見 （1）反対ではないが、事業は全員同意を原則として、強制力のある都市計画決定は慎重に判断すべき。	1 その他の意見 （1）本件都市計画は、地区内の土地・建物権利者全員が参加した準備組合より「まちづくり提案書」が提出されたことで、地区内の合意形成が得られたものと考えております。区としては、木造住宅密集地域の解消による防災性の向上など、まちづくりの課題解決に資すると判断し、都市計画法に基づく手続きを進めているところです。

(2) 当該都市計画を地元協議会（駅東ブロック部会）で議論を行うべき。 (3) 現在検討中の地区計画の内容を踏まえ、当該都市計画を地域住民の意見に沿った都市計画案に見直すべき。	(2) (3) 現在検討中の地区計画は、地元協議会等で、対象地区内の皆様に広く意見を伺い、合意形成を図っております。本件都市計画は、個別事業の地区指定であり、地区内の合意形成が得られているため、都市計画法の手続きを進めております。 なお、本件都市計画は、現在検討中の地区計画の議論を踏まえた内容としております。
(4) 補助85号線は原図等が存在せず、正当性がないので違法なものである。	(4) 補助85号線の事業者である東京都にご意見があった旨を申し上げます。
(5) 高層マンションの建設による風害等が懸念されるため、中低層（5階程度）に制限するべき。	(5) 実際の建築物の高さは、建築主である事業者が現行の建築基準法並びに関係法令に基づき、建築計画を立てて決まることとなります。よって今回のご意見は建築計画にかかる参考意見として事業者に申し上げます。
(6) 風害発生時は建物所有者が原因究明する旨を義務付とするべき。 (7) 複合的な複数建物による日照障害対策も入れるべき。	(6) (7) ご意見いただきました内容については、本件都市計画で定められるものではございません。今回のご意見は建築計画にかかる参考意見として事業者に申し上げます。
(8) 建物解体時も含め、西側道路の通行の確保を行うべき。	(8) ご意見いただきました内容については、本件都市計画で定められるものではございません。今回のご意見は工事にかかる参考意見として事業者に申し上げます。



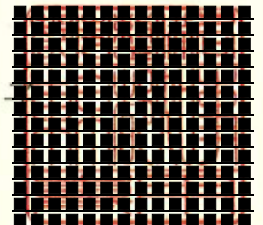
協議結果通知書

北区長 花川 與惣太 殿

平成 31 年 4 月 26 日付 31 北まま第 3102 号で協議のあった東京都市計画特定防災街区整備地区
特定防災街区整備地区（上十条一丁目 4 番地区）及び東京都市計画防災街区整備事業上十条一丁目
4 番地区防災街区整備事業の都市計画の決定に係る都市計画法第 19 条第 3 項の協議については、都
として意見はありません。

令和元年 6 月 12 日

東京都知事 小池 百合子



印影は加工しています



報告事項「北区都市計画マスタープランの改定」 の素案についてに関する資料

- (1) 北区都市計画マスタープラン改定素案
- (2) ワークショップ概要
- (3) 今後のスケジュール

北区都市計画マスタープラン
改定素案

目次

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方	1
序－1 都市計画マスタープランとは	2
序－2 都市計画マスタープランの役割	3
序－3 計画の位置付け	3
序－4 計画改定の趣旨	4
序－5 計画期間の設定	5
序－6 都市計画マスタープランの構成	6
第1章 北区を取り巻く状況	7
1－1 北区の現況	8
1－2 都市づくりを取り巻く社会情勢	17
1－3 首都東京における北区の位置付け	19
1－4 上位関連計画における施策の方向性	23
1－5 都市づくりの課題	24
【全体構想】	
第2章 都市づくりのビジョン	27
2－1 未来の暮らしを豊かにする将来都市像	28
2－2 未来の暮らしのイメージ	30
2－3 将来都市構造	34
第3章 土地利用の基本方針	39
3－1 拠点育成の基本方針	40
3－2 土地利用誘導の基本方針	47
第4章 分野別都市づくりの方針	55
4－1 おでかけ環境「移動・外出☺みちづくり」	58
4－2 交流を育む魅力「水辺・みどり☺交流☺歴史・文化・景観」	66
4－3 住環境「生活環境☺子育て・健康長寿」	74
4－4 環境共生「環境負荷低減☺スマートコミュニティ」	78
4－5 災害対応「防災・減災☺事前復興」	82
【地区別構想】	
第5章 地区別のまちづくり方針	91
5－1 地区別まちづくりの展開方針	92
5－2 地域・地区区分の設定	94
5－3 3地域の将来都市像	96
5－4 浮間地区のまちづくり方針	97
5－5 赤羽東地区のまちづくり方針	105
5－6 赤羽西地区のまちづくり方針	115
5－7 王子東地区のまちづくり方針	123
5－8 王子西地区のまちづくり方針	133

5－9 滝野川東地区のまちづくり方針	143
5－10 滝野川西地区のまちづくり方針	151

【実現化方策】

第6章 構想の実現に向けた方策	161
6－1 基本的な考え方	162
6－2 推進方策	162

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方

序－１ 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、1992 年（H 4）6 月の都市計画法改正により、区市町村ごとに策定することとなりました。

都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくり・まちづくりに関する将来の構想や展望を明確にし、都市計画に関する基本的・総合的・長期的な方針として、「北区基本構想※」並びに東京都の「都市づくりグランドデザイン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※（都市計画区域マスタープラン）」などに基づき定めます。

目指すべき将来都市像を設定し、その実現のために必要な用途地域※の指定や都市計画道路、都市計画公園等の都市施設の整備など、法律に基づく都市計画を定めるほか、区民・事業者・区が主体となって進めるまちづくりの道標となるものです。

また、都市計画マスタープランに掲げる都市づくり、まちづくり分野の長期ビジョンは、区民・事業者・区など様々な主体の共通目標となります。共通目標を設定することによって、様々な主体が互いに連携を育みつつ、個別具体的な都市計画やまちづくりを展開していく中で、都市や地域全体の公共的視点に立った建設的な提案が生まれ、望ましいまちづくりが行われることが期待できます。

北区では、2000 年（H12）に「北区都市計画マスタープラン 2000」を、その後、2010 年（H22）には改定版となる「北区都市計画マスタープラン 2010」を策定し、これに基づいて都市づくり・まちづくりを進めてきました。

現行計画から約 10 年、策定当初から約 20 年が経過し、この間の社会情勢の変化や東京都及び北区の上位関連計画の策定・改定に対応するため、全体の見直しを行い、「北区都市計画マスタープラン 2020」を策定します。

序－２ 都市計画マスタープランの役割

北区の「都市計画マスタープラン」の役割は、次の３点に整理できます。

長期ビジョンの共有を可能とします

概ね 15～20 年後の将来都市像を定めることで、北区が目指すべき都市づくり、まちづくり分野の長期ビジョンを、区民・事業者・区など様々な人たちとの間で共有できるようになります。

個別の都市計画や都市づくり・まちづくりのあり方の根拠となります

将来都市像の実現に向けた、法律に基づく都市計画や実際の都市づくり・まちづくりのよりどころが明らかになり、そのあり方の根拠となります。

また、東京都や近隣自治体、事業者などに対し、個別のまちづくりを進める場合の説明や理解を得るための指針となります。

行政と区民の協力による「協働のまちづくり」のための基本となります

都市づくり・まちづくりは、区民・事業者が主体となる個別更新や開発によって進められることが多く、これらの事業内容が、将来都市像を実現する鍵を握っています。

「都市計画マスタープラン」は、行政が進める施策のみをまとめるものではなく、北区と区民の協力による「協働のまちづくり」の推進に向けて、その方向性を整理する基本としての役割を担います。

序－３ 計画の位置付け

北区の各種計画の中での「北区都市計画マスタープラン」の位置付けは、次に示すとおりです。

北区基本構想などの基本理念を受けた計画です

上位計画である「北区基本構想」・「北区基本計画 2015」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」や東京都の広域的な各種の計画（「都市づくりグランドデザイン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」など）の基本理念を受けた、総合的かつ長期的な都市づくり・まちづくり分野の基本計画です。

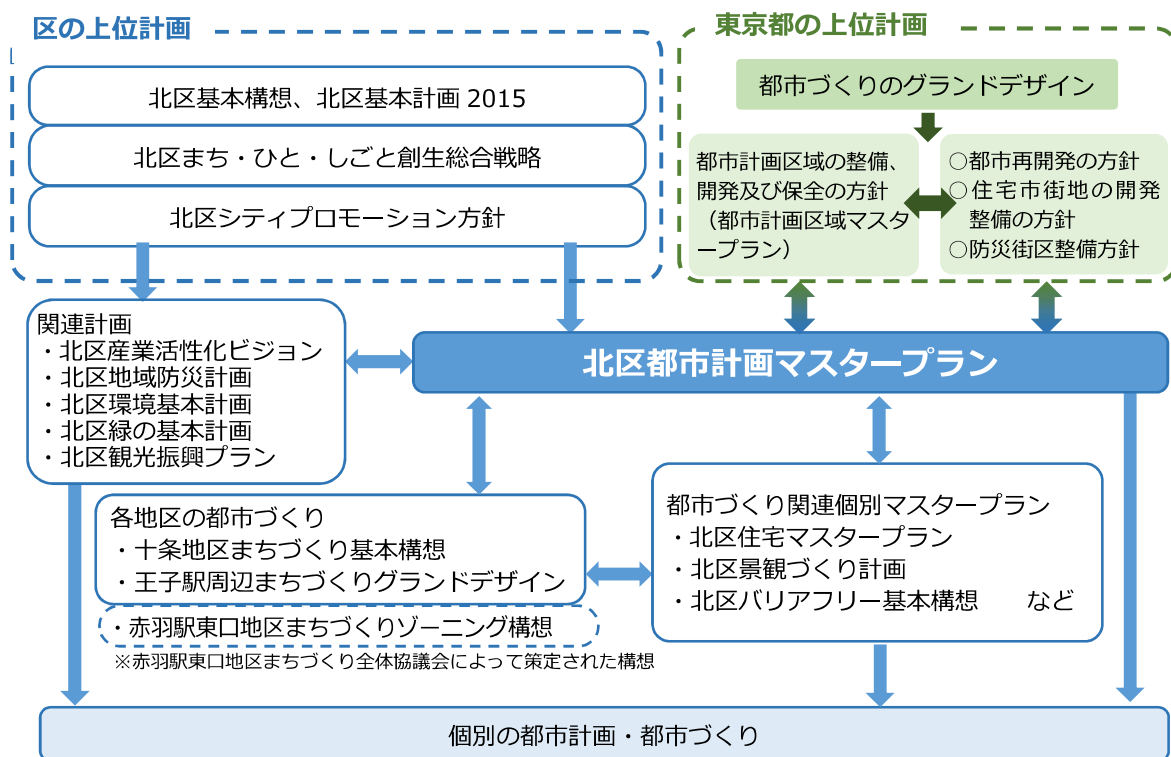
関連計画と整合を図った計画です

産業振興、防災、環境といった「関連計画」とは同等の関係にあり、整合を図るとともに、相互に連携し、都市づくり・まちづくりを推進していきます。今後、新たに策定される関連計画についても、「北区都市計画マスタープラン」の内容と整合を図ります。

また、2016 年（H28）に策定された「北区シティプロモーション方針」を踏まえ、北区のくらしの魅力が北区内外に伝わるビジョンを示し、その実現に向けた取組みをまとめる計画とします。

個別のまちづくり計画のよりどころとなる計画です

「北区住宅マスタープラン」「北区景観づくり計画」などについては、都市計画マスタープランに基づき、より詳細・具体的な部門別の計画となります。



序－４ 計画改定の趣旨

現行計画である「北区都市計画マスタープラン 2010」の策定から 10 年の間に、少子高齢化の進行や東日本大震災の発生、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など社会情勢は大きく変化しました。

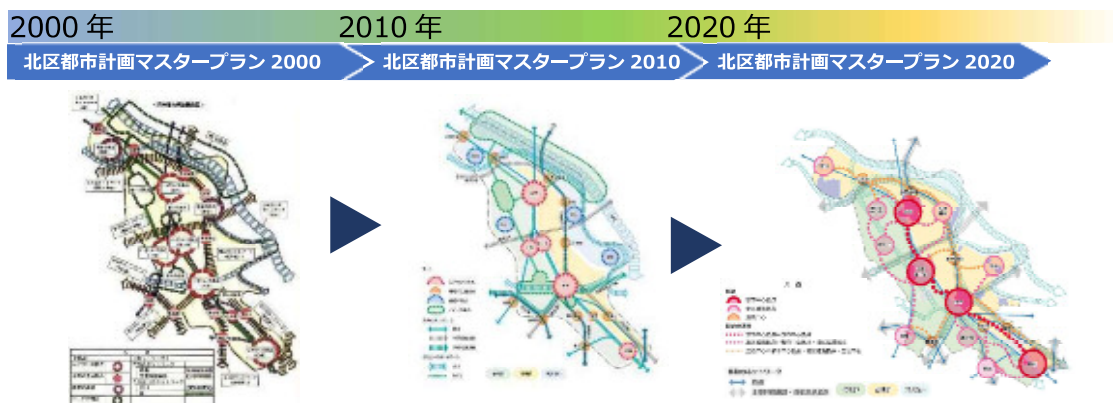
東京都では、2017 年（H29）9 月、都市づくりのグランドデザインを策定し、新たな東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な考え方をまとめ、東京における北区の位置付けや役割などが示されました。また、北区においては、持続可能な都市づくりを一層推進するため、2016 年（H28）に「北区人口ビジョン※」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略※」・「北区シティプロモーション方針※」などを策定し、2020 年（R2）には、「北区基本計画 2020」の改定が行われています。

このような状況を捉え、同マスタープランを、社会情勢の変化や東京都及び北区の上位計画等に対応し、2040 年代の北区の都市像を明らかにするため、「北区都市計画マスタープラン 2020」として改定します。

序－5 計画期間の設定

計画期間は、2020 年（R2）から、現行計画と同様に 15～20 年後とします。

なお、今後の社会情勢などの変化に柔軟に対応していくため、10 年程度ごとに全体の見直しを行っていきます。また、必要に応じて部分的な見直しを行うとともに、各地区の状況に応じた地区別のまちづくりビジョンを作成することで、計画の弾力的な運用を目指します。



序－6 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、北区全体の将来都市像や将来都市構造、地域や地区に共通して展開する都市づくりの基本方針を示す全体構想と、各地域の将来都市像や各地区の特徴を活かした身近なまちづくりの方針を示す地区別構想、構想の実現に向けた方策を示す実現化方策から構成します。各項目における主な内容は以下の通りです。

■ 北区の現況を把握する ⇒ 第1章 北区を取り巻く状況

- ・これまでの都市づくりと多様な都市活動によって育まれてきた北区のまちの魅力を整理し、社会動向や、都・区の上位関連計画における位置付けを踏まえて、都市づくりの課題を示します。

【全体構想】

■ 将来都市像を描く ⇒ 第2章 都市づくりのビジョン

- ・未来の暮らしを豊かにする将来都市像を暮らしのイメージとともに示します。
- ・将来都市像を実現するための将来都市構造を示します。

■ 土地利用を誘導する ⇒ 第3章 土地利用の基本方針

- ・将来都市像の実現に向けた、拠点育成及び土地利用誘導の基本方針について示します。

■ 都市づくりを展開する ⇒ 第4章 分野別都市づくりの方針

- ・将来都市像の実現に向けた5つの分野を設定し、基本的な考え方と施策の方向性を示します。
 - ・誰もが行きたいところに快適に行けるまち
 - ・人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち
 - ・誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち
 - ・環境と共生するスマートなまち
 - ・被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

【地区別構想】

■ まちづくりを展開する

⇒ 第5章 地区別のまちづくり方針

- ・駅を中心に東西を結ぶ3地域の将来都市像を設定します。
 - ・赤羽地域 ・王子地域 ・滝野川地域
- ・7地区別のまちづくりの将来像、各地区における取組みを示します。
 - ・浮間地区 ・赤羽東地区 ・赤羽西地区
 - ・王子東地区 ・王子西地区
 - ・滝野川東地区 ・滝野川西地区

【実現化方策】

■ 計画を推進する

⇒ 第6章

構想の実現に向けた方策

- ・区民・事業者・区の協働による都市づくり・まちづくりの推進方策を示します。

第1章 北区を取り巻く状況

第1章 北区を取り巻く状況

1-1 北区の現況

(1) 北区のまちの魅力要素

北区には、住めば笑顔になる「くらしやすさ」がたくさんあります。下町風情を感じる商店街、由緒ある桜の名所、子どもたちが元気に遊べる公園、荒川をはじめとする4つの河川の水辺など、様々なやすらぎの空間があります。

そして、区内にはJRの駅が11駅あり、都内で最もJR駅数の多いまちです。さらに東京メトロの駅が5駅、東京さくらトラム（都電荒川線）※の停留所が6箇所あり、都内主要エリアへのアクセス性の高さも魅力です。



共助による防災

- ・自主防災組織率が高く、地域で助け合う防災体制が構築されています。



地域のきずなづくり

- ・地域円卓会議※など地域での連携を深める場作りが進んでいます。

充実した子育て支援や教育への積極的な取り組みなど、「住めば、北区東京。」と思わず言いたくなる、利便性を活かした「活動的な暮らし」と、自然地形に恵まれた「うるおいとやすらぎのある暮らし」のバランスの良さが北区の大きなまちの魅力となっています。

トップアスリートが身近にいる環境

- ・味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センター、第2ナショナルトレーニングセンターがあり、パラスポーツを含めた様々なトップアスリートが身近にいる、子どもがスポーツに関心を持ちやすい環境が整っています。



誰もが楽しめるスポーツ環境の充実

- ・荒川河川敷、赤羽スポーツの森公園、浮間子どもスポーツ広場、滝野川体育館、赤羽体育館など、身近にスポーツができる環境に恵まれています。



●スポーツが身近にある暮らし

●地域の歴史文化が根付いた暮らし

地域で育まれた各時代の文化

- ・多くの文豪が住み「文士村」と呼ばれた田端や、23区内に2箇所しかない大衆演芸場である篠原演芸場など、地域に根付いた文化を大切にしています。



受け継がれてきた地域の風習

- ・「王子田楽」や「白酒祭」、「稲付の餅搗唄」、 「狐の行列」など、北区特有の伝統行事が残っています。



古くから親しまれた行楽地

- ・飛鳥山の花見、浮間ヶ原の桜草、金剛寺や石神井川の紅葉など、江戸時代から行楽地として親しまれてきた環境が継承されています。



うるおい
やすらぎ

くらしと
あるくらしの
の良さ

人と人の
つながり

●水辺やみどり環境に恵まれたうるおいのある暮らし

親しめる水辺空間

- ・名主の滝公園や浮間公園、音無親水公園など、地形を活かした親水空間のある公園が整備されています。

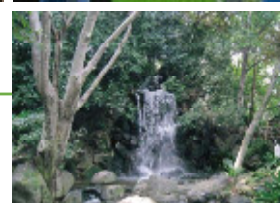


●安心して子育てできる暮らし

●人と人がつながる地域の暮らし

自然豊かな地形

- ・区内を流れる4つの河川、中央を縦貫する武蔵野台地の崖線など、水辺や緑地といった自然環境に恵まれています。



地域で子育てする環境

- ・コミュニティで子育てする環境があり、近年出生数が増加しています。また、放課後子ども総合プランなどの推進により、安心できる子どもの居場所づくりを進めています。



地域と商店街の連携

- ・地域と商店街が連携したイベントや祭りが開催されるなど人と人とのつながりを大切にしています。



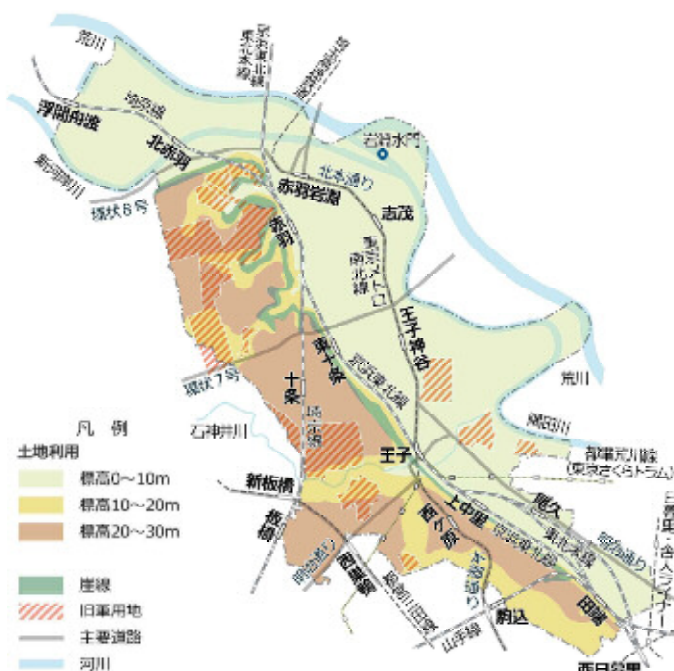
(2) 北区の地形と歴史

1) 自然的条件

北区は、東京都の北東部に位置し、北を埼玉県川口市と戸田市、東を荒川区と足立区、西を板橋区、南を文京区と豊島区に接しています。

東西に約 2.9km、南北に約 9.3km、総面積 20.61km²となっています。

武蔵野台地の東端部に位置しており、東側の低地と西側の台地、その間に崖地がある特徴的な地勢です。



北区の地形

J R 京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられ、さらに隅田川・荒川や新河岸川の河川沿い地域に区分でき、それぞれ次のような市街地が形成されています。

■台地部（おおむね京浜東北線の西側）

江戸～明治初期までは畑地などが広がっていましたが、1887 年（M20）以降、赤羽台から滝野川までの区域が軍用地として活用され、周囲の宅地化が始まりました。さらに、関東大震災後は宅地化が加速しました。戦後、軍用地は解放され、跡地は桐ヶ丘団地や赤羽台団地などに代表される大規模団地や、国や都の機関、病院、学校、公園などへ変わり、現在は、おおむね住宅を主体とする市街地が形成されています。

■低地部（おおむね京浜東北線の東側）

江戸～明治初期まで水田の広がる農村地帯でしたが、昭和に入ってから工場が増え、市街化が進み、更に関東大震災後は市街化が加速しました。戦時中は駅周辺が空襲により被害を受け、戦災復興区画整理事業が行われました。高度経済成長期以後、工場の移転に伴って住宅が増え、住・工混在の住宅地が形成されてきました。現在は、地域に根ざした町工場や商店街などと住宅が共存した地域、下町的情景の残る地域など多様な市街地が形成されています。

■河川沿い（荒川・隅田川・新河岸川沿い）

水田の広がる農耕地でしたが、昭和初期の荒川放水路の完成に伴い、工場が増え、市街化が進みました。工場が多く立地した産業集積地となっていました。近年、それら工場の生産機能の区外転出や研究・開発機能への転換により、その跡地が住宅を中心とした利用へと転換し、現在は、住・工混在の市街地が形成されています。

2) 北区のなりたち

岩槻街道や中山道、崖線に沿って敷設された鉄道などの交通の発達とともに、まちが形成されてきました。豊かな歴史と文化遺産を持ち、石神井川や荒川の水運を利用して近代産業も発展してきました。戦前には軍施設の立地や、大正期の関東大震災による被災者の移住により、急速な市街化をもたらしました。戦時中は空襲などによる大きな被害で人口減少が進みました。戦後には戦災復興区画整理事業などによる復興が進みました。こうした都市の形成過程が、現在の北区のまちに大きく影響を及ぼしています。

①

～江戸時代

江戸時代には、徳川家が日光へ社参する日光御成道が整備され、岩淵宿が第一宿場として栄えるとともに、上中里村や西ヶ原村に大名や旗本の抱屋敷がありました。また、徳川吉宗によって、飛鳥山に桜が植栽され、飛鳥山の花見、滝野川の紅葉などが江戸からの行楽客でにぎわいました。

写真・浮世絵
等挿入予定

②

明治時代～大正時代

鹿島紡績所、抄紙会社などの石神井川下流への建設以後、王子周辺の工場集積が進み、近代産業の礎となりました。また、赤羽には火薬庫、十条には第一陸軍造兵廠ができ、その後多くの軍施設が立地されました。

1883年に高崎線・宇都宮線にあたる鉄道が、1909年に赤羽線が開通し、王子駅や赤羽駅が開設されました。

また、東京美術学校の学生が下宿先の田端に卒業後も住むようになり、芥川龍之介、室生犀星などの文豪が住み始めると、文士や芸術家が集まり住むまちとなりました。

③

大正時代～戦後

関東大震災後、人々の移住が始まり、人口が急増、同潤会※による住宅建設も行われました。

昭和初期には、荒川放水路が完成し、沿川部への工場立地が進みましたが、1945年4月の城北大空襲など、戦災による被害が大きく、住民の疎開により、著しく人口減少が進みました。

戦後は、駅周辺での区画整理などにより、商業地の復興が進みました。また、被服廠跡地（ひふくしょうあとち）※に赤羽台団地、赤羽火薬庫跡地に桐ヶ丘団地が建設されるなど旧軍施設の利活用が進む一方で、面的な整備が遅れた一部地域では木造住宅密集地が残存しました。

写真・浮世絵
等挿入予定

④

戦後～現在

高度経済成長とともに働き手が流入したことから、買回り店などが多く立地する商店街が形成されました。また工場移設跡地への大規模団地建設が行われました。1985年に埼京線が大宮まで開通、1991年に南北線（赤羽岩淵駅～駒込駅）が開通し交通利便性がさらに向上しました。

この頃から、音無親水公園や浮間ヶ原桜草園、清水坂公園など地域の特色を活かした公園が開園しました。近年は工場跡地への大規模マンション建設が見られます。

(3) 土地利用の状況

1) 土地利用現況

北区全域の土地利用割合をみると、住宅用地が30%以上を占めており、商業用地は約7%、工業用地は約5%を占めています。また、緑被地や水面の割合を示すみどり率は約26%となっています。

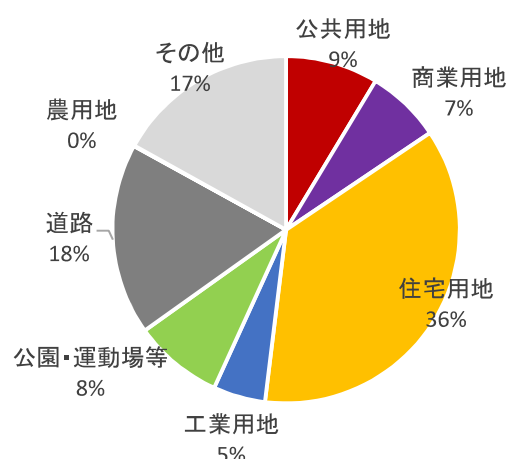
2017年の土地利用現況図¹によると、北区全域に独立住宅（戸建）が立地していることがわかります。また、浮間地区の工場や赤羽西地区の大規模団地など、大規模な土地利用が点在していることが特徴です。荒川河川敷や飛鳥山、赤羽自然観察公園等の大規模な公園緑地も見られます。

北区全域の土地利用面積及び構成割合とみどり率

	面積(㎡)	構成割合
公共用地	1,770,193	8.62%
商業用地	1,427,824	6.95%
住宅用地	7,465,270	36.36%
工業用地	1,001,268	4.88%
公園・運動場等	1,712,693	8.34%
道路	3,667,006	17.86%
農用地	7,580	0.04%
その他	3,480,074	16.95%
みどり率	5,340,996	25.94%

【出典】北区 土地利用現況調査(2017年)

北区 みどりの実態調査(2014年)



北区全域の土地利用の構成割合

【出典】北区 土地利用現況調査(2017年)

2) 近年の土地利用の変化

2012年から2017年にかけての土地利用の変化をみると、北区全域の工業用地の面積が約13.3% (153,060㎡) 減少している一方で、住宅用地の面積が約2.3% (167,790㎡) 増加しており、北区の土地利用が工業用地から主に住宅用地へ転換していることがわかります。

浮間地区では、区内7地区の中で特に商業用地の面積が増加しており、2012年と2017年の北区土地利用現況図を比較すると、工場跡地に商業施設が建設されていることがわかります。

赤羽西地区では、大規模団地の更新や東京都立産業技術センター移転後の土地利用の検討がされるなど、土地利用の更新時期を迎えています。

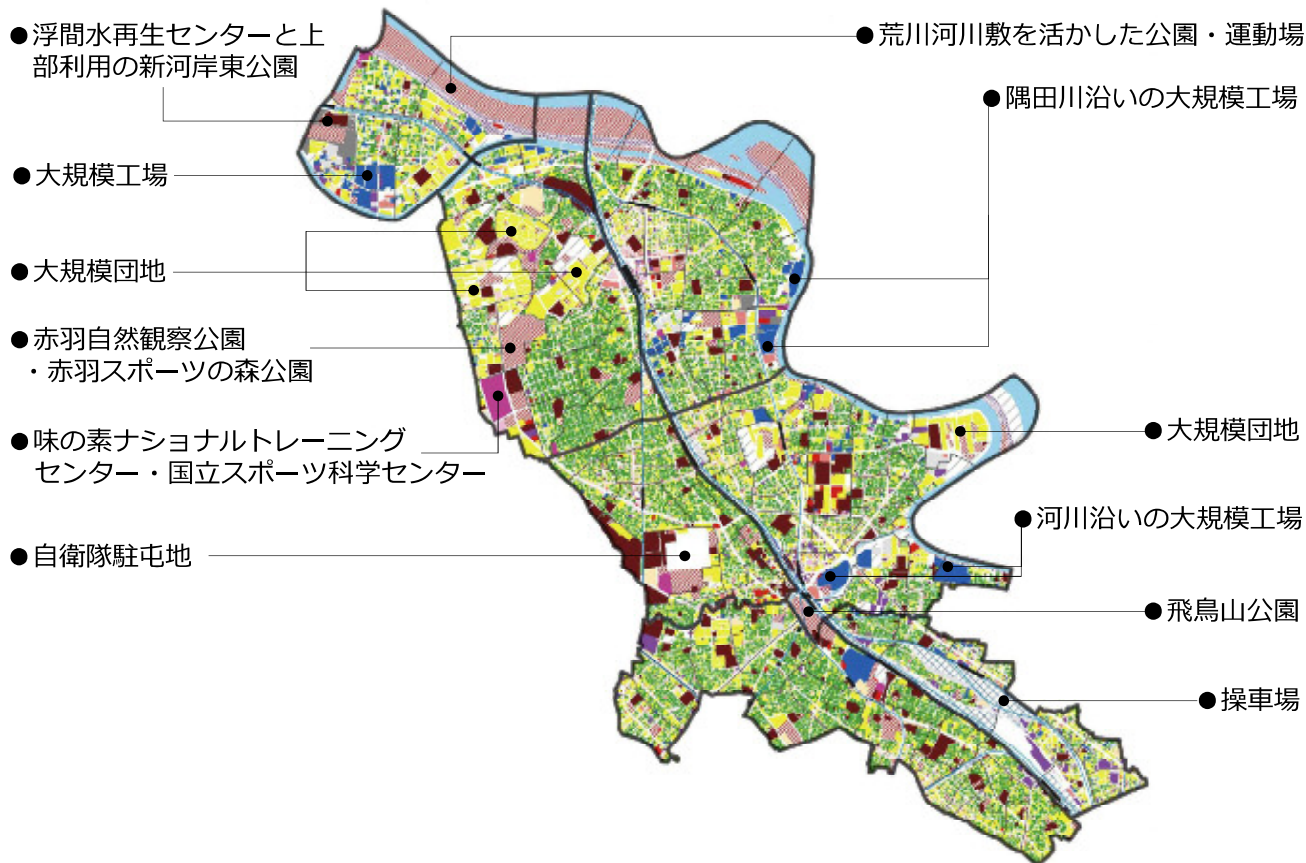
王子東地区では、日本製紙王子倉庫跡地の土地利用変更などにより、工業用地が減少しました。

2012年から2017年にかけての土地利用面積の増減(㎡)

	公共用地	商業用地	住宅用地	工業用地	公園・運動場等	道路	農用地	その他
北区	-24,377	10,932	167,790	-153,060	41,075	3,436	-897	-44,896
浮間地区	2,458	14,510	25,758	-32,682	1,248	-3,084	-771	-7,433
赤羽東地区	7,049	-165	25,237	-23,922	17,001	9,571	0	-34,777
赤羽西地区	-46,429	3,132	-24,695	-9,317	30,100	339	-261	47,132
王子東地区	-7,991	-4,507	34,666	-69,723	-6,026	-3,778	135	57,227
王子西地区	3,795	-1,848	27,056	-1,012	-1,870	-1,228	0	-24,897
滝野川東地区	3,320	5,837	21,021	-11,479	2,184	-934	0	-19,945
滝野川西地区	13,422	-6,026	58,747	-4,925	-1,561	2,550	0	-62,204

【出典】北区 土地利用現況調査(2012年、2017年)

¹ 土地利用現況図：5年ごとに行われる土地利用現況調査によって作成された基礎的資料です。北区における土地及び建物の現況データを基に集計及び解析を行い、現在の市街地状況及び前回からの経年変化を把握するとともに、今後の都市計画に関する基本的な資料に用いられています。



北区土地利用現況図（2017 年）

【出典】北区 土地利用現況調査（2017 年）

浮間地区

赤羽東地区

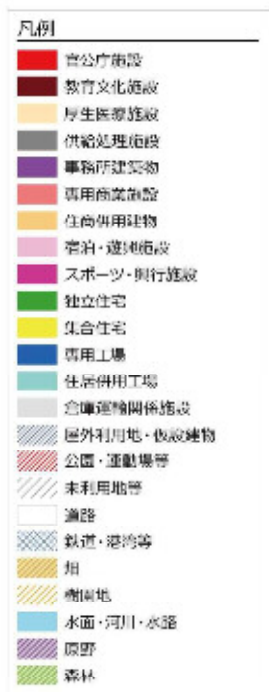
赤羽西地区

王子東地区

王子西地区

滝野川東地区

滝野川西地区



北区土地利用現況図（2012 年）

【出典】北区 土地利用現況調査（2012 年）

(4) 人口動向

1) 人口の推移

戦後の1945年以降、疎開から戻る人や戦地からの復員などにより、人口が急速に回復しました。また、1960年～1965年に完成した大規模な赤羽台団地や桐ヶ丘団地の建設により、1945年に約14万人だった人口が、1967年に約44万人となり、ピークを迎えました。それ以降は減少傾向が続いていましたが、近年ではゆるやかな増加傾向に転じています。

2) 近年の年代別移動人口の推移

1995年以降、子育て世代及びその子ども世代の転出者数は減少傾向にあり、特に、20～29歳の年代では転入者数の方が転出者数よりも多い傾向にあります。一方で、35～44歳の移動人口は、転出傾向は抑制されつつあるものの、転出者数の方が転入者数よりも多い状態が続いています。

3) 外国人人口の動向

外国人人口は増加傾向が続いています。国別の人口を見ると、中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮が多くなっています。最近ではネパール、ベトナムが増加傾向にあります。

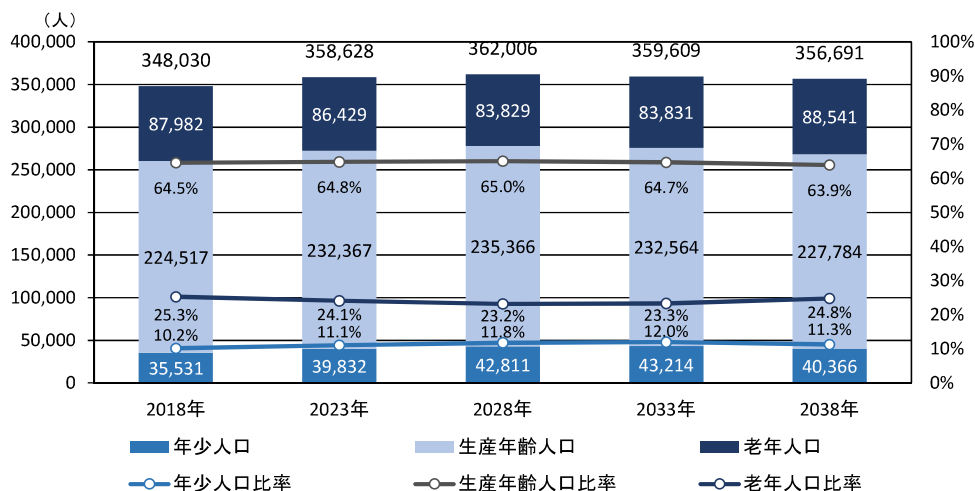
4) 将来人口の推計

総人口は、2028年の約36.2万人をピークに減少に転じると推計されている一方で、東京圏への一極集中と民間集合住宅の堅調な建設を背景に、子育て支援施策の充実などにより年少人口は2033年まで増加が続くと推計されています。また、老年人口は、総人口がピークを迎える2028年まで減少傾向が続き、以後は増加すると推計されています。

地区別でみると、今後約10年は全7地区で増加しますが、約20年後には、赤羽西地区、王子西地区、王子東地区で減少すると推計されています。

高齢化率を地区別でみると、今後約10年は全7地区で低下しますが、約20年後には、浮間地区、赤羽東地区、王子東地区で上昇すると推計されています。

世帯数は、全世帯構成での増加のピークは総人口と同様2028年となり、以後は、ひとり親と子世帯、夫婦世帯は増加する一方で、夫婦と子世帯は減少に大きく転じると推計されています。



北区独自推計による将来人口の推移

【出典】北区 人口推計調査報告書（2018年）

(5) 都市づくりの進行状況と今後の視点

1) 「北区都市計画マスタープラン 2010」における都市づくりの進行状況と課題

分野別のまちづくりの方針で示された施策の取組み状況や関連する統計データなどから、前計画における8つのまちの将来像の実現に向けた、これまでの都市づくりの進行状況と課題について整理します。

■ 誰もが住みつつけられるまち

【進行状況】ハード・ソフトの複合的な取組みにより、若年層や子育て世代の転出者数が減少し、転入者数が増加しました。

【課題】引き続き区外からの転入を促進するとともに、未だ転出超過傾向にある、30代後半～40代の転出を抑制する必要があります。

■ コミュニティを活かしたまち

【進行状況】まちづくり協議会や北区政策提案協働事業[※]及び北区地域づくり応援団事業[※]、地域円卓会議など、地域の協働の機会づくりが進みました。

【課題】町会・自治会への加入率が低下傾向にあり、マンションなどに転入してきた新住民と地域との交流を促進する必要があります。

■ 安全で安心して暮らせるまち

【進行状況】不燃化や耐震化、集中豪雨対策、共助の促進により、都市の安全性が向上しました。

【課題】各種事業により、対象地区では耐震化や不燃化が進んでいますが、未だ十分でなく区内に残る災害危険性の高い地域の安全性を一層向上させる必要があります。

■ 文化の薫り漂う憩いのまち

【進行状況】北区景観づくり計画の策定、景観行政団体への移行、景観形成重点地区[※]の指定などにより良好なまちなみを維持・促進する取組みを進めました。また、文化資源を活かした観光まちづくりや魅力の発信を進めてきました。

【課題】今後は地域資源[※]の発掘と「まもり、つくり、そだてる」、次世代への継承を進める必要があります。

■ 人にやさしい福祉のまち

【進行状況】駅構内及び駅周辺のバリアフリー化[※]が進みました。

【課題】駅構内の複数のバリアフリールートの確保によるバリアフリー化の充実や駅までのアクセス道路のバリアフリー化を更に進めていく必要があります。

■ 環境を大切にしたまち

【進行状況】公園整備や建築物への緑化が進みました。また、省エネルギー機器の導入助成など、環境負荷の低い都市の形成が進みました。

【課題】引き続き、緑地の保全や未整備の公園の整備、民有地の緑化促進を進めるとともに、都市インフラ[※]としての水辺やみどりの活用が求められています。

■ 活き活きとした産業のある活気あるまち

【進行状況】創業・企業支援や個店の魅力づくりなど産業活性化に向けた施策展開により生産性が向上しました。

【課題】今後は、住・工の調和を図りながら、操業及び研究・開発環境の維持・発展を促進する必要があります。

■ 交通の充実したまち

【進行状況】都市計画道路の事業化が進み、コミュニティバス（Kバス）[※]の本運行も開始されました。

【課題】現在、14路線が事業中であり、今後も引き続き道路整備事業を進めるとともに、地域公共交通の充実に努めていく必要があります。

2) これまでの状況を踏まえた都市づくりの視点

前計画で示された8つのまちの将来像の実現に向けて進められてきた、これまでの都市づくりの進行状況と課題から、今後の取組みの上で大切な都市づくりの視点を以下に示します。

着実な事業の実施による安全、便利、快適な都市インフラの構築

地域のきずなづくりとライフステージに応じた快適な住環境の形成による更なる定住化の促進

都市インフラとして水辺やみどりが保全・活用される環境負荷の低い都市構造の実現

写真・イラスト
等挿入予定

1-2 都市づくりを取り巻く社会情勢

(1) 近年の社会動向

持続可能な都市づくりを進めていく上で、前提となる近年の社会動向として、人口構成の変化や環境への配慮、防災の必要性の高まり、先端技術の導入、協働のまちづくりについて整理します。

■ 持続可能開発目標の達成に向けた取組みの推進

2015 年に国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）※」に基づき、日本では、「持続可能な開発目標の実施指針」が示され、まちづくり分野でも、経済・社会・環境の三側面における持続可能な取組みの推進が求められています。

北区では、SDGs の視点を取り込んだ行政計画の改定が進んでおり、今後は具体的なまちづくりにおいても持続可能性を高めていく必要があります。

■ 超高齢化・人口減少時代の到来

北区人口推計調査報告書※によると 2028 年をピークに人口が減少していくのに対し、老年人口比率は、2028 年を境に減少傾向から増加傾向に転じると推計されています。

今後直面する、超高齢化・人口減少時代に対応した、都市構造の変換が求められており、駅などを中心とした集約型の地域構造※の形成に向けた都市づくりが各地で進められています。

現在、北区の老年人口比率は 23 区で最も高くなっており、大規模団地の住民の高齢化などが見られます。また、住宅地における身近な買回り品を購入できる商店の減少などが進んでおり、日常的な買い物が不便な地域も見受けられ、生活利便性の高いコンパクトシティの形成を進める必要があります。

一方で、近年北区の人口は増加しており、その要因として工場跡地へのマンション建設などが挙げられます。

■ 環境負荷の低い都市構造への転換

東日本大震災の発生後、日本全体でエネルギー需給への意識が高まり、再生可能エネルギーや、省エネルギーに関する技術などが発展してきました。

こうした技術を導入しながら、低炭素社会※の実現に向けて、環境配慮型の都市構造※への変換が求められています。

北区は、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川が区内を流れ、崖線が中央を通るなど東京区部の中ではうらおいのある自然環境に恵まれています。貴重な自然環境を保全しながら、再生可能エネルギーや、省エネルギー技術などを導入していくことで、環境負荷の低い都市構造への転換を進める必要があります。

■ 災害リスク管理と災害対応力の必要性の高まり

2011 年 3 月の東日本大震災、2016 年 4 月の熊本地震、2018 年 6 月の大阪府北部地震などを契機に、災害リスク管理の重要性が高まっています。

首都直下地震や近年多発する集中豪雨などへの対応など、災害による多様な被害を想定し、公助だけでなく、自助、共助による災害リスクへの管理や災害対応力の強化が重要になっています。

北区の低地部は水害の危険性が高い地域であり、また木造住宅密集地域[※]や社会インフラの老朽化などがみられます。

■ 先端技術の開発・実用化の進行

近年、移動や環境・エネルギー分野など、多様な場面での ICT（Information and Communication Technology）[※]などの技術をはじめとした先端技術の開発や実用化が進んでいます。これらの技術を、都市づくりにおいても柔軟に取り入れていくことで、新たな都市の価値の創出や豊かなくらしの実現につなげていくことが求められてきています。

北区においても、鉄道駅周辺における再開発などを契機としながら、先端技術の都市づくりへの導入により、新しい北区の価値を創出していくことが重要です。

■ 区民主体の協働のまちづくり

一定の社会インフラが整備され、都市としての成熟が進んでいます。同時に住民のライフスタイルや価値観などの多様化が進み、地域の特性を活かしつつ、住民の声を反映したまちづくりが求められており、行政主導によるまちづくりから、住民が主役となった協働によるまちづくりが各地で展開されています。

北区においても、「区民とともに」を区政推進の基本姿勢とし、協働の精神に基づくまちづくりを展開しており、様々な分野で区民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

（２）社会動向を踏まえた都市づくりの視点

近年の社会動向から、今後の都市づくりを展開する上で大切な視点を以下に示します。

安心感のある都市のもと多様なライフスタイルを実現するビジョンと戦略

- ・ 切迫する災害へのリスク管理と、環境問題や少子高齢化などに応じた、今の世代にとって安心感のある都市への展望
- ・ 高質な都市のもと、多様なライフスタイルや新たな活力が創造される、将来世代が誇りをもてる豊かなくらしへの展望

都市の持続可能性を確保するマネジメント[※]（都市経営）

- ・ 時代のニーズに対応した、適切な公共施設の維持・更新
- ・ 区民や事業者、NPO など多様な力や英知を結集した都市づくりの推進
- ・ 将来予想される人口減少社会の到来を見据えて、直面する都市づくりの課題への先端技術を活用した対応

1－3 首都東京における北区の位置付け

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン※」を2017年（H29）に策定し、新たに「活力とゆとりのある高度成熟都市 ～東京の未来を創ろう～」を都市づくりの目標として掲げています。

上記計画において示されている東京都の新しい都市像を整理するとともに、拠点として位置付けられている、浮間、赤羽、十条・東十条、王子、板橋、駒込・田端の将来都市像を整理します。

（1）東京都の都市づくりの考え方

「都市づくりのグランドデザイン」において、東京圏における今後の都市構造の考え方として、広域レベルと地域の二層の都市構造を示しています。同時に、地域の個性やポテンシャルを最大限発揮し、競い合いながら新たな価値を創造していくことを重要な視点として示しています。

■広域的なレベルの都市構造

- ・概成する環状メガロポリス構造※を更に進化させ、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指します。
- ・交流を支えるインフラに、面的な広がりを持つ“水と緑”を追加して「骨格的な都市基盤」として位置付けます。
- ・東京圏で高次の都市機能※が集積する広域交流の要を「広域拠点」と位置付けます。
- ・「業務機能を重視した受け皿の育成」の視点から脱却し、都心、副都心などの拠点の位置付けや考え方を再編します。
- ・広域的な観点から、高度な都市機能が集積する拠点を「中核的な拠点」として新たに位置付けます。

■地域的なレベルの都市構造

- ・少子高齢化などが進む中、身近な地域で誰もが活動しやすく快適に暮らすことのできる「集約型の地域構造」への再編を目指します。
- ・都市機能の集積状況を踏まえた主要な駅周辺を「地域の拠点」、地域の拠点以外の駅周辺や商店街、大規模な団地などを、人々の活動や交流の場となる「生活の中心地」と位置付けます。

■「個性」に着目した地域づくりと新たな土地利用の展開

- ・交通結節性の高い拠点や際立った個性を有する地域で、それぞれの「個性」に着目した拠点形成や地域づくりを進めていきます。
- ・拠点間をつなぐ都市基盤等を活用し、都市機能の集積、人の往来の活発化、水・緑のネットワーク形成などに資する「地域軸」の形成を促進していきます。

(2) 東京都の地域区分の考え方

東京都では、これまで培ってきた都市機能の集積や地域特性、インフラの整備状況、今後の社会経済情勢の動向などを見据えるとともに、広域的な都市構造の位置付けも踏まえ、都内を「中枢広域拠点域」、「多摩広域拠点域」、「新都市生活創造域」、「自然環境共生域」の4つの新しい地域区分に再編しています。

北区は環状7号線より内側が「中枢広域拠点域」、環状7号線より外側が「新都市生活創造域」に位置付けられています。

中枢広域拠点域は、高密度な道路・交通ネットワークを活かした複合機能を有する中核的な拠点が形成され、グローバルな交流によって新たな価値を生み続けるとともに、地域の多様な個性が発揮され、相互に刺激しあうことで東京の魅力を相乗的に向上させていく地域になります。

新都市生活創造域は、駅を中心に機能を集約した拠点が形成されるとともに、緑と水に囲まれたゆとりある市街地が形成され、子どもたちがのびやかに育つことができる快適な住環境の再生・創出を目指す地域になります。

(3) 東京都における北区の役割

東京都は、交通結節性の高い拠点や際立った個性を有する地域で、それぞれの「個性」に着目した拠点形成や地域づくりを進めていくとしています。北区では、中枢広域拠点域の中心部の拠点として、駒込・田端が、北部の拠点として、王子、十条・東十条、板橋が位置付けられています。また、新都市生活創造域の北西部・西部拠点として、赤羽、浮間が位置付けられています。

【浮間】

- ・新たな都市型産業[※]の育成、産業と住宅の調和

【赤羽】

- ・商業、教育、文化機能などの集積、大規模団地の更新

【十条・東十条】

- ・商店街を中心とした地域の活性化、居住・福祉に必要な生活機能の集積
- ・道路整備、駅周辺まちづくり、十条駅付近の連続立体交差化、木造住宅密集地域の解消

【王子】

- ・新庁舎の建設、駅周辺の土地の高度利用[※]と機能集積、交通結節機能の強化、水や緑との調和

【板橋】

- ・駅周辺の土地の高度利用、都市基盤整備、機能集積、近接駅との回遊性を生かしたにぎわい創出

【駒込・田端】

- ・商業施設や文化・交流施設などの集積、道路整備や住宅の更新、歴史や文化が感じられる拠点の形成
- ・旧古河庭園や六義園の保全、教育・交流の場や周辺のまちとの調和

【木造住宅密集地域】

- ・ 特定整備路線や防災生活道路の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などによる燃えない、倒れない安全な市街地の形成
- ・ 良好な住環境と地域コミュニティの形成

【東京さくらトラム（都電荒川線）沿線】

- ・ 地域の足としての交通、まちの魅力づくりや地域間交流への活用

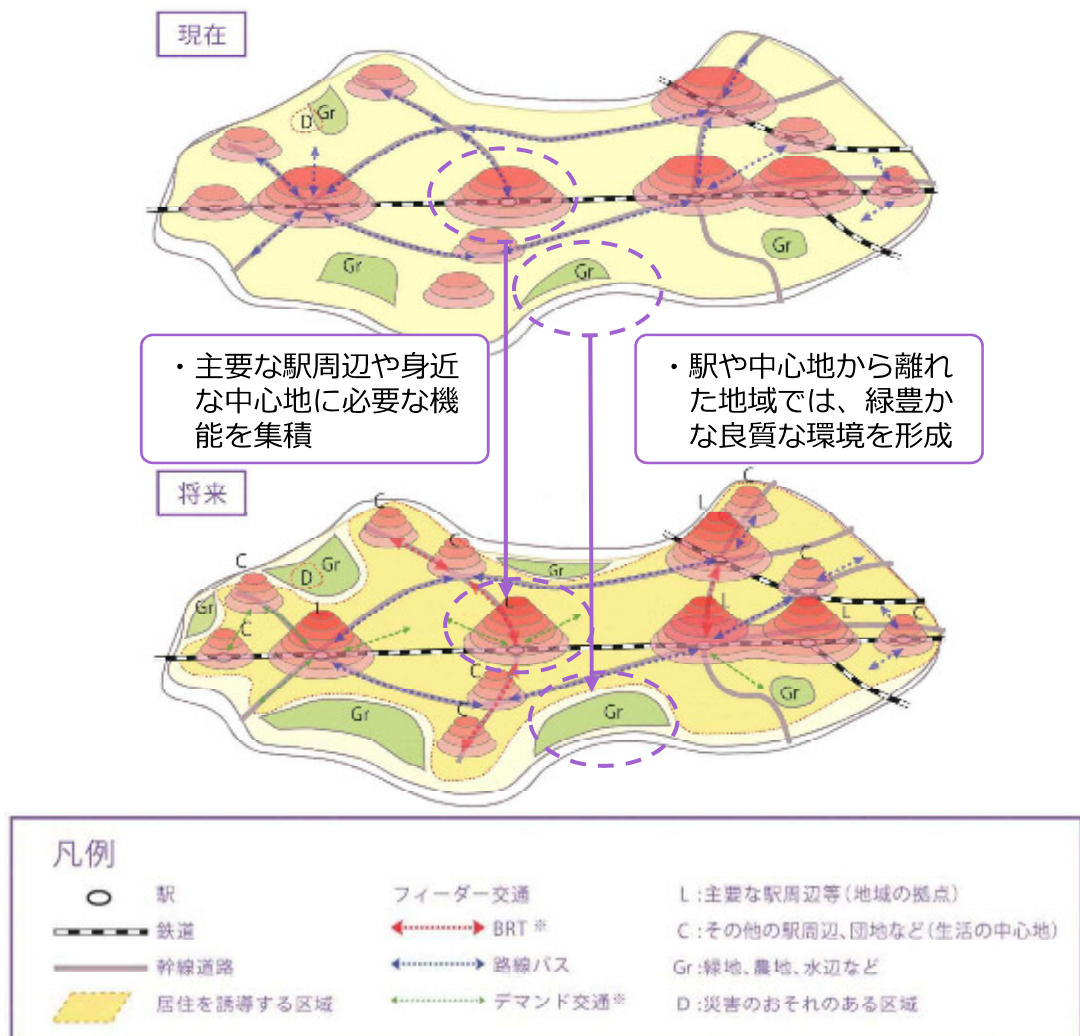
【商店街】

- ・ 個性に合わせた地域主体の取組みによる活性化
- ・ 空き店舗、空き家の地域に根差した魅力のある空間としての活用

【生産緑地※】

- ・ 宅地化が抑制された、地域のひとびとのゆとりの空間としての保全
- ・ 農産物の供給、良好な景観形成、農作業体験・交流の促進などの様々な機能の発揮

※集約型の地域構造のイメージ



【出典】東京都 「都市づくりのグランドデザイン」

1-4 上位関連計画における施策の方向性

区の上位計画である「北区基本構想」や「北区基本計画 2015」で示された将来像やまちづくりの課題、「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「北区シティプロモーション方針」における施策の方向性を踏まえて、目指すべき北区の都市づくり・まちづくりの方向性を整理します。

● 北区基本構想 将来像と基本的な施策の方向性 (H11.6 策定) 【将来像】 ともにづくり未来につなぐときめきのまち ー人と水とみどりの美しいふるさと北区 【基本的な施策の方向性】・健やかに安心してくらせるまちづくり ・一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり ・安全で快適なうるおいのあるまちづくり	
● 北区基本計画 2015 (H27.3 策定) 最重要課題：地域のきずなづくり 子育てファミリー層・若年層の定住化 3つの優先課題：「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと 「長生きするなら北区が一番」を実現すること 「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする	
● 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略 目指すべき将来の方向と基本方針 (H29.3 改定) 【目指すべき将来の方向】 生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30 万都市・北区」を未来につなぐ ・「生まれる」「つながる・ひろがる」「支える」きずなづくりを区民とともに推進 ・「生まれ・育ち・住んで良かったと思える」北区の魅力や価値を創出・発信 ・「まちの新陳代謝が活発化する」東京の北の拠点を構築 ・「区民との良好なパートナーシップ」のもと、国・東京都・事業者との適切な連携・協力	● 北区シティプロモーション方針 (H28.3 策定) 【シティプロモーションの推進】 ・「北区＝住みよいまち」のイメージの定着を目指し、子育てファミリー層や若年層の定住化につなげる。 【PRの視点】 区民へのPR ・北区の個性や魅力、特色ある事業などの分かりやすい発信による、誇りや愛着の醸成 北区外へのPR： ・子育てファミリー層・若年層に向けて北区に対する知りたい情報、関心を喚起する情報の発信による、知名度の向上、定住化の促進

■ 目指すべき北区の都市づくり・まちづくりの方向性

地域のきずなづくりによる区民との協働による都市づくりの推進

「まちの活動が活発化する」東京の北の拠点の構築

誰もが暮らしやすい安心・安全な都市インフラの構築

まちの多様な魅力や個性などの新たな価値の創出・発信

「子育てにやさしいまち・北区」の確立による子育てファミリー層、若年層の定住

誰もが健やかに安心して住み続けられる住環境の形成

1-5 都市づくりの課題

(1) 基本的な課題

北区の現況を把握した上で、区の都市づくりの進捗状況及び社会動向を踏まえた都市づくりの視点、都や区の上位関連計画における施策の方向性について整理してきました。それらを総合的に勘案し、「北区基本構想」で示されている北区の将来像を実現するために取り組むべき、基本的な課題を整理します。

区の持つくらしの魅力を磨きあげる

- ・ 鉄道駅を中心とした利便性・快適性の更なる向上
- ・ 古くから親しまれてきた自然環境の保全、新たなみどりの創出、水辺やみどり環境の活用
- ・ 23区屈指の産業活力を維持・発展させるための操業環境と住環境の調和

時代のニーズに対応した新たな都市の価値の創出

- ・ 少子高齢化などによる人口構成の変化に対応したまちづくりの展開による、家族で区内に定住できる住環境の形成
- ・ 都市づくりへの先端技術の導入を見据えた、社会実験などを受け入れる環境の形成

持続的な都市の成長を支える社会基盤の形成

- ・ 時代のニーズに応じた都市インフラの更新、共助による地域の災害リスク管理の強化
- ・ 人と人のつながりを活かした協働による都市のマネジメント

(2) 7つの都市づくりの課題

「基本的な課題」について、都市づくり・まちづくり分野の観点から具体化し、都市計画マスタープランにおいて取り組むべき「7つの都市づくりの課題」として整理します。

駅周辺の魅力的な拠点の形成

交通利便性の高い鉄道ネットワーク、駅を中心に栄えた商店街など、従来からの北区の魅力を踏まえた上で、鉄道駅を中心とした各拠点の機能分担を見直し、各拠点に応じた交通結節機能の強化や駅周辺の土地利用の更新などにより、人口減少・超高齢化時代に対応した拠点を形成する必要があります。また、鉄道駅周辺などの土地利用の更新の際には、民間企業による開発の誘導や土地の高度利用や高機能化などを促進することで魅力的な拠点を形成する必要があります。

ライフステージに応じた住環境の形成

少子高齢化が進む一方で、若い世代の転入者数や出生数、外国人人口の増加が進んでいることから、良好な住宅ストックの活用や子育て支援施設、高齢者福祉施設の整備などを進め、人口構成の変化に対応しながら、それぞれのライフステージに応じた、誰もが住み続けられる住環境を形成する必要があります。

産業と住民のくらしの調和

近代産業が発展し、事業所あたりの製造品出荷額では 23 区中 1 位である産業活力を維持させるとともに、くらしを支えてきた商店街のにぎわいや町工場の活気あるもの作りなど地域に根付いた産業を継承していく必要があります。また、工場跡地に開発された住宅と工場の操業環境の共存や身近な商店の保全などを図る必要があります。

地域の自然・歴史・文化の次世代への継承・魅力発信

江戸時代から人々に親しまれてきた自然環境や、地域で引き継がれてきた風習、芸術、文化など、これまで育まれてきた北区の魅力を次世代に継承・発展しながら、区内外に発信していく必要があります。

地域特性に応じた大規模災害への対応

不燃化や耐震化などの防災都市づくりを継続して行いつつ、老朽化した都市インフラをこれからのニーズに合わせて更新していくとともに、培われてきた地域コミュニティの結束力を活かした防災対応を維持・向上させていき、同時に大規模災害を見据えた迅速な復旧・復興を進めるための準備を行うなど、防災・減災・事前復興の総合的な取り組みが必要です。

先端技術の導入の推進

近年急速に開発・実用化が進む先端技術の都市づくりへの導入に向けて、交通や防災などにおける ICT の活用や社会実験を受け入れる環境を整えるとともに、移動や空間のシェアを促進し、環境負荷が低く、時代に即した北区発の新しい都市づくりを推進し、都市のブランドイメージを高めていくことが重要です。

多様性を活かした地域のまちづくりの展開

地域の特性を活かしたまちづくりを進めるために、区民と区を中心にしながら、近年増加する区内在住の外国人、商店街や工場などの事業者、区内に立地する大学などの多様な主体と連携しエリアマネジメントをはじめとした協働のまちづくりを展開していく必要があります。

第2章 都市づくりのビジョン

第2章 都市づくりのビジョン

第1章で整理した、北区基本構想や北区基本計画2015などの上位・関連計画における将来像と方向性やこれからの都市づくりの課題を踏まえ、区民の生活像を重視する都市づくりの観点から、北区が目指すべき概ね20年後の「未来のくらしを豊かにする将来都市像」と「未来のくらしのイメージ」、その実現に向けた将来都市構造を設定します。

2-1 未来のくらしを豊かにする将来都市像

未来のくらしを豊かにする将来都市像として、「人と人のつながりのある利便性とうるおいのあるくらし」を設定します。

未来のくらしを豊かにする将来都市像

人と人のつながりがあり、利便性とうるおいのあるくらし

「人と人のつながりのある利便性とうるおいのあるくらし」とは、人生百年時代を見据えて、「時代の変化に対応した安全・快適な社会基盤」のもと、「多様性を育む人と人のきずなのあるくらし」に支えられ、「駅を中心としたコンパクトで活動的なくらし」と「誰もが憩えるうるおいとやすらぎのあるくらし」が実現している姿です。

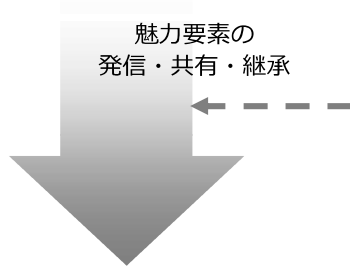
人と人のつながりを大切にしながら、まちの魅力要素を磨き上げるとともに、7つの都市づくりの課題に対応することで、誰もが生き生きとくらせる都市の実現を、区民・事業者・区の協働により目指します。

北区基本構想における北区の将来像

ともにつくり未来につなぐときめきのまち
—人と水とみどりの美しいふるさと北区

北区シティプロモーション方針

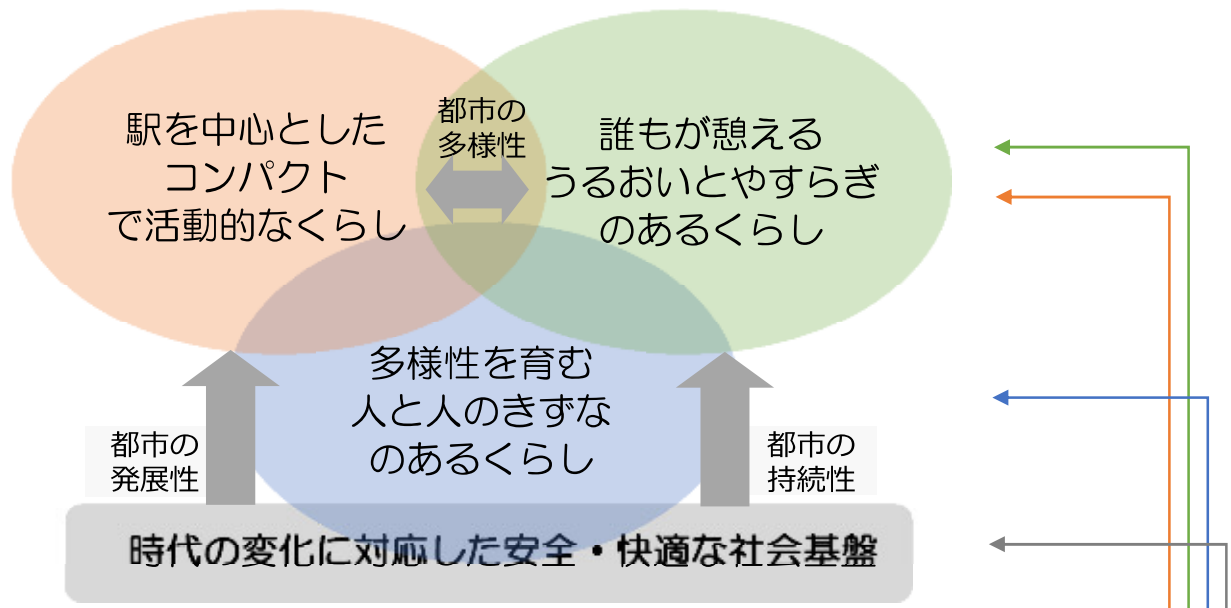
「北区＝住みよいまち」の
イメージの定着を目指す



未来の暮らしを豊かにする将来都市像

人と人のつながりがあり、利便性とうるおいのある暮らし

北区全域の未来の暮らしのイメージ



北区のまちの魅力要素



7つの都市づくりの課題

- 駅周辺の魅力的な拠点の形成
- 産業と住民の暮らしの調和
- ライフステージに応じた住環境の形成
- 地域の自然・歴史・文化の次世代への継承・魅力発信
- 多様性を生かした地域のまちづくりの展開
- 地域特性に応じた大規模災害への対応
- 先端技術の導入の推進

2-2 未来のくらしのイメージ

「未来のくらしを豊かにする将来都市像」について、区民生活の視点から「未来のくらしのイメージ」として具体像を明確にします。

北区のまちの魅力要素や7つの都市づくりの課題など、北区都市計画マスタープランに示した視点を総合的に整理し、「未来のくらしを豊かにする将来都市像」が実現した、未来の区民生活のイメージとして描き、その実現に向けた都市づくり・まちづくりの展開を示します。

駅を中心としたコンパクトで活動的なくらし

- ・駅などを中心に交通結節点としての機能が向上し、駅周辺のまちづくりにより、商業・業務・教育・文化機能などが集積した、コンパクトで利便性の高いにぎわいのある拠点が形成されています。
- ・先端技術を活かしたものづくりや商店街など身近な場所での起業・創業などによる職と生活のバランスのよさを活かした新しいライフスタイルが創出されています。
- ・鉄道駅を中心としたシームレス^{*}な交通サービスの構築により、高低差のある東西間の移動が改善され、区内外への高い利便性と楽しくおでかけしたくなる楽しみのある快適な移動環境が形成されています。

誰もが憩えるうるおいとやすらぎのあるくらし

- ・子どもがのびのびと、高齢者がいきいきと、誰もがそれぞれのライフステージに応じた、やすらげる居場所がある環境が形成されています。
- ・武蔵野の自然や4つの河川に恵まれたうるおいと起伏のある地形を活かした北区らしいまちなみが形成されています。
- ・四季の変化を楽しめる自然環境と、受け継がれてきた地域の風習、文化が根付いたまちが形成されています。
- ・公園やスポーツ施設などで手軽に運動でき、学校や図書館などで気軽に学べる環境が充実しています。

多様性を育む人と人のきずなのあるくらし

- ・日頃から互いに顔を合わせたコミュニケーションがとられ、区民や、商店街をはじめとした地域事業者などの多様な主体によって地域のまちづくりが展開されています。
- ・区民、事業者、大学、行政などにより、お互いの知見を活かした相互連携によるまちづくりが進められています。
- ・多様な価値観・文化が共生する安全なまちが形成されるとともに、多様性を活かしたまちづくりが展開されています。

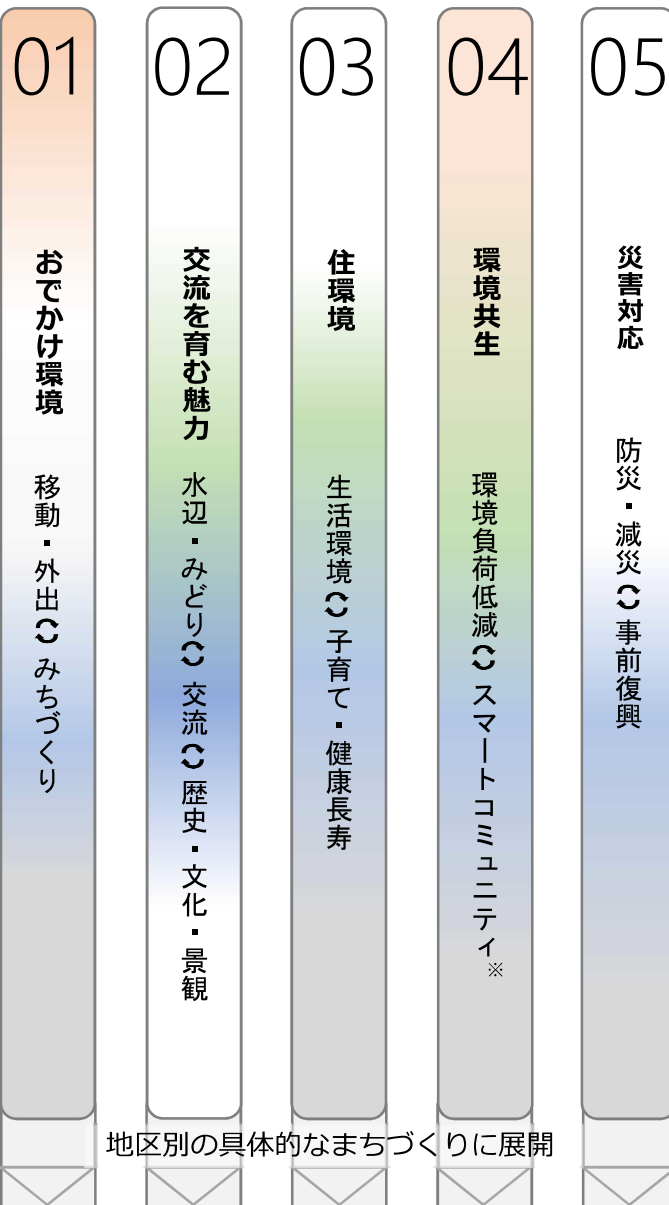
時代の変化に対応した安全・快適な社会基盤

- ・燃えない、倒れない、燃え広がらない都市構造のもと、低地から台地への避難経路が確保され、地域の団結力を活かした強固な災害対応力が醸成されるとともに、発災後の迅速な復旧と適切な復興に向けた備えのある市街地が形成されています。
- ・利便性・快適性・安全性の高い交通インフラが整備され、医療・福祉・教育などの多様な機能へのアクセス性が高く、誰もが安心・安全にくらせる環境が形成されています。
- ・ICTなどを活用したまちづくりや社会実験などが実施され、先端技術の実用化を促進し、新たな都市づくりをリードする環境が形成されています。

第3章 土地利用の基本方針

第4章 分野別都市づくりの方針

第6章 構想の実現に向けた方策



第5章 地区別のまちづくり方針

赤羽地域	浮間地区
	赤羽東地区
	赤羽西地区
王子地域	王子東地区
	王子西地区
滝野川地域	滝野川東地区
	滝野川西地区

まちづくりの推進

将来都市像イラスト等挿入予定

将来都市像イラスト等挿入予定

2-3 将来都市構造

未来の暮らしを豊かにする将来都市像の実現に向けて、区民生活を支え、多様な交流や活力を牛み出す将来都市構造を設定します。

鉄道駅を中心とした地域の様々な都市機能※が集積する「拠点」と、「拠点」間を結ぶ道路・交通の円滑な「移動のネットワーク」、そして、都市空間において区民の身近なゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の舞台となるみどりや水辺の「うるおいのネットワーク」を都市の骨格として位置付けます。

拠点育成とネットワークの形成により集約型地域構造への転換を進め、区民が安心して徒歩、自転車、または公共交通で移動でき、区民の生活に必要な諸機能が享受できる環境を創出します。

広域的には移動やうるおいのネットワークを最大限活用し、隣接区市や、大宮・浦和、東京・上野、新宿・池袋などの拠点となる都市との連携を図ります。

(1) 3段階の拠点

都市機能の集積状況から、都市中心拠点、地区連携拠点、生活中心の3段階の拠点を設定し、各地域特性に応じた都市機能の集積を促進します。都市中心拠点を中心に隣接区や埼玉県、都心・副都心への連携を図っていくとともに、都市中心拠点から地区連携拠点などへ人やモノを展開していくことで、各地域におけるコンパクトでくらしやすい集約型の地域構造への再編を図ります。



都市中心拠点を中心とした拠点連携のイメージ

都市中心拠点

都市機能が集積し、区内の都市活動を支えるとともに、東側の低地と西側の台地を結ぶ拠点でもある、赤羽駅周辺、十条駅・東十条駅周辺、王子駅周辺、田端駅周辺を、区内の都市機能を分担、連携する「都市中心拠点」とします。

地域特性に応じた都市機能集積を促進することにより、各地域の都市活動の中核を担う拠点として育成します。また、交通結節機能の強化を進めるとともに、各種交通サービスがシームレスにつながった環境が形成されることで、他の拠点との機能分担や連携を促進し、にぎわいや交流が生まれる拠点としての魅力向上を図ります。

地区連携拠点

地域の生活利便施設や公共サービスの集積を図りつつ、地域間移動の交通結節点となる鉄道駅周辺や特色ある住宅地を「地区連携拠点」とします。

各拠点の特性に応じた土地利用の誘導を図り、そして地域間の交通結節機能を担うことにより生活を支える拠点として、生活利便機能の整った市街地を形成します。

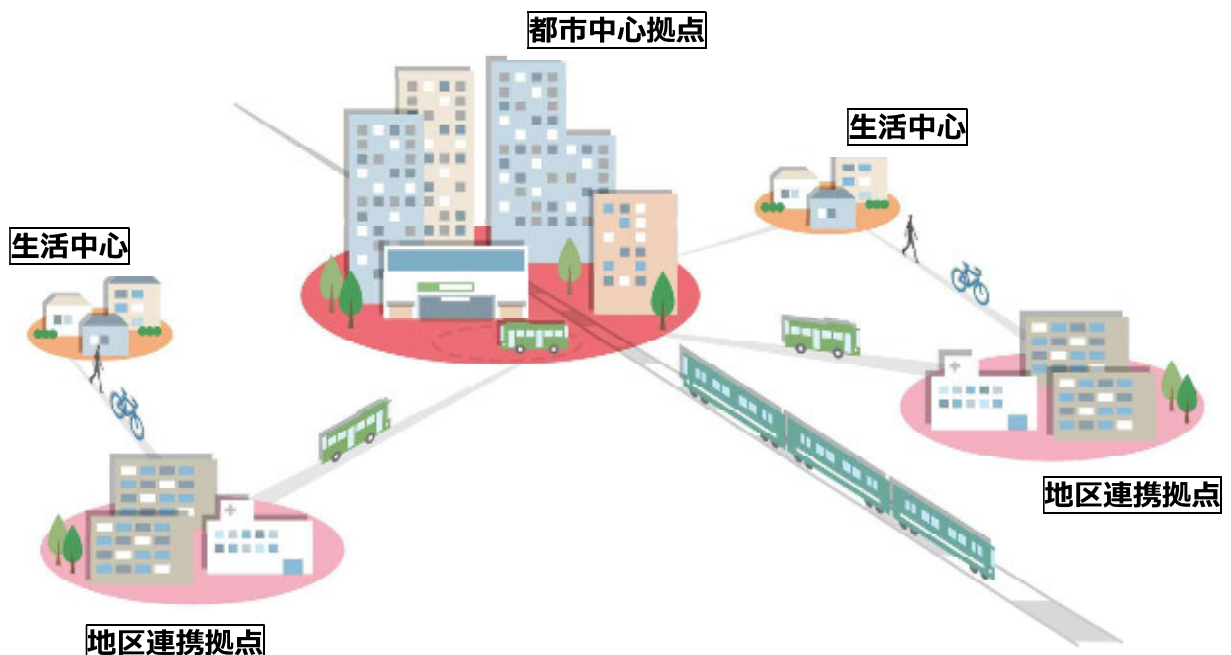
生活中心

上記拠点以外の駅周辺を「生活中心」とします。

駅周辺の回遊性と利便性の高い特徴を生かし、都市中心拠点や地区連携拠点との連携のもと、地域での生活を支える身近な生活利便施設などの立地を促進します。

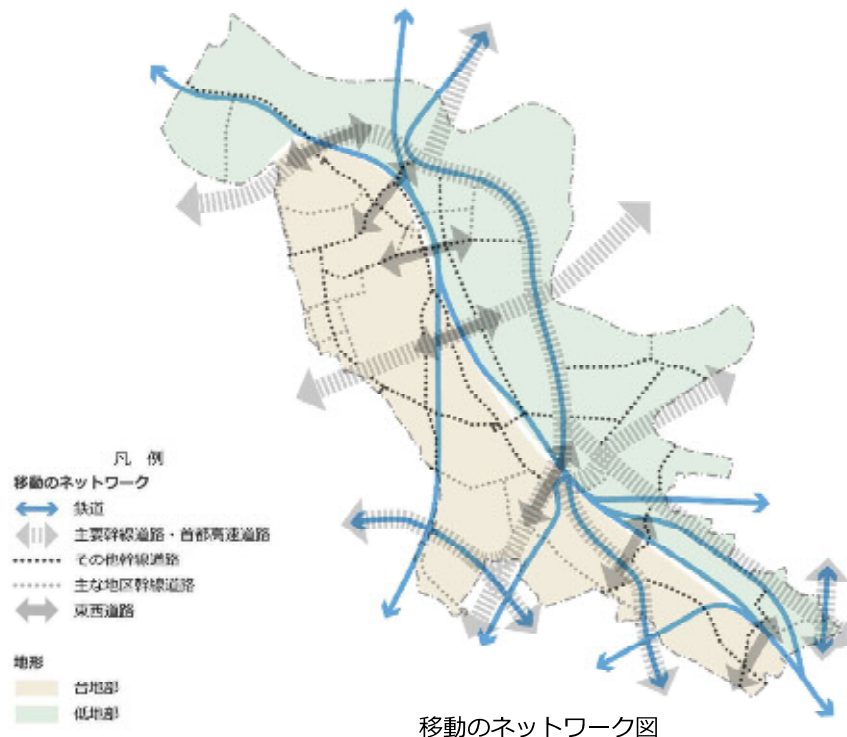
表：都市機能の集積状況による3段階の拠点

拠点の分類	拠点となる地区
都市中心拠点	赤羽、十条・東十条、王子、田端
地区連携拠点	浮間、赤羽台・桐ヶ丘、西が丘、志茂・神谷、豊島、板橋、駒込、西ヶ原
生活中心	北赤羽、赤羽岩淵、王子神谷、上中里、尾久、西巣鴨



(2) 移動のネットワーク

主要な拠点を結ぶ鉄道や幹線道路※など、拠点間や区内外の人・モノの移動を支える主要動線を、「移動のネットワーク」として位置付けます。公共交通機能の強化や様々な移動ネットワークの形成を促進するとともに、主要幹線道路などで西側の台地と東側の低地を結ぶ移動軸を確保し、全体として移動環境の最適化を図ります。

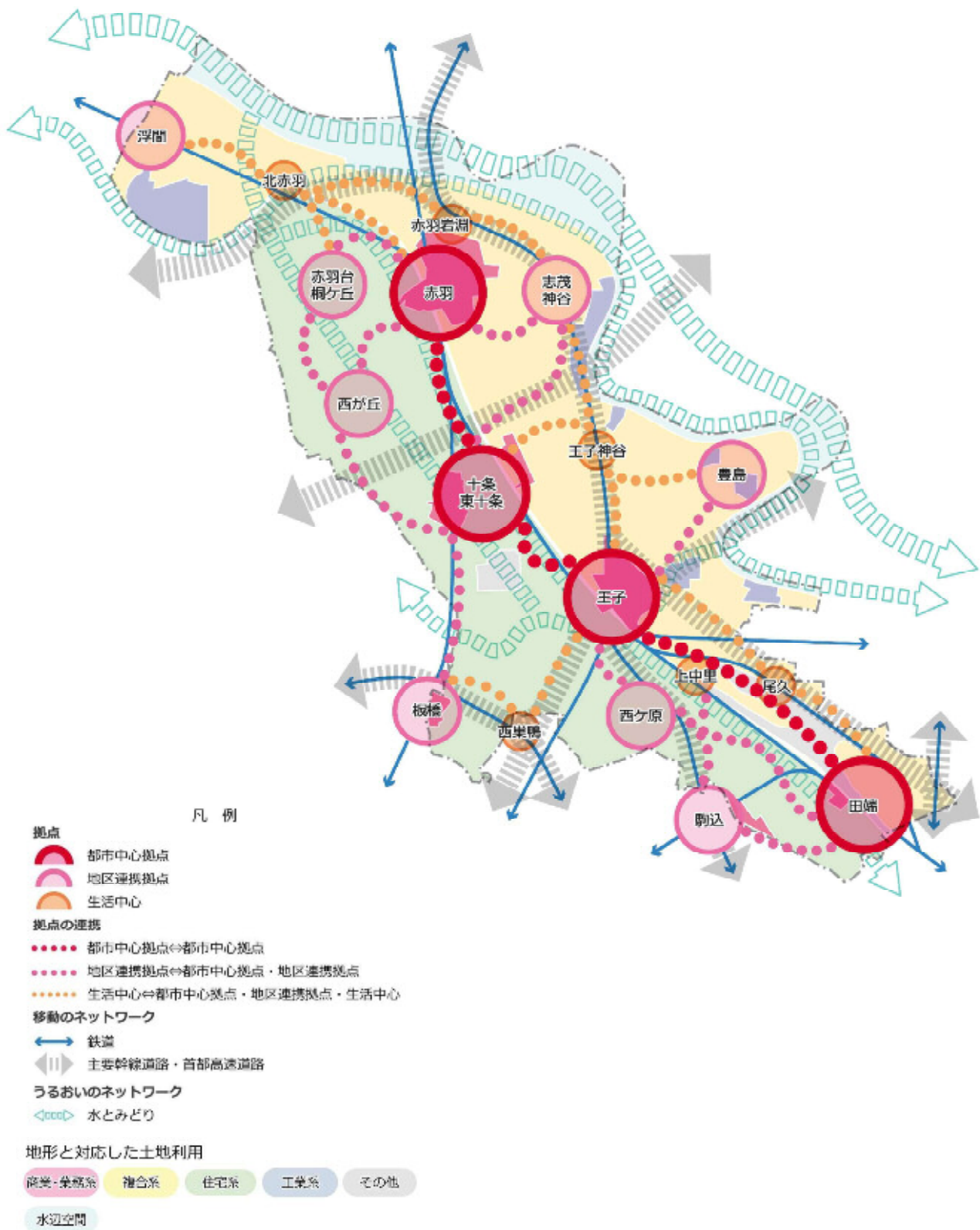


(3) うるおいのネットワーク

公園や崖線、河川など、快適に過ごすことができる都市空間の形成に加えて、みどりの多機能性を発揮する水辺や緑地などを、「うるおいのネットワーク」として位置付けます。みどりの保全を進めるとともに、街路空間や民有地などの緑化を推進することでうるおいのネットワークの形成を図ります。



● 将来都市構造図



第3章 土地利用の基本方針

第3章 土地利用の基本方針

「未来の暮らしを豊かにする将来都市像」の実現に向けた、拠点育成の基本方針及び土地利用誘導の基本方針を定めます。

3-1 拠点育成の基本方針

鉄道駅の周辺など区民の生活における魅力を創造する中心地を拠点として位置付けます。

都市機能の集積状況から、都市中心拠点、地区連携拠点、生活中心を設定し、各拠点の地域特性に応じた機能集積を促進するとともに、北区内、各地域内での拠点機能の相互連携を促進します。

表：都市機能の集積状況による3段階の拠点

拠点の位置付け	各拠点
都市中心拠点	赤羽、十条・東十条、王子、田端
地区連携拠点	浮間、赤羽台・桐ヶ丘、西が丘、志茂・神谷、豊島、板橋、駒込、西ヶ原
生活中心	北赤羽、赤羽岩淵、王子神谷、上中里、尾久、西巣鴨

(1) にぎわいや交流を生む「都市中心拠点」の形成

都市中心拠点の形成を図るため、各拠点の地域特性に応じた都市機能の集積を促進します。また、赤羽、王子は北区における都市中心拠点であることに加えて、広域的な東京都市圏においては、一体的な北の拠点としての役割を担っています。

都市中心拠点では、以下に示す各拠点の地域特性に応じた、都市機能の集積や適切な高度利用を促進するとともに、各拠点間における機能の分担・連携を図ります。



駅を中心とした都市機能の集積



新しい交通手段の導入



住民主体のまちづくり



※商業・業務機能や各地域の特色に応じた都市機能の立地誘導を図り、新たな交流と価値を創出しています。

■ 赤羽 「東京の北の商業拠点」

大規模商業施設と地域に密着した商店街が共存する商業の中心地です。こうした地域商業機能の維持・強化を図るとともに、官・民・学が連携した協働のまちづくりによるにぎわいの創出を推進することで商業拠点の形成を図ります。

また、駅周辺の適切な高度利用を促進することで、再開発などの際には居住機能の強化を図るなど、居住の場としても選ばれる、東京の北の玄関口として利便性の高い都市中心拠点の形成を図ります。



写真等挿入予定
(参考：現行都市マス)

事業展開

- ・ 赤羽駅東口地区まちづくりの推進
- ・ 商店街における地域交流の場としてのにぎわいづくり
- ・ 赤羽一丁目市街地再開発※にあわせた適切な高度利用の誘導と周辺環境の整備
- ・ 赤羽台団地、桐ヶ丘団地の更新を契機とした地区連携拠点の形成
- ・ 赤羽駅及びその周辺のバリアフリー化の推進

■ 十条・東十条 「地域のくらしを支える商業拠点」

北区内においても個性的な商店街が集積する地区です。商店街のにぎわいづくりを図るとともに、近隣の大学と連携しながら新たな価値を創出する商業・生活拠点の形成を図ります。

また、十条駅西口における市街地再開発や、十条駅付近連続立体交差化※などの駅周辺のまちづくり事業を推進し、まちの魅力を保ちながら都市としての利便性、安全性を確保することで、地域のくらしを支える商業拠点の形成を図ります。



写真等挿入予定
(参考：現行都市マス)

事業展開

- ・ 十条駅付近連続立体交差化の推進
- ・ 十条駅西口地区市街地再開発の推進
- ・ 十条地区における地区計画に基づくまちなみ形成の促進
- ・ 東十条駅南口の十条跨線橋の更新と駅前空間の整備
- ・ 東十条駅南口周辺のバリアフリー化の推進

■ 王子 「水とみどり豊かな東京の北の交流拠点」

複数の鉄道路線、広域バスターミナル※など高い交通結節機能を有し、行政機能が集積しています。王子駅周辺のまちづくりにあわせた、行政機能、業務機能を中心とした多様な都市機能の集積や適切な高度利用の促進によるにぎわいの形成、駅前広場の整備などによる交通拠点機能の強化を図るとともに、飛鳥山や音無親水公園などの歴史ある豊かな自然環境を観光資源として活かした回遊性の高い都市づくりを推進し、水とみどりに恵まれた東京の北の交流拠点の形成を図ります。



写真等挿入予定
(参考：現行都市マス)

事業展開

- ・「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」に基づくまちづくりの推進
- ・王子駅周辺のまちづくりにあわせた適切な高度利用の誘導
- ・区役所の移転を契機としたにぎわいづくりの推進
- ・王子駅周辺の交通結節機能の強化や回遊性の向上

■ 田端 「都心への近接性を活かした複合拠点」

広大な JR の鉄道操車場があり、関連する事業所や幹線道路沿道を中心に産業機能が集積するとともに、地域に育まれてきた歴史・文化資源があります。都心¹への近接性を活かした業務・産業機能の維持や、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めることにより、住・商・工と歴史・文化が共存する北区の南の複合拠点の形成を図ります。

また、鉄道操車場の長期的な土地利用を検討するとともに、東西の移動円滑化に向けた取組みを推進します。



事業展開

- ・田端駅周辺地区計画に基づくまちなみ形成の促進
- ・鉄道操車場の長期的な土地利用の検討
- ・住・工が調和したまちづくりの推進
- ・鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進
- ・文士村の歴史を継承するまちづくりの推進

¹ 都心とは、東京都の都市づくりのグランドデザインにおける、東京の活力を牽引する国際交流ビジネスゾーンを意図しています。

（２）持続的な生活を支える「地区連携拠点」の形成

地区連携拠点では、以下に示す各拠点の地域特性に応じた土地利用を誘導するとともに、都市中心拠点及び生活中心の各拠点間における機能分担・連携を図ります。地区連携拠点の形成を図るため、地域の生活利便施設や公共サービスの集積を促進しつつ、地域間移動の交通結節機能の強化を図ります。



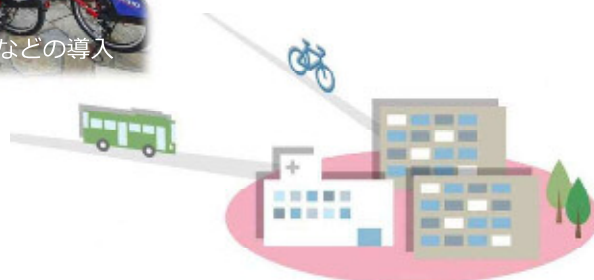
商店街でのにぎわいづくり



シェアサイクルなどの導入



個店のにぎわいづくり



※地域の交通結節点となるとともに、医療や福祉機能の立地誘導を図り、持続的な生活を支えています。

■ 浮間

研究施設や大学との連携、企業間での連携などによる先端技術を活用した都市型産業への転換を促進することで、操業環境の保全を図るとともに、近年増加するマンションなどの住環境と調和した拠点の形成を図ります。

駅周辺においては、地区計画に基づき、住・商の調和した駅前空間としてふさわしいまちなみの形成を図ります。



写真等挿入予定
(参考：現行都市マス)

■ 赤羽台・桐ヶ丘

大規模団地の更新による良好な住宅ストックの活用・再生を誘導するとともに、生活利便施設や公共サービスの集積を促進し、赤羽駅との交通便利性を確保することで、持続可能な生活圏の形成を図ります。

赤羽台団地や桐ヶ丘団地においては、計画的なまちづくりを推進します。また、建替えにより創出される用地への商業・医療・福祉などの生活利便機能の集積を促進するとともに、インフラ整備などによる周辺的生活環境の向上を図ります。

写真等挿入予定

■ 西が丘

「トップアスリートのまち・北区」に相応しいナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターの立地を活かしたスポーツを身近に楽しめる環境づくりを進めます。地域商業機能や医療・福祉施設などの生活利便施設の集積を誘導するとともに、景観形成重点地区としてふさわしい低層住宅地のまちなみづくりを進め、良好な住環境の保全を図り、利便性が高く魅力的な市街地の形成を図ります。

写真等挿入予定
(参考：現行都市マス)

■ 志茂・神谷

既存工場の操業環境の保全を図るとともに、研究施設や大学との連携、企業間での連携などによる先端技術を活用した都市型産業への対応を促進します。

同時に老朽木造住宅の更新や工場跡地における住宅開発、防災街区整備地区計画に基づく防災機能の確保と健全な土地利用の促進により、住・工の調和した安全な生活圏の形成を図ります。

写真等挿入予定
(参考：現行都市マス)

■ 豊島

河川沿いの工場の操業環境の保全を図ります。また、豊島四・五丁目団地を中心に地域商業施設や医療・福祉施設などの生活利便施設や公共サービスの集積を図るとともに、地域間移動の拠点として交通便利性を確保することで、持続可能な生活圏の形成を図ります。

写真等挿入予定
(参考：現行都市マス)

■ 板橋

駅舎及び東口駅前広場などの改良や西口地区で進められている市街地再開事業などを契機とし、板橋区と連携した一体的なまちづくりを進め、地域商業施設や生活利便施設が集積したにぎわいのある拠点の形成を図ります。

写真等挿入予定

■ 駒込

豊島区と連携した一体的な駒込駅周辺のまちづくりを進め、地域商業施設や医療・福祉施設などの生活利便施設が集積による拠点の形成を図ります。

写真等挿入予定

■ 西ヶ原

災害時の拠点となる大規模医療施設や防災センター、大規模公園などの立地を活かし、医療・福祉施設などの生活利便施設や公共サービスの集積による拠点の形成を進めるとともに、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。

写真等挿入予定

(3) 生活に身近な生活利便施設が集積する「生活中心」の形成

生活中心の形成を図るため、地域での生活を支える生活利便施設などの立地を促進します。生活中心では、以下に示す拠点の地域特性に応じた土地利用を誘導するとともに、商業、医療、福祉などの機能を集積し、歩いてくらせる快適な市街地の形成を図ります。



良好な住環境の形成



※良好な住宅地に、最寄品など買い物ができる地域商業施設や医療・福祉施設の立地誘導を図り、日常的な生活を支えています。

■ 北赤羽

集合住宅の建設などによる人口増加に対応した、地域商業施設や医療・福祉施設などの立地誘導や駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で快適な市街地の形成を図ります。

■ 赤羽岩淵

赤羽の拠点育成と連携しながら、地域商業施設や医療・福祉施設などの立地誘導を進めることで、住・商が共生する利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。

■ 王子神谷

地域商業施設や医療・福祉施設などの立地誘導を進めことで、住宅団地を中心とした住環境と地域商業施設や医療・福祉施設などが共生する利便性の高い市街地の形成を図ります。また、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。

■ 尾久

明治通りの拡幅整備を契機とした駅前広場の整備などを検討するとともに、地域商業施設や医療・福祉施設などの立地誘導を進めることで、利便性の高い市街地の形成を図ります。

■ 上中里

西ヶ原の拠点育成と連携しながら、規模医療施設や防災センター、大規模公園などの立地を活かし、医療・福祉施設などの立地誘導を進めるとともに、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。また、中里貝塚の保全・活用による歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。

■ 西巣鴨

豊島区と連携した一体的なまちづくりを進め、地域商業施設や医療・福祉施設などの立地誘導を進めることで、利便性の高い快適な市街地の形成を図ります。

3-2 土地利用誘導の基本方針

(1) 基本的な考え方

地域によって異なる自然地形と地域の歴史やなりたちを踏まえるとともに、拠点育成の基本方針に基づく機能集積に向けた土地利用の誘導を図ります。

また、住宅を基本としながらも商店や工場が混在する区の特徴を活かし、複合的な魅力が発揮される都市づくりを進めます。

工場や公共施設の跡地など、大規模敷地における土地利用転換や、基盤整備済みの市街地などにおける敷地集約化※や大街区化などによる土地の有効活用を推進し、適切でまちづくりに効果的な土地利用の誘導を進めます。

施策体系

(1) 基本的な考え方	
1) 地形や地域の特性に応じた土地利用の誘導	
■ 自然地形と歴史的ななりたちを活かした土地利用の誘導	
■ 地域特性に応じた土地利用の誘導	
2) 複合的な機能集積を活かした活力を育む土地利用の誘導	
■ コンパクトなまちづくりの推進	
■ 住宅と産業が共存した環境の維持	
3) 適切な建物高さの誘導	
4) 土地の有効活用の推進	
■ 大規模土地利用転換に際しての土地利用の検討	
■ 基盤整備済地域の都市づくりと連携した敷地集約化による有効活用	
(2) ゾーン区分による土地利用誘導	

1) 地形や地域の特徴に応じた土地利用の誘導

■自然地形と歴史的ななりたちを活かした土地利用の誘導

- ・北区は、概ね台地部が「住宅系」、低地部が「複合系」、河川沿いが「住・工複合系」の土地利用となっています。自然地形とこれまでのなりたちを踏まえて、以下のような土地利用を誘導します。

台地部

- ・住宅系を主とする土地利用の状況を踏まえ、良好な住環境を保全するとともに都市機能の更新を促進することで、安全で快適な市街地の形成を図ります。

低地部

- ・商店街や工場などと住宅が共存する土地利用の状況を踏まえ、操業環境を保全するとともに、住環境との調和を保つことで、活力のある市街地の形成を図ります。

河川沿い

- ・工場が立地する土地利用の状況を踏まえ、操業環境を保全するとともに、住環境との調和を保つことで、住・工が共存した活力のある市街地の形成を図ります。



北区の自然地形の大まかな分類

■地域特性に応じた土地利用の誘導

- ・自然地形と歴史的ななりたちを活かした土地利用の誘導を基本とし、これまでの土地利用の誘導方針や土地利用の現状から、「居住ゾーン（低中層）」、「居住ゾーン（中高層）」、「複合共生ゾーン」に地区を区分し土地利用を誘導します。
- ・台地部と低地部の移動動線の結節点となる都市中心拠点などの商業・業務機能の集積を促進する地区を「都市機能集積ゾーン」、住環境との共生とともに産業機能の保全を図る地区を「産業保全ゾーン」、幹線道路の沿道型土地利用を誘導する地区を「幹線道路沿道ゾーン」とし、地区の特性を踏まえつつ、にぎわいと活力を維持・向上させる土地利用の誘導を図ります。
- ・また、地区計画などに基づき、地域特性や開発規模にあわせた計画的な土地利用の誘導を図ります。

2) 複合的な機能集積を活かした活力を育む土地利用の誘導

■コンパクトなまちづくりの推進

- ・鉄道駅周辺などでは、商業・業務を中心としながら複合的な機能が集積する土地利用を誘導するとともに、適切な高度利用の促進を図ります。

■住宅と産業が共存した環境の維持

- ・既存工場が立地する地区では、研究開発などを主とした都市型産業への転換を促進し、操業環境を保全するとともに、周辺の住環境と調和した土地利用を促進することで、住・工が共存した活力のある市街地の形成を図ります。
- ・日常生活を支える商店街などの個店が集積する地区では商業系土地利用を維持するとともに、拠点周辺などでは土地利用や地域の意向を踏まえた商業系土地利用を誘導し、にぎわいのある身近な買い物環境の保全を図ります。
- ・住環境への配慮を図りながら、商業系・工業系土地利用を保全することで、区のくらしを支える工業や商業など、身近に産業のある環境を維持することで職住の近接を図ります。

3) 適切な建物高さの誘導

- ・各地域における適切な建物高さへの規制や誘導を推進するとともに、以下のように各地域の特性に応じたまちなみの形成を図ります。なお、概ね低層とは1～3階程度、中層とは4～7階程度、高層とは8階程度以上とします。
- ・概ね高さ60mを超える建物²については、地区計画制度や市街地再開発、総合設計制度など計画的な土地利用を図り、空地の確保や景観形成など市街地環境の向上に資する計画に誘導します。

都市中心拠点周辺

- ・都市中心拠点周辺などにおいては、市街地再開発などによる都市機能の更新に合わせて、周辺環境の整備とともに適切な高度利用を誘導し、にぎわいのある魅力的な市街地の形成を図ります。

幹線道路沿道

- ・主要幹線道路沿道は、スカイライン*の調和に配慮しながら、自動車騒音からの沿道と後背地の住環境を保全するとともに、延焼遮断機能の強化などを図るために、一定の高度利用を誘導します。また、後背地との間は、緩衝帯として中間的な高さの建物の立地や緑地の確保を誘導します。
- ・幹線道路や地区幹線道路の沿道は、延焼遮断帯機能の強化などを図るために、スカイラインや周辺環境との調和に配慮した建物高さへ誘導します。

その他住宅地など

- ・住環境の観点から、主要幹線道路や地区の幹線道路の沿道よりも低層の建物を中心として、周辺と調和する建物高さへ誘導します。
- ・住宅を中心としつつ、商店や工場が混在する地区では、それぞれの機能と居住機能の調和を勘案し、地区の将来像に合わせた適切な建物高さへ誘導します。



² 高さ60m以上の建築物は、建築基準法において高層の建築物として、それ以下の高さの建築物と区分された構造上の基準が適応されています。

4) 土地の有効活用の推進

■大規模土地利用転換に際しての土地利用の検討

- ・公共施設の建替えなどと都市計画事業の連携を図ることで、効果的な都市の課題解決を図ります。
- ・国などの施設の整理統合や学校の統合、大規模工場の移転などの大規模な土地利用の転換に際しては、周辺の市街地環境と調和した土地の有効活用を図ります。
- ・赤羽台団地や桐ヶ丘団地などの大規模団地の建替えによる創出用地を活用し、生活利便施設などの誘導を進めることで、持続可能な市街地の形成を図ります。

■基盤整備済地域の都市づくりと連携した敷地集約化による有効活用

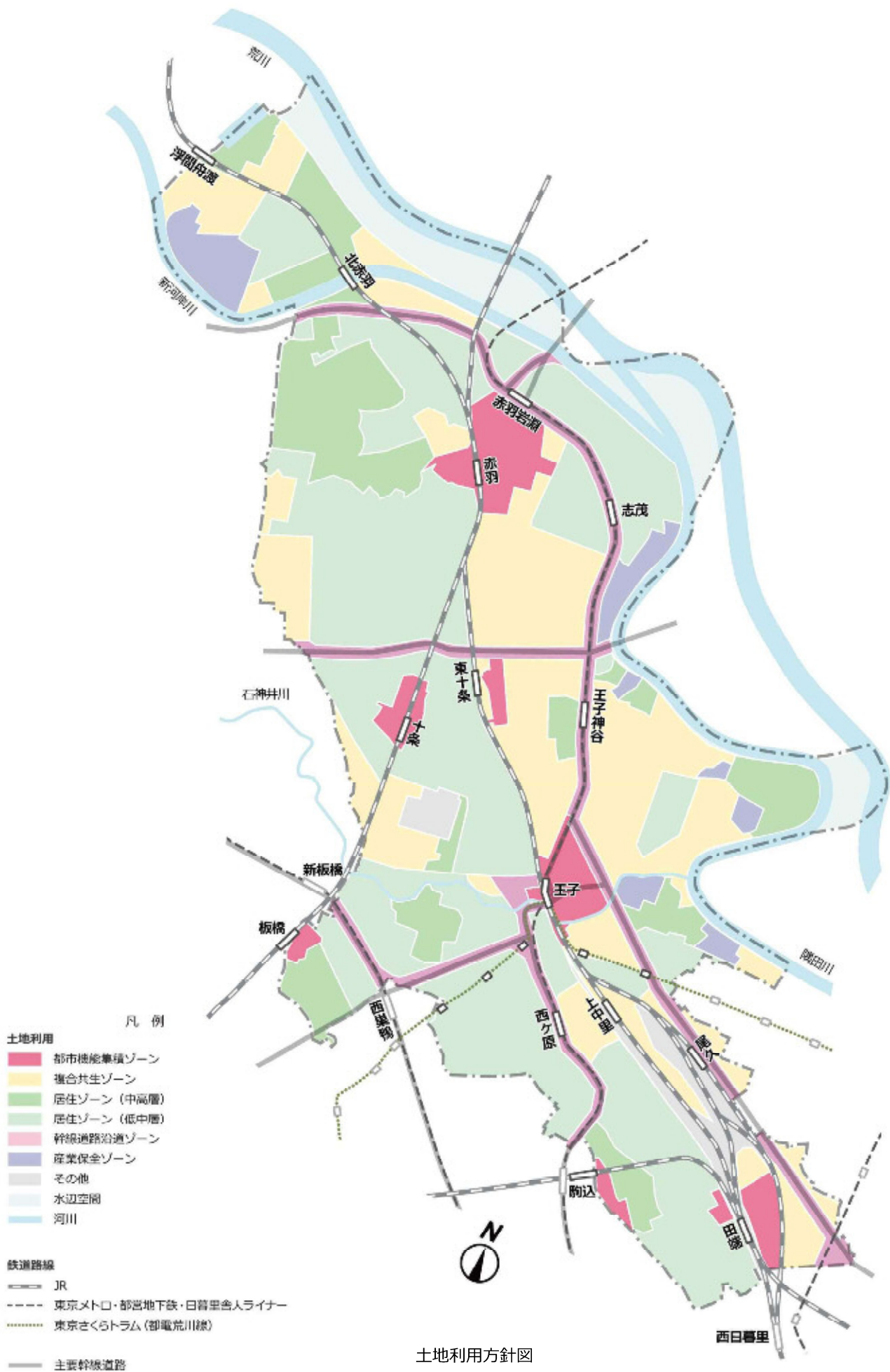
- ・基盤整備済みの市街地においては、敷地集約化や大街区化による有効な土地利用の誘導を促進し、適切でまちづくりに効果的な土地利用を図ります。

(2) ゾーン区分による土地利用誘導

東側の低地部は複合系の土地利用を主とし、西側の台地部は居住系の土地利用を主とした土地利用を誘導します。

その上で、これまでの土地利用の誘導や土地利用の現状から、類型化したゾーン別の土地利用誘導について示します。

ゾーン区分		都市機能の 集積レベル	土地利用誘導形態
都市機能集積ゾーン			高度利用・都市機能複合化
複合共生ゾーン			産業機能維持 (町工場・商店街)
居住ゾーン（中高層）			ゆとりある住環境
居住ゾーン（低中層）			
幹線道路沿道ゾーン			沿道型の土地利用
産業保全ゾーン			まとまった操業環境の維持



都市機能集積ゾーン

都市中心拠点周辺や都市づくりのグランドデザインに位置付けられている隣接区と一体となった拠点育成を図る地区

■誘導方針

- ・商業・業務を中心とした土地利用を誘導しつつ、各地域の特性を踏まえた都市機能の更新や土地利用の高度化を促進し、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・板橋や駒込では、隣接区と一体となった拠点育成を図ります。

写真等挿入予定

複合共生ゾーン

住宅を中心としつつ、商店や工場が混在している地区

■誘導方針

- ・住宅を中心とした土地利用を基本としつつ、地域に密着した既存の商店や工場などとの共生を図ることで、複合した土地利用による活気と魅力ある市街地の形成を図ります。

写真等挿入予定

居住ゾーン（中高層）

鉄道駅周辺や、住宅団地が立地し集合住宅が集積している地区

■誘導方針

- ・中高層住宅を中心とした土地利用を誘導するとともに、既存の商店街においては、空き店舗などの活用や更新を進めつつ、地域商業機能を維持することで、周辺住民の利便性の高い居住環境の形成を図ります。
- ・住宅団地の建替え時には一定の高度利用を促進し、創出した余剰地などを活用して生活利便施設の立地を誘導することで、利便性の高い持続的な市街地の形成を図ります。

写真等挿入予定

居住ゾーン（低中層）

低層の戸建て住宅が密集している地区

■誘導方針

- ・低層の住宅を中心とした土地利用を誘導するとともに、既存の商店街においては、空き店舗などの活用や更新を図りつつ、地域商業機能を維持する土地利用を誘導し、周辺住民の利便性の高い居住環境の形成を図ります。
- ・西が丘などの基盤が整備された住宅地においては、適切な土地利用の規制・誘導により利便性の高い住環境の保全を図ります。
- ・木造住宅が密集する地区においては、生活道路や公園の整備を進めるとともに、老朽化した住宅の更新や共同化を進め、安全で快適な市街地の形成を図ります。

写真等挿入予定

幹線道路沿道ゾーン

主要幹線道路沿道

■誘導方針

- ・主要幹線道路沿道においては、地域特性に応じて一定の高度利用を促進し、低層階は商業・業務機能、中高層階は居住機能を誘導するとともに、不燃・耐震構造の建築物への更新を進め、安全で利便性の高いまちなみの形成を図ります。

写真等挿入予定

産業保全ゾーン

工業地域に指定されており、大規模な既存工場が立地している地区

■誘導方針

- ・工場の周辺環境との共存に配慮した操業環境の保全を図りつつ、先端技術を活用した研究・開発機能などを中心とした都市型産業への転換を促進するとともに、産業振興施策と連携した活力のある産業機能の形成を図ります。

写真等挿入予定

第4章 分野別都市づくりの方針

第4章 分野別都市づくりの方針

従来の都市計画マスタープランでは、様々なまちづくりの課題に応えるため、「まちの将来像」としての姿を設定し、さらに土地利用の考え方を基本に、分野別のまちづくりの方針を示していました。

本計画においては、これからの都市づくりの課題に応えるという基本姿勢はそのままに、さらに、区民や事業者などの多様な主体が共感・共有できる将来都市像とその具体的なくらしのイメージを示します。その上で実現に向けて、都市（北区）において活動する人を意識した戦略的な施策を展開するために、5つの都市づくりの分野を設定し、その各分野における都市づくりの基本的な考え方と施策体系を示します。

4-1 おでかけ環境 「移動・外出 ⇄ みちづくり」

⇒P●

目標：誰もが行きたいところに快適に行けるまち

イラスト等追加

■施策体系

- ・おでかけしたくなる環境づくり
- ・公共交通網の整備
- ・階層的な道路ネットワークの形成
- ・交通バリアフリーの推進

4-2 交流を育む魅力 「水辺・みどり ⇄ 交流 ⇄ 歴史・文化・景観」

⇒P●

目標：人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち

イラスト等追加

■施策体系

- ・崖線・河川を活かしたうるおいのネットワークの継承
- ・身近なみどりの整備・保全
- ・水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり
- ・北区らしい景観の保全・形成

4-3 住環境 「生活環境 ♪子育て・健康長寿」

⇒P●

目標：誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち

イラスト等追加

■施策体系

- ・ライフステージに応じた住環境の充実
- ・歩いて買い物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上
- ・生涯を通じて学べる環境づくり
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成
- ・防犯まちづくりの推進

4-4 環境共生 「環境負荷低減 ♪スマートコミュニティ」

⇒P●

目標：環境と共生するスマートなまち

イラスト等追加

■施策体系

- ・自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成
- ・施設・活動・移動の低炭素化の推進
- ・環境問題への対応
- ・かしこいエネルギーの活用
- ・ICT のまちづくりへの活用
- ・移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの促進

4-5 災害対応 「防災・減災 ♪事前復興」

⇒P●

目標：被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

イラスト等追加

■施策体系

- ・震災に強い市街地の形成
- ・水害に強い市街地の形成
- ・土砂災害に強い市街地の形成
- ・地域の災害対応力の向上
- ・大規模災害の発生を前提とした事前復興

※5 つの分野を設定するにあたり、都市整備と人の活動による相乗効果を図っていくことを意図して、「♪」を用いています。

4-1 おでかけ環境 「移動・外出 ♪ みちづくり」

目標：誰もが行きたいところに快適に行けるまち

(1) 基本的な考え方

駅を中心とした歩行者、自転車、公共交通の各交通モードに応じた移動の安全性・快適性を高めるとともに、シェアリングなどの交通サービスの導入や各交通サービスの ICT による連動など、シームレスな移動により、行きたいところに安全・快適に行ける利便性の高いまちの形成を図ります。同時に地域資源を活用した回遊性を高める散策のネットワークの形成を進め、ウォーキングやサイクリングなどを通じて誰もが移動を楽しめるまちの形成を図ります。

都市中心拠点や地区連携拠点における交通結節機能を強化するとともにバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進することで、区内外の行きたい場所に誰もが安全・快適に行ける公共交通網の形成を図ります。

また、西側の台地と東側の台地を結ぶ移動軸となる都市計画道路や、駅前広場、鉄道の連続立体交差化、橋梁の整備など進めるとともに、計画的な道路の更新を進め階層的に道路網が整備された利便性の高いまちの形成を図ります。

施策体系

1) おでかけしたくなる環境づくり	
	■ 歩行環境の整備
	■ 自転車走行環境の整備
	■ 移動を楽しむ交通環境の整備
2) 公共交通網の整備	
	■ 利便性の高い鉄道網の整備
	■ 地域公共交通の充実
	■ 連続立体交差化の推進
3) 階層的な道路ネットワークの形成	
	■ 幹線道路の整備
	■ 地区幹線道路の整備
	■ 生活道路の整備
	■ 交通インフラの維持・管理
	■ 駐車場の確保
4) 交通バリアフリーの推進	
	■ 公共交通のバリアフリー化の推進
	■ 道路のバリアフリー化の推進



(2) 施策体系

1) おでかけしたくなる環境づくり

■歩行環境の整備

- ・道路整備や市街地再開発などにあわせた歩道の整備を進めることで、快適で利便性の高い歩行環境の形成を図ります。
- ・鉄道駅と公共公益施設や公園、寺社などの地域資源を結び、歩いてまちを巡れる散策のネットワークを整備することで、区民の健康づくりや観光における魅力づくりに貢献します。
- ・鉄道駅と公共公益施設や公園、寺社などの地域資源を結ぶ道路においては、歩道の整備やバリアフリー化などを進め安全な歩行空間の形成を図ります。

■自転車走行環境の整備

- ・安全で快適な自転車ネットワークを形成するとともに、自転車利用者のルール・マナーの向上を図ります。
- ・鉄道駅や地域資源を相互に結ぶ安全で快適な自転車走行環境を形成し、自転車での移動が楽しめるネットワークの形成を図ります。
- ・鉄道駅周辺においては、近隣の民間事業者などと協力しながら、利用しやすい駐輪場の整備を促進し、快適な駐輪環境の形成を図ります。
- ・自転車活用推進法に基づく（仮）北区自転車活用推進計画を策定し、シェアサイクル[※]や自転車駐車場計画などの自転車の活用に関する施策を推進します。

■移動を楽しむ交通環境の整備

- ・鉄道駅周辺においては、商業や地域情報発信などの機能を充実させるとともに、鉄道駅を起点とする商店街や公共公益施設、文化施設や公園などを結ぶ歩行環境を整備することで、地域の回遊性や交流機能の向上を図ります。
- ・区民や商店街、東京都などとの協働による東京さくらトラム（都電荒川線）沿線のまちづくりを推進し、魅力ある沿線環境の形成を図るとともに、停留場や沿道周辺の緑化を促進し、みどりと鉄道が映えるまちなみの形成を図ります。
- ・誰もが行先の分かるユニバーサルデザインに配慮した公共サインの整備を推進するとともに、ICTを活用した誘導など案内機能の充実を図ります。

2) 公共交通網の整備

■利便性の高い鉄道網の整備

- ・市街地再開発などに合わせた駅前広場の拡張などにより、交通結節点としての機能強化を図ります。
- ・新たな交通手段として、環状八号線や環状七号線沿道の関係区と連携し、エイトライナー[※]やメトロセブン[※]による移動性の向上を図るため、区部環状方向への鉄軌道などの導入を促進します。

■地域公共交通の充実

- ・区民代表、区、交通事業者などにより構成される地域公共交通会議を立ち上げ、地域の実情に即した公共交通のあり方について検討し、公共交通の充実を図ります。
- ・地域の交通利便性を高めるため、新たな都市計画道路の整備にあわせて、バス路線の導入や再編などについて、関係機関との協議を進めます。
- ・誰もが安心・安全に移動できるよう、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や交通利便性に課題のある地域などを中心に、コミュニティバスなど地域公共交通の充実による移動手段の確保に向けた取組みを推進します。
- ・IoT*を活用した各種交通サービスとの連携を促進し、シームレスな交通環境の構築を図ります。

■連続立体交差化の推進

- ・十条駅付近の連続立体交差化にあわせ、都市計画道路、駅前広場などを整備し、踏切での交通渋滞、地域の分断を解消することで、安全でにぎわいのある市街地の形成を図ります。

3) 階層的な道路ネットワークの形成

道路の役割を整理し、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で快適な道路空間の整備を推進するとともに、必要に応じて道路網の計画について見直しを図ることで、段階的な道路ネットワークの形成を図ります。

■幹線道路の整備

- ・都市計画道路に位置付けられている主要幹線道路や幹線道路の整備を進め、安全と活力を支える道路ネットワークの形成を図ります。
- ・無電柱化や街路植栽などを進め、区の骨格としてふさわしい沿道景観の形成を図ります。

■地区幹線道路の整備

- ・地区幹線道路については、交通需要及び土地利用の動向を踏まえ、都市計画道路に位置付けられている路線の整備を進め、地域交通ネットワークの利便性向上を図ります。
- ・地区幹線道路として、住宅市街地総合整備事業（密集型）や地区計画で位置付けられた路線の整備を進め、地域交通ネットワークの利便性向上を図ります。

■生活道路の整備

- ・日常生活を支え、緊急時の消防活動などにとって必要な道路として、住宅市街地総合整備事業（密集型）や地区計画で位置付けられた主要生活道路や生活道路の整備を進め、地域の利便性や安全性の向上を図ります。

■交通インフラの維持・管理

- ・区道の定期的な巡回点検に加え、路面性状調査、路面下空洞調査により、現状を把握し、計画的に補修していくことにより、区民の日常生活を支える道路インフラの安全性向上を図ります。

■ 駐車場の確保

- ・ 駐車需要の発生原因者による駐車場の確保を原則とするとともに、附置義務制度の確実な運用により、駐車場の確保を促進します。
- ・ 鉄道駅周辺の駐車場については、民間事業者による開発を適切に誘導するとともに、カーシェアリングや駐車場案内システムなどによる既存の駐車場の有効活用を図ります。
- ・ 自動車利用の減少による駐車需要の低減やカーシェアリングの普及、自動運転技術の向上など社会の変化に対応した駐車場問題の改善に努めます。

階層的な道路構成の考え方

主要幹線道路 (幅員25m以上)

23区全域や都市間に及ぶ広域交通の処理機能を担う中核的幹線道路。

幹線道路 (幅員15～30m程度)

近隣区と区内の地域間程度の交通の処理機能を担う幹線道路。

地区幹線道路 (幅員11～20m程度)

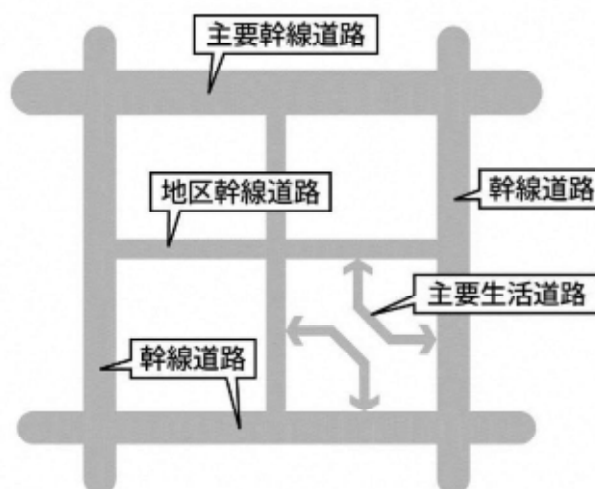
区内の地域内程度の交通の処理機能を担う補助的な幹線道路。

主要生活道路 (幅員6～13m程度)

住宅地内の主要な道路。幹線系の道路と生活道路をつなぎ、住宅地内の交通の主要動線となる。

生活道路 (幅員6m程度未満)

各宅地 (建物敷地) へのアクセス (連絡) 道路。交通処理のほか、日常生活上、地域の交流の場としても利用される。



【道路の機能】

交通機能	: 自動車、歩行者、自転車を通る空間としての機能
防災機能	: 延焼遮断機能、避難路や消防活動空間としての機能
まちづくり機能	: 建築や開発などを誘導する機能
収容機能	: 上下水道・ガス・電気、地下鉄などをおさめる機能
景観・環境機能	: 街路樹・植栽空間、通風・採光の確保機能

4) 交通バリアフリーの推進

■公共交通のバリアフリー化

- ・連続立体交差化や駅前広場の整備を契機とした、歩行者空間の整備やエレベーターの整備などによるバリアフリー化を推進し、歩行環境の安全性・快適性の向上を図ります。
- ・鉄道駅の改修にあたっては、エレベーターの増設などについて検討するとともにバリアフリー化を推進し、鉄道駅の安全性・快適性の向上を図ります。
- ・バスや東京さくらトラム（都電荒川線）の停留所における、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン※化を推進し、快適な利用環境の形成を図ります。

■道路のバリアフリー化

- ・歩車道間の段差解消や無電柱化、歩道幅員の見直しなどによるバリアフリー化を推進し、安全な歩行環境の形成を図ります。
- ・鉄道駅と生活関連施設などの目的地を結ぶ移動経路については、道路の整備・更新などに合わせて、計画的なバリアフリー化を推進し、安全な歩行環境の形成を図ります。
- ・幹線道路の整備に合わせて、東西の高低差を克服する環境整備を図ります。

4-2 交流を育む魅力 「水辺・みどり」の交流の歴史・文化・景観

目標：人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち

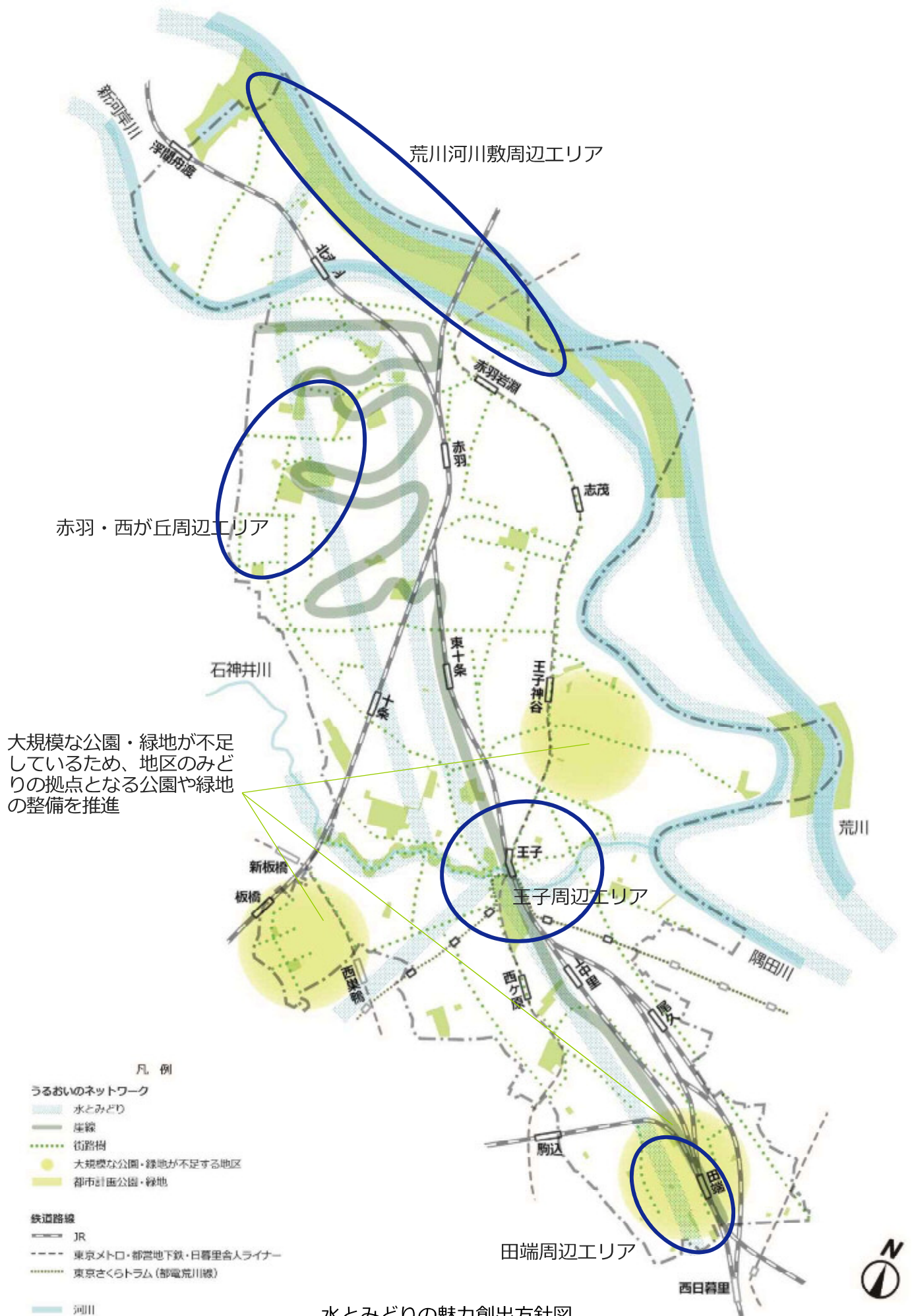
(1) 基本的な考え方

区内を流れる4つの河川や崖線など、水辺やみどりの保全・活用を図るとともに、幹線道路などの街路空間の緑化を促進することで、「うるおいのネットワーク」形成の推進を図ります。また、公園・緑地の整備・拡充を図るとともに民有地の緑化を促進することで、「うるおいのネットワーク」と一体となった身近なみどりに恵まれたまちの形成を図ります。

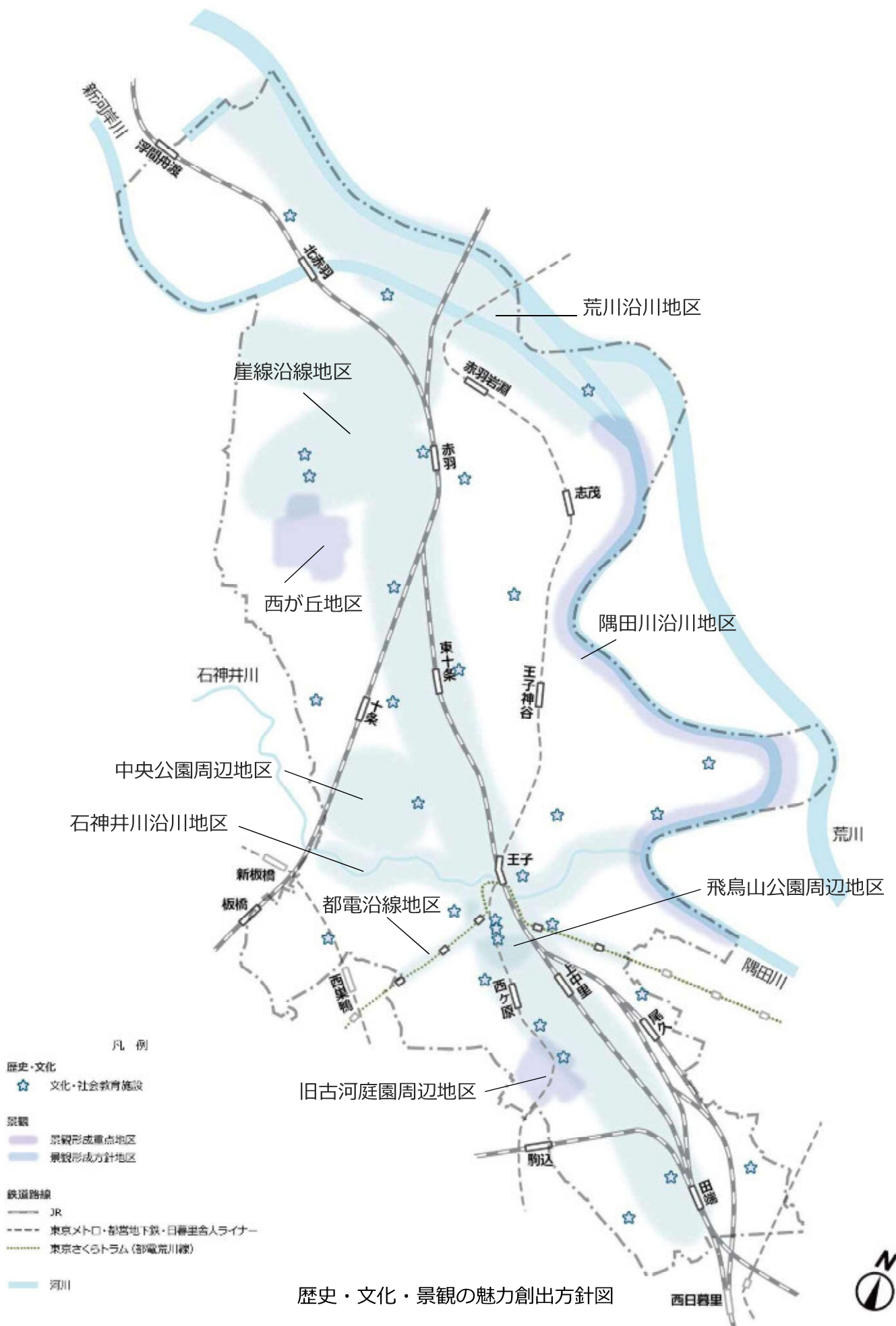
地域の歴史・文化の継承や水辺やみどりを通じた生物多様性の保全・向上を進めつつ、柔軟な活用を促進することで、新たな魅力と交流の創出を図ります。これらの魅力を活かしたまちなみの保全・向上や交流を促進し、地域資源同士の回遊性を高めることにより、観光都市づくりを推進します。

施策体系

1) 崖線・河川を活かしたうるおいのネットワークの継承	
	■ 崖線の保全・活用
	■ 河川との一体的なまちづくり
	■ 街路空間の緑化
2) 身近なみどりの整備・保全	
	■ 公園・緑地の整備・保全
	■ 広場の整備
	■ 民有地の緑化の促進
3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり	
	■ 水辺とみどりの交流エリアの形成
	■ 多様な主体による水辺やみどりの魅力の向上
	■ 生物多様性の向上による生態系の保全・再生
	■ 水辺やみどりと結びついた地域の歴史や文化の継承
	■ 回遊性向上による地域一体となった魅力づくり
4) 北区らしい景観の保全・形成	
	■ 地域の特性を活かしたまちなみの保全・形成
	■ 統一的な基準による公共サインの整備
	■ 屋外広告物や電線類などによる景観阻害の抑制



水とみどりの魅力創出方針図



(2) 施策体系

1) 崖線、河川を活かしたうるおいのネットワークの継承

■崖線の保全・活用

- ・区内を南北に縦断する崖線の安全性を考慮しつつ、樹林地を保全し、うるおいのネットワークの骨格となる崖線のみどりの継承を図ります。
- ・崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、既存の樹林地の保全・再生などにより崖線との一体的な緑化を促進するとともに、歩いて楽しめる散策路などの整備を進め、親しみのある崖線のみどりの継承を図ります。

■河川との一体的なまちづくり

- ・河川の水質改善を図るとともに、河川敷や親水空間などの整備を進めることで、身近な水辺に恵まれた市街地の形成を図ります。
- ・荒川や隅田川における高規格・スーパー堤防事業[※]の機会を活用して、親水空間の整備を進め、水害への対応を高めるとともに、憩える水辺空間の形成を図ります。
- ・「荒川将来像計画 2010 推進計画[※]」に基づき、荒川下流沿川の自治体や東京都と連携し、水辺環境の保全を図るとともに、スポーツなどによる健康づくりやレクリエーション空間としての活用を図ります。また、豊島五丁目荒川河川敷（豊島ブロック）の整備に向けた基本計画を策定し事業を推進します。
- ・荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の水辺空間においては、防災や観光における舟運など活用の可能性について検討し、河川とまちが一体となったまちづくりを推進します。
- ・石神井川においては、古くから行楽地として親しまれてきた文化性を活かした親水空間の形成を図ります。

■街路空間の緑化

- ・隣接する公園・緑地と一体性のある街路樹の植栽を促進し、連続的なみどりによるうるおいのあるまちなみの形成を図ります。
- ・幹線道路や大規模な公園・緑地に接続する主要生活道路をはじめとして、沿道敷地の接道部緑化を促進し、うるおいのあるまちなみの形成を図ります。

2) 身近なみどりの整備・保全

■公園・緑地の整備・保全

- ・区立公園全体の整備及び管理などの指針となる公園総合整備構想を策定し、指定管理者制度[※]や Park-PFI[※]などの民間活力の導入を視野に入れた魅力ある公園づくりを推進します。
- ・既存の公園・緑地の保全を図るとともに、未整備の都市計画公園・緑地の整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換に合わせて、地域特性を踏まえた公園や児童遊園などの整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・大規模な新設公園・緑地については、機能・役割に応じた都市計画決定を行い、公園・緑地の整備を図ります。
- ・公園が不足する低地部の地域においては、引き続き公園の整備を検討します。
- ・老朽化や時代の変化に対応した公園の再整備・改修を進め、快適なみどり空間の形成を図ります。
- ・老朽化した公園施設については、北区公園施設長寿命化計画に基づき、補修改善や更新を進め、安全な公園・緑地の形成を図ります。

■広場の整備

- ・公園・緑地を補完するものとして、広場などのオープンスペースの整備を進め、市街地の防災性・快適性の向上を図ります。
- ・木造住宅密集地域では、主要生活道路などの沿道の空地を活用したポケットパークの整備や、集合住宅の整備の機会を活用した公開空地の確保を図ります。
- ・児童遊園、遊び場など街区公園レベルに満たない公園や広場も、防災上有効であり、コミュニティ形成の空間となるため、その整備を検討し進めます。
- ・行政施設や教育施設など、公共施設内での広場の整備を促進し、施設利用者に限らず、多くの人が利用できるようにします。

■民有地の緑化の促進

- ・生垣造成、屋上緑化、壁面やベランダ緑化などによる民有地の緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・緑化推進モデル地区の指定などによる、緑被率の低い地区における民有地の緑化を推進し、身近にみどりを感じられる市街地の形成を図ります。
- ・区民や事業者との「みどりの協定」により、区民・事業者の自主的な緑化活動を促進し、地域のみどりを充実させるとともに良好なまちなみの形成を図ります。
- ・民間事業者による開発の際には、公共空間と一体となった公開空地の確保を促進し、市街地内のオープンスペース[※]の充実を図ります。

3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり

■水辺とみどりの交流エリアの形成

- ・以下の地区を水辺とみどりの交流エリアとし、各地区の魅力を活かしたうらおいと交流のあるエリアとして環境づくりを推進します。

王子周辺エリア

- ・古くから行楽地として親しまれてきた飛鳥山や石神井川などの保全を進めるとともに、散策路の整備や、区内外の人が交流する環境づくりを進め、歴史・文化を継承するとともに、交流の活性化を図るエリアの形成を図ります。

荒川河川敷周辺エリア

- ・水辺環境の保全を進めるとともに開放的なレクリエーション空間として、水辺やみどりを活かした多様な活動が行える環境づくりを推進し、区内外から人の集まるエリアの形成を図ります。

赤羽・西が丘周辺エリア

- ・赤羽自然観察公園などの崖線と連なるみどりの保全や、自然と触れ合える環境づくりを推進するとともに、味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターと連携した健康づくりを進められる緑と健康づくりのエリアの形成を図ります。

田端周辺エリア

- ・多くの文士や芸術家が住んでいた文士村としての歴史を活かしたまちづくりを推進し、歴史・文化を継承・発信するエリアの形成を図ります。

■多様な主体による水辺やみどりの魅力の向上

- ・区民との協働による、公園や道路、駅前広場などへの花の植栽を推進し、身近に花のある市街地の形成を図ります。
- ・区民と協働したまちなかの緑化の維持推進を図るため、美化ボランティアなど、地域で活躍する人材の育成を行います。
- ・指定管理者制度や Park-PFI などの民間活力を導入した公園・緑地の管理・運営を進めることで、より魅力あるみどり豊かな環境の形成を図ります。
- ・区民との協働による河川や公園・緑地の整備や管理・運営を進めることで、地域のニーズに対応した魅力あるみどり豊かな環境の形成を図ります。
- ・地域特性や社会状況に応じた、河川や公園・緑地の利用ルールに基づき、区民や事業者、大学などの多様な主体によるイベント活用などを促進し、にぎわいのある河川や公園・緑地の形成を図ります。

■生物多様性の向上による生態系の保全・再生

- ・崖線の樹林地や河川敷など生物の生息環境を保全・再生するとともに、みどりの連続性の確保や在来種による緑化を推進することで、エコロジカル・ネットワーク[※]の形成を促進します。
- ・生物調査を定期的実施し、生物の生息状況を把握した上で、適切な水辺やみどりの管理を進めることで、生物の生息環境の保全を図ります。

■水辺やみどりと結びついた地域の歴史や文化の継承

- ・江戸時代から庶民に親しまれてきた飛鳥山公園、名主の滝公園、石神井川沿川の緑地などにおいて地域独自の文化的価値を育成する整備を進め、北区のまちの歴史・文化を継承します。
- ・寺社林や大径木など地域のシンボルとなるみどりは、保護樹木などの指定などによる保全を促進し、みどりの文化資源として継承します。

■回遊性向上による地域一体となった魅力づくり

- ・鉄道駅と商店街や公園・緑地を結ぶ道路において、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間や休憩施設を整備して、地域を回遊できる環境づくりを図ることにより、地域が一体となった魅力づくりを進めます。

4) 北区らしい景観の保全・形成

■地域の特性を活かしたまちなみの保全・形成

- ・各地域の特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準に基づく景観づくりを推進し、良好なまちなみの保全・形成を図ります。
- ・区の骨格となる崖線や河川、鉄道や主要幹線道路の景観、かいわい*やまちすじなどの身近な景観、景観特性の異なる地区別の景観の3つの視点から景観づくりを進めます。
- ・「北区景観百選」の認定により、区を特徴づける魅力的な景観について発信し、区民が主体となった景観まちづくりの気運を醸成します。

【骨格となる景観】

- ・崖線の樹林地においては、保全や緑化による景観改善を促進し、北区を象徴する景観の保全・形成を図ります。
- ・河川においては、水辺の自然環境や旧岩淵水門などの景観資源を保全することで、区民に親しまれる水辺空間を演出し、河川沿いから見たまちの景観に配慮した、河川にも目を向けた沿川の景観づくりを進めます。
- ・主要幹線道路においては、植栽の整備を進めるとともに、無電柱化に努めるなど修景整備を進めます。また、幹線道路沿道では、周辺との調和した建築物のデザインや美しいスカイラインの形成に配慮した景観づくりを進めます。
- ・旧街道においては、沿道の景観資源などを活かしながら歴史を感じられる景観づくりを進めます。
- ・鉄道やその沿線においては、電車が映える風景に配慮した景観づくりを推進し、訪れたいまちなみの保全・形成を図ります。

【身近な景観】

- ・多様な用途が混在することから、「かいわい」単位を目安としたまとまりと調和のある景観づくりを区民や事業者との協働により進めます。
- ・「かいわい」をつないだりまとめたりする「まちすじ」においては、みどりでうるおいを演出し、歩行者に心地よい通りをつくるなど、身近に親しめ、回遊を促す景観づくりを進めます。
- ・歴史的な道の沿道では、塚、塔、寺社などの景観資源を活かして、歴史を感じられる景観づくりを進めます。

【地区ごとの景観】

- ・7地区を単位とした、各地区の景観特性を活かした景観づくりを進めます。
- ・景観形成重点地区に指定されている、西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区では、地区のシンボルとして、重点的な景観づくりを進め、地区の個性的な景観づくりを先導します。
- ・景観形成方針地区に指定されている、飛鳥山公園周辺地区、石神井川沿川地区、崖線沿線地区、都電沿線地区、荒川沿川地区、中央公園周辺地区では、積極的な景観づくりを進め、景観形成重点地区の指定を検討します。

■統一的な基準による公共サインの整備

- ・ユニバーサルデザインに配慮した統一的な基準に基づく公共サインの設置・更新を図ります。
- ・道路整備にあわせて、周辺環境と調和のとれた公共サインの整備を推進します。

■屋外広告物や電線類などによる景観阻害の抑制

- ・景観を阻害する無秩序な屋外広告物の設置を抑制し、地域のまちなみへの調和を促進します。
- ・良好なまちなみ形成の視点からも、無電柱化を推進します。

4-3 住環境 「生活環境 ♪子育て・健康長寿」

目標：誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち

(1) 基本的な考え方

公共施設や大規模団地などの再生、良好な住宅ストックの活用・更新に合わせて、各世代や地域にとって必要な生活利便施設の集積を促進します。高齢者にとっては、安心・安全にらせる住宅といきいきとすごせる居場所のあるまち、子育て世代にとっては、子どもたちを安心して遊ばせられる環境と利便性の高い子育て環境のあるまち、子どもにとっては快適に学べる教育環境とのびのびと遊べる環境のあるまちの形成を図ります。また、多言語化対応などによる外国人が快適にらせる環境づくりを進めることで多様な文化の共生するまちの形成を図ります。

施策体系

1) ライフステージに応じた住環境の充実	
	■大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成
	■高齢者や障害者がいきいきとらせる住環境の整備
	■安心して子育てできる環境づくり
	■子どもがのびのびと育つ環境づくり
	■家族でくらし続けられる居住環境の充実
	■外国人が快適にらせる環境づくり
2) 歩いて買物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上	
	■空き店舗を活用した商店街の活性化
	■地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上
3) 生涯を通じて学べる環境づくり	
	■生涯学習環境の形成
4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成	
	■安全にらせる住環境の形成
	■安全に買い物できる環境づくり
5) 防犯まちづくりの推進	
	■防犯性に配慮したまちづくり
	■地域コミュニティによる防犯まちづくり

(2) 施策体系

1) ライフステージに応じた住環境の充実

■大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成

- ・区内にある公営住宅の長寿命化を図るとともに、良好な住宅ストックに関しては活用を図り、誰もが安心してくらす居住空間の形成を図ります。
- ・公共施設や大規模団地などの再生を契機にした生活利便施設の集積やミクストコミュニティ*の形成を促進し、多様な世代がいきいきとくらし続けられる持続可能な住環境の形成を図ります。
- ・市街地再開発など民間主導の事業においては、良好な住環境と快適なオープンスペースの創出による快適で利便性の高い市街地の形成を促進します。
- ・空き家の適正管理を進めるとともに、良好な住宅ストックを活用したリノベーションによる新しい価値を創出することで、時代の変化に対応した住環境の向上を図ります。

■高齢者や障害者がいきいきとくらす住環境の形成

- ・高齢化が顕著な大規模団地などでは住宅供給事業者により地域の医療や福祉の拠点づくりなどを促進し、住み慣れた地域でくらし続けられる環境づくりを目指します。
- ・公園やスポーツ施設への行きやすさを向上させることで、いきいきとくらす快適な住環境の形成を図ります。
- ・民間賃貸住宅の活用や区営シルバーピア※の建設による、高齢者向けの住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

■安心して子育てできる環境づくり

- ・駅周辺の再開発やマンション開発を契機とした、保育施設や子育て支援施設の整備により安心して子育てができる環境の充実を図ります。
- ・大規模団地の建替えにあわせて、周辺住環境の向上に寄与する公園や緑地の整備を進め、子どもたちが安心して遊べる環境づくりを図ります。

■子どもがのびのびと育つ環境づくり

- ・教育施策などと連携した小中学校の適正な配置により快適な教育環境の形成を図ります。
- ・大規模な土地利用転換などにより人口増加が見込まれる際には、周辺の小学校・中学校において、将来の児童数の増加を見据えた快適な教育環境の形成を図ります。
- ・小中一貫教育を推進する、施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みを進め、より充実した学校教育の環境づくりを図ります。
- ・子どもがのびのびと遊べる公園や緑地の充実を図るとともに、味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターと連携したイベントなどの実施により、子どもが遊びながら体力づくりができる環境の形成を図ります。

■家族でくらし続けられる居住環境の充実

- ・三世代での同居や近居に向けた住宅更新及び共同建替えを支援することで、高齢者とその家族が安心して快適にくらす居住環境の形成を図ります。
- ・良好な住宅ストックの活用などにより、次世代の家族も住み続けられる多様なライフスタイルに対応する居住環境の充実を図ります。

■外国人が快適にくらせる環境づくり

- ・公共施設や道路・公園などに設置された公共サインの多言語化による適切な生活情報の提供を進め、外国人が快適にくらせる環境づくりを図ります。
- ・住宅確保配慮者に対する住宅セーフティネット機能の向上を図ります。
- ・町会、自治会やPTA、地域行事への外国人の参画を促進し、顔と顔が見える関係構築による安心してくらせる環境づくりを進めるとともに、文化や習慣の相互理解を促進し、地域における多文化共生を図ります。

2) 歩いて買物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上

■空き店舗を活用した商店街の活性化

- ・空き店舗を活用した開業促進や区民生活に密接に関連する店舗の誘致促進を図ることで商店街の活性化を図ります。

■地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上

- ・商店街と周辺の公園や寺社、スポーツ施設などの地域資源を結ぶ連続的なまちなみの形成や、案内サインの整備により、回遊性を向上させることで、地域の魅力アップを図ります。
- ・買い物だけでなく、コミュニティ形成の場などとして商店街の活用を促進することで、商店街を中心としたコンパクトで魅力のある生活環境の形成を図ります。

3) 生涯を通じて学べる環境づくり

■生涯学習環境の形成

- ・教育機関と図書館・文化センター、子どもセンターなどとの連携などにより、子どもから高齢者までいつまでも「学べる・活躍できる環境」のあるまちの形成を図ります。
- ・学校施設の改築・改修の際には、施設の集約化・複合化などを検討し、地域の生涯学習拠点として、文化・スポーツ活動やコミュニティ活動などが行える環境づくりを推進し、生涯を通じて学べる・活躍できる環境づくりを目指します。
- ・公共施設の統合などにより創出された用地について、地域の教育環境やコミュニティ活動の拠点づくりなどの活用について可能性を検討します。

4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成

■安全にくらせる住環境の形成

- ・住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備などにより、改修を促進し、高齢者や障害者が安心して快適にくらせる住環境の形成を図ります。
- ・各拠点からアクセス性の高い地区において、生活利便施設などの立地を促進するとともに、アクセス路において、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備を促進することで、安心してくらせる住環境の形成を図ります。

■安全に買い物できる環境づくり

- ・商店街のバリアフリー化や街灯の設置などにより環境整備を進めることで、安心・安全に買い物できる環境づくりを図ります。
- ・商店街やその周辺の駐輪場整備を促進することで、買い物などによる放置自転車を減らし、安心・安全に買い物できる環境づくりを進めます。

5) 防犯まちづくりの推進

■防犯性に配慮したまちづくり

- ・防犯環境設計※の視点に留意した、死角のない建築物や道路、公園の整備・維持管理を進め、安心してらせる市街地の形成を図ります。
- ・街灯や防犯カメラの設置を推進し、誰もが安心してらせるまちの形成を図ります。

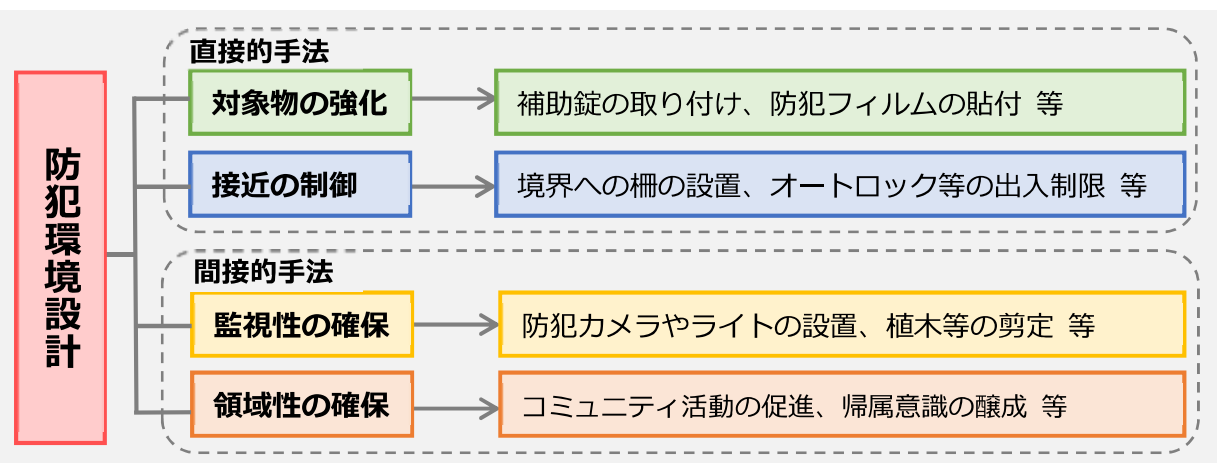
■地域コミュニティによる防犯まちづくり

- ・地域における防犯パトロールなどを促進し、地域の防犯性を高めることで安心してらせる市街地の形成を図ります。

◆コラム 犯罪環境設計とは

防犯環境設計とは、建物や道路、公園などの物理的な環境の整備・強化等（ハード的手法）とあわせて、住民や警察、自治体などによる防犯活動（ソフト的手法）を行い、犯罪が発生しにくい環境の形成を目指す考え方です。

防犯環境設計には、直接的な手法として「対象物の強化」と「接近の制御」、また、間接的な手法として「監視性の確保」と「領域性の確保」があり、これらを総合的に組み合わせることが重要です。



防犯パトロール



地域の美化活動

出典：北区 HP

4-4 環境共生 「環境負荷低減」スマートコミュニティ

目標：環境と共生するスマートなまち

(1) 基本的な考え方

水やみどりなど自然の力を取り込むことで、ヒートアイランド現象による[※]気温上昇などの影響を最大限に抑え、快適にくらせる都市環境の形成を図ります。

地球温暖化の緩和に向けて、公共施設や交通環境における低炭素化を進めるとともに、新エネルギー・省エネルギーの導入や、まちづくりと連動した地域エネルギーマネジメントシステム[※]の導入を図ることで、環境負荷の低いまちの形成を図ります。

また、ICT などの活用や、遊休資産を活用したシェアリングエコノミー[※]の展開など、新たな価値を創出するかしいまちづくりを促進することで、人と人のつながりとにぎわいを生むまちの形成を図ります。

施策体系

1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成	
	■ ヒートアイランド現象対策の推進
	■ 資源循環のまちづくり
	■ 水循環のまちづくり
2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進	
	■ 公共施設・公共工事の低炭素化
	■ 移動環境の低炭素化の促進
	■ 低炭素型都市活動の推進
3) 環境問題への対応	
	■ 産業・環境施策と連携した公害対策
	■ 騒音対策
4) かしいエネルギーの活用	
	■ 新エネルギー・省エネルギー機器の導入支援
	■ 地域エネルギーマネジメントシステムの導入
	■ 工場などでの排熱や未利用エネルギーの有効活用
5) ICT のまちづくりへの活用	
	■ 情報通信環境の充実
	■ IoT や AI [*] をはじめとする先端技術の導入
6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの促進	
	■ 移動手段をシェアする環境づくり
	■ 空間をシェアする環境づくり

(2) 施策体系

1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成

■ヒートアイランド現象対策の推進

- ・公園・緑地、河川沿いや崖線のみどりの保全・整備などにより、まとまりのあるみどりの確保・創出を図ることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・生垣造成、屋上緑化、壁面やベランダ緑化などにより、建築物の蓄熱抑制や市街地の緑化を推進し、ヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・保水性舗装、遮熱性舗装の活用や地表面被覆の改善などにより、路面温度上昇の抑制を図ります。
- ・大規模公園や河川などの適切な維持管理などによるクールスポットの形成を進めるとともに、街路樹による歩道の緑陰確保などにより、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。

■資源循環のまちづくり

- ・環境施策と連携して、ごみの減量や資源のリサイクルを支援し、区内で資源が循環する持続可能なまちづくりを推進します。

■水循環のまちづくり

- ・水再生センターなどによる下水の再利用や雨水の利用により、水資源の有効活用を図ります。
- ・崖線のみどりの保全や公園・緑地などの整備、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の活用などにより、湧水の保全を図ります。
- ・区内の貴重な自然環境である湧水地の活用を促進することで、水辺に親しめる環境を次世代に継承します。

2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進

■公共施設・公共工事の低炭素化

- ・公共施設の新築・改修の際に、新エネルギーや省エネルギー機器などの導入を推進します。
- ・環境負荷の少ない仕様や工法を採用し、生態系や周辺環境、景観との調和に配慮した、環境にやさしい公共工事に努めます。

■移動環境の低炭素化の促進

- ・公共交通の利便性・快適性の向上、自転車利用環境や歩行環境の向上を総合的にすすめ、自動車交通の削減を図ります。
- ・計画的な道路整備による交通渋滞の緩和、低公害車の導入促進など、自動車交通に伴う環境負荷の低減を図ります。

■低炭素型都市活動の推進

- ・省エネ・節電に関する情報発信やエネルギー消費量の「見える化」の普及、環境経営の促進により、低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及を図ります。

3) 環境問題への対応

■産業・環境施策と連携した公害対策

- ・大気汚染・騒音・振動といった公害の発生を防ぐため、緩衝帯の設置、建物・設備などの適切な更新などを産業施策や環境施策と連携して進めます。
- ・環境と共生したまちづくりを先導するため、環境に優しい公共工事に努めるとともに、低公害車の導入を推進します。
- ・環境負荷の低いごみ処理を行うため、清掃工場の建替えを推進し、環境汚染の防止を図ります。

■騒音対策

- ・自動車交通による騒音や振動を緩和するため、低騒音舗装など新たな素材・技術を導入するとともに、沿道環境に配慮した道路整備や渋滞緩和を進めます。

4) かしこいエネルギーの活用

■新エネルギー・省エネルギー機器の導入支援

- ・家庭や事業所、集合住宅に対して、新エネルギーや省エネルギー機器などの導入を支援し、エネルギー使用の効率化を図った快適な環境整備を図ります。

■地域エネルギーマネジメントシステムの導入

- ・再開発や公共施設の更新・整備などの都市づくりの際に、エリア全体で運転管理情報の共有化などの連携を行う地域エネルギーマネジメントシステムの導入を検討し、エネルギー利活用の最適化を図ります。

■工場などでの排熱や未利用エネルギーの有効活用

- ・廃棄物処理や供給処理の過程で発生する廃熱や、現在は利用されていない自然エネルギーを有効活用する新技術の導入を検討します。

5) ICT のまちづくりへの活用

■情報通信環境の充実

- ・公共施設や文化施設などの区外から多くの人を訪れる施設における通信環境の整備を促進します。

■IoT や AI[※]をはじめとする先端技術の導入

- ・IoT (Internet of Things) や AI (Artificial Intelligence) などのまちづくりへの導入による次世代に向けたかしこいまちづくりを推進するとともに、新たなまちの価値の創出を図ります。

6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの推進

■移動手段をシェアする環境づくり

- ・カーシェアリングやシェアサイクルなど、環境負荷の少ない移動手段の導入を促進するなどシェアリングエコノミーの視点からも、地域交通環境の改善について検討を進め、環境と共生する移動環境の形成を図ります。

■空間をシェアする環境づくり

- ・駐車場や空き店舗などを有効活用し、地域の交流やにぎわいを生む環境づくりを進めます。
- ・多様な主体による公共空間の活用を促進することで、人と人のつながりによるにぎわいや新たな価値を創出する環境づくりを進めます。
- ・多くの人を楽しい時間を過ごしながら空間をシェアし、各戸で運転するエアコンの使用を減らす「クールシェア[※]」の取組みについて、SNS などを活用した情報発信をはじめとした普及に努めます。

4-5 災害対応 「防災・減災・事前復興」

目標：被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

(1) 基本的な考え方

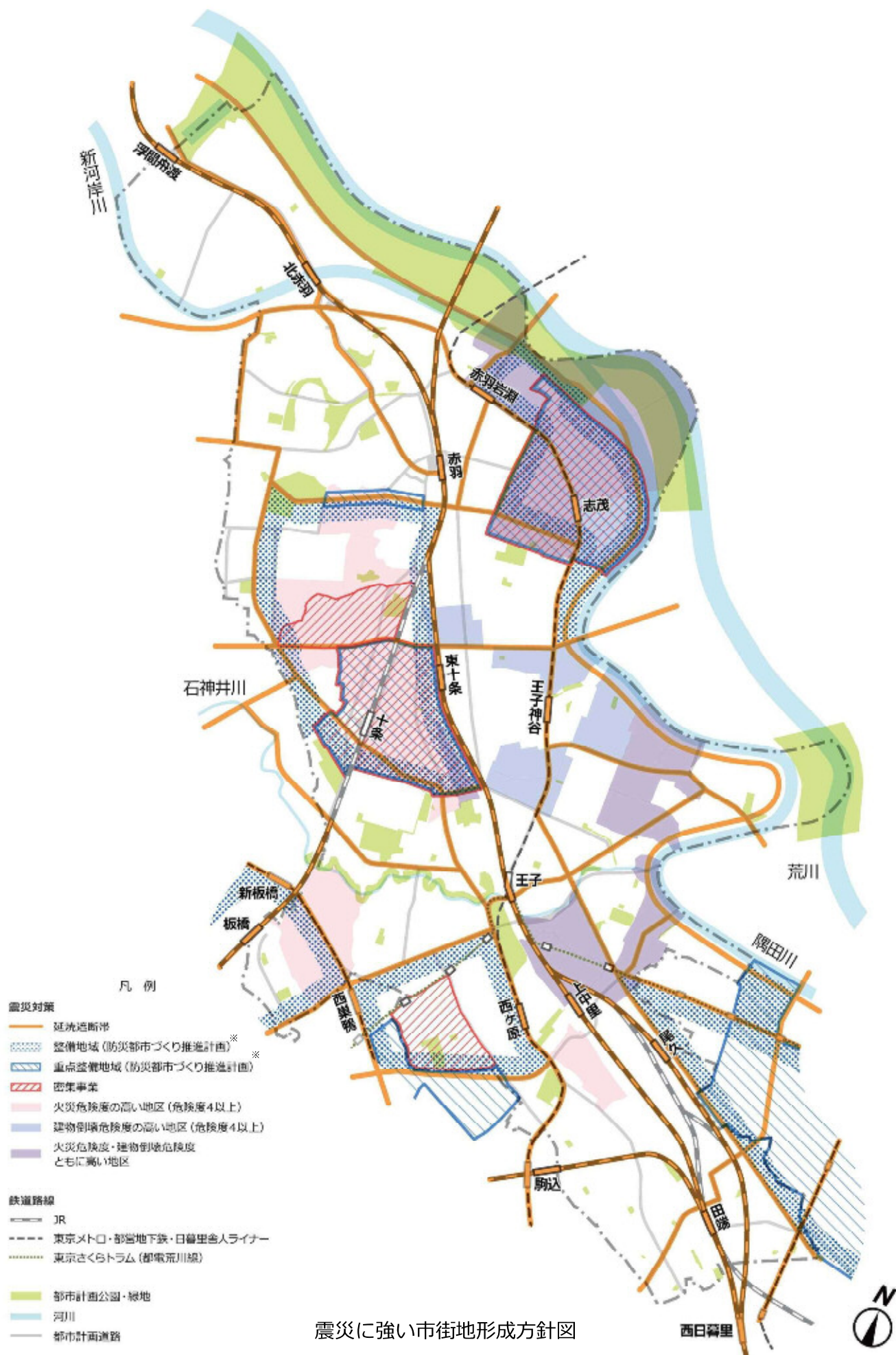
まちの安全性を高めるため、老朽化した都市インフラの更新を計画的に進め、震災、水害・土砂災害に強い都市基盤の形成を図ります。

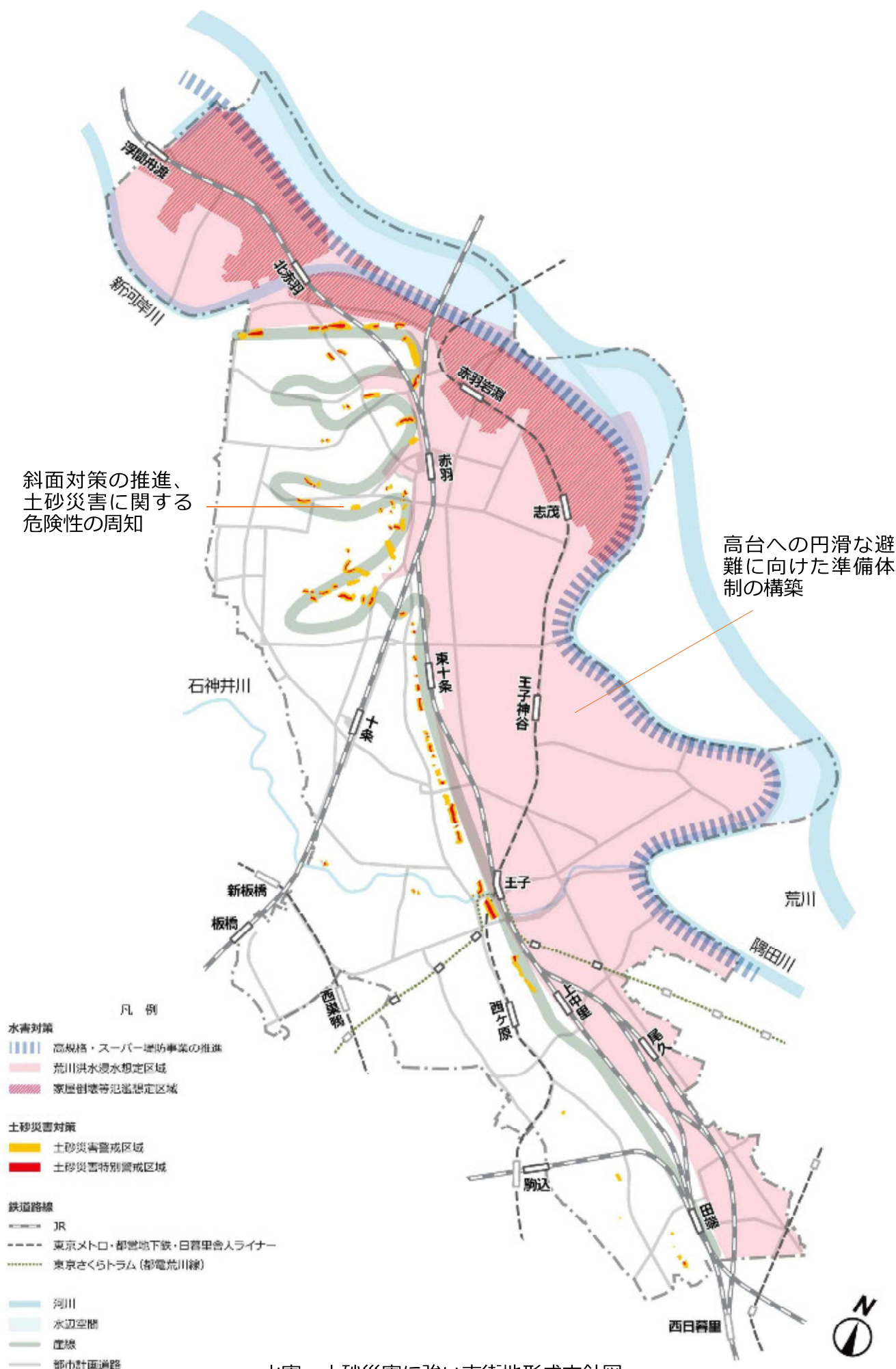
災害時には、安全な避難路や輸送路として避難者・救援車や救援物資などの流れを滞らせず、迅速な復旧を進められる都市構造を形成するとともに、人と人のつながりを活かした地域の災害対応力の強化に向けたまちづくりを推進します。

また、大規模災害の発生を見据えて、発災直後から継続的に都市活動が行えるように、必要となる都市機能の維持に向けた備えや基礎情報の収集などにより、復旧体制の強化を図るとともに、適切な復興に向けて、平時から、復興後の地域の骨格となる都市構造のあるべき姿について多様な主体と検討を進めます。

施策体系

1) 震災に強い市街地の形成	
	■ 耐震化の促進
	■ 不燃化の促進
	■ 木造住宅密集地域の改善
	■ 危険な老朽建築物などの解消
	■ 道路や橋梁などの計画的な更新と長寿命化対策
2) 水害に強い市街地の形成	
	■ 治水対策の推進
	■ 水害時の避難路の確保
3) 土砂災害に強い市街地の形成	
	■ 斜面崩壊対策
	■ 土砂災害時の避難路の確保
4) 地域の災害対応力の向上	
	■ 震災時の避難路の確保
	■ 各地区における避難空間の整備
	■ 救援物資などの輸送路の確保
	■ 自主防災組織や防災ボランティアの活動支援
	■ 基礎情報の収集
5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興	
	■ 危険性の周知
	■ 迅速な復旧・復興に向けた体制の強化
	■ 被災後のまちのあるべき姿の検討





水害・土砂災害に強い市街地形成方針図

(2) 施策体系

1) 震災に強い市街地の形成

■耐震化の促進

- ・病院・庁舎・学校など多くの人が利用する施設や集合住宅などの建築物においては、耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・庁舎や避難所となる学校などの安全性向上を重点的に進め、発災後の機能維持を意識した防災拠点の形成を図ります。
- ・建物倒壊危険度の高い地区[※]や木造住宅密集地域においては、建築物の耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

■不燃化の促進

- ・火災危険度の高い地区[※]や木造住宅密集地域においては、老朽建築物の除却や建替えを促進しながら、重点的な防災都市づくりを推進し、燃え広がらない安全な市街地の形成を図ります。
- ・幹線道路における沿道建築物の不燃化を促進することで、延焼遮断帯[※]の形成を確実に進め、防災生活圏の安全性の確保を図ります。
- ・消防活動困難区域[※]のある地区では、主要生活道路の整備を進め、同区域の解消を図ります。

■木造住宅密集地域の改善

- ・木造住宅密集地域においては、老朽建築物の除却や共同建替えを促進するとともに、主要生活道路の整備や公園などの整備を推進し、木造住宅密集地域の改善を進め、燃えない、倒れない、燃え広がらない安全な市街地の形成を図ります。

■危険な老朽建築物などの解消

- ・建物所有者や管理者への協力・支援によって、老朽建築物の除却や建替えなどを促進し、危険な老朽建築物の解消を進めることで安全な市街地の形成を図ります。

■道路や橋梁などの計画的な更新と長寿命化対策

- ・北区公共施設等総合管理計画[※]、及び橋梁・公園に関する長寿命化計画[※]に基づき、都市インフラの計画的な点検・調査・補修工事を推進します。
- ・老朽化している道路・橋梁・公園などの施設については、計画的な更新を進め、安全な都市インフラの形成を図ります。

2) 水害に強い市街地の形成

■治水対策の推進

- ・荒川・隅田川沿いにおいては、高規格・スーパー堤防の連続的な整備により、治水能力の強化を図ります。
- ・気候変動により、近年頻発する集中豪雨[※]の被害を軽減するため、貯留槽や止水板、雨水浸透ますの整備を促進するとともに、公共施設や大規模民間施設における雨水流出抑制施設の整備を推進し、水害に強い安全な市街の形成を図ります。

- ・河川防災ステーション※は、浸水に備えた資材の備蓄などにより水防拠点として活用し、災害時の復旧体制の構築を図ります。

■水害時の避難路の確保

- ・東側の低地部と西側の台地部を結ぶ幹線道路の整備や更新を優先的に行い、大規模水害発生時の避難経路の確保を図ります。
- ・東側の低地部では、高台への円滑な避難に向けた準備体制の構築をするとともに、高層建築物の建設事業者との協定締結などによる水害時における垂直避難施設など、高台への避難が困難な際の避難場所の確保を進め、水害時に人命を守る市街地の形成を図ります。
- ・荒川において浸水被害が想定される気象状況が確認され次第、タイムライン※に基づき、警戒情報の周知や水防体制の構築を図り、浸水被害が発生する前に避難を進められる環境づくりを進めます。

3) 土砂災害に強い市街地の形成

■斜面崩壊対策

- ・崖線沿いを中心とした、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険性の高い地区においては、危険性の周知を進めるとともに、崖地の土地所有者や管理者に安全対策を促進します。
- ・斜面地における樹木の適正な管理、法面の浸食防止や雨水処理など、斜面地の安全性向上を図ります。
- ・植栽の充実や構造物の強化など、急斜面や崖の崩壊防止対策を進めます。

■土砂災害時の避難路の確保

- ・土砂災害の危険性の高い地区に近接する道路に面した擁壁の安全対策を図り、避難路の確保を図ります。

4) 地域の災害対応力の向上

■震災時の避難路の確保

- ・北区無電柱化推進計画に基づき、幹線道路などにおける無電柱化を計画的に推進します。
- ・地震時のブロック塀の倒壊危険性について、耐震アドバイザーの派遣などによる事前点検を促進するとともに、倒壊危険性の高いブロック塀については、撤去や生け垣化、フェンスへの造り変えなどを促進し、安全に避難できる市街地の形成を図ります。

■各地区における避難空間の整備

- ・各地区における地形や居住者などの特性を踏まえて、避難所などについて適宜見直しを行い、誰もが安心して避難できる環境の形成を図ります。
- ・高齢者や障害者、外国人など誰もが正しい情報を得られるように、被災時の適切な情報提供手段の確保を図ります。
- ・公共施設の更新の際には、避難所機能の充実を図ります。
- ・民間事業者による開発の際には、避難空間としての活用できる公開空地の確保を促進します。

■ 救援物資などの輸送路の確保

- ・ 緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、災害時の輸送路として防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの形成を図ります。
- ・ 緊急輸送道路となっている主要幹線道路においては、沿道建築物の耐震化、不燃化、無電柱化を進め、安全な物資輸送路の確保を図ります。
- ・ 公共防災船着場※の整備及び平時からの利用促進により、河川を利用した救援物資や帰宅困難者などの水上輸送路の確保を図ります。

■ 自主防災組織や防災ボランティアの活動支援

- ・ 各地区における自主防災組織※や防災ボランティア※の育成を促進し、つながりの強い地域コミュニティを活かした、自助、共助による災害対応力の高いまちの形成を図ります。
- ・ 災害時の初動期における人命救助や初期消火の担い手となる消防団員について、消防署と連携し普及に努めます。
- ・ 震災や水害など地域の災害特性に応じた、防災訓練の定期的な実施を促進し、地域の災害対応力の向上を図ります。

■ 基礎情報の収集

- ・ 平時から区民と行政が連携し、自主防災組織などによる地区内の避難行動要支援者の把握及び発災時の避難体制を構築し、発災時にも安心して避難できる関係づくりを図ります。
- ・ 区民と行政が連携し、各地区内の災害時に危険と想定される場所の把握を進めるとともに、双方で共有することで、発災時にも安心して避難できる環境づくりを図ります。

5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興

■ 危険性の周知

- ・ 社会情勢などの変化に応じたハザードマップの見直しを行うとともに、震災・水害・土砂災害の危険性の周知を推進し、区民ひとりひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ 大規模水害に備えた避難計画を策定し、水害発災時に安全、円滑に避難できる環境づくりを進めます。

■ 迅速な復旧・復興に向けた体制の強化

- ・ 北区業務継続計画に基づき、震災時に必要となる業務体制の整備などの準備を行うことで、応急対策業務とともに震災時にも必要不可欠な行政機能の継続や迅速な復旧を図れる環境づくりを進めます。
- ・ 区内の民間企業の震災などによる被害を最小限に抑え、中核的な事業の継続や迅速な復旧を図るため、BCP（事業継続計画）の策定を促進します。
- ・ 他自治体や NPO 法人、民間事業者などと連携し、食料や支援物資の供給・配送、要配慮者への支援体制の構築などに関する防災協定の締結を進め、迅速な復旧に向けた体制づくりを進めます。
- ・ 北区社会福祉協議会や NPO 法人などとの連携を強化し、災害時に備えた訓練や準備を行うことで、大規模災害発生後に、災害ボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティアセンターの設置や運営を迅速に行えるよう環境づくりを進めます。

■被災後のまちのあるべき姿の検討

- ・東京都の「都市復興の理念、目標及び基本方針」に掲げる都市復興の目標である「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」を踏まえ、平時から検討し、区民、事業者、行政などの多様な主体が連携を図り目指すべき像を共有します。
- ・社会情勢や都市事業の進捗に応じて、各種関連計画との整合を図りながら、被災後のまちのあるべき姿について随時見直しを行います。
- ・生活再建や経済再生にかかわる復興事業を中心に、復興に向けた取組方針を事前に明確にし、早期の都市復興を目指します。
- ・被災後には復興事業計画を円滑かつ早期に策定し、必要に応じて、都市計画事業に対する特例措置を活用した復興事業を推進します。
- ・生活再建や経済再生にかかわる復興事業を中心に、復興に向けた取組方針を事前に明確にし、早期の都市復興を目指します。
- ・被災後には復興事業計画を円滑かつ早期に策定し、必要に応じて都市計画事業に対する特例措置を活用した復興事業を推進します。

第5章 地区別のまちづくり方針

第5章 地区別のまちづくり方針

5-1 地区別まちづくりの展開方針

区全体の将来都市像の実現に向けて、地域や地区で展開するまちづくりの方向性と道筋を明らかにします。全体構想の土地利用の基本方針や分野別都市づくり方針を踏まえ、地区ごとのまちの特徴、魅力、まちづくりの課題を整理した上で、まちの将来像と取組方針を示します。

地区区分は、北区基本計画で示されている7地区を基本とします。鉄道と崖線を境に、西側が台地部、東側が低地部になっている北区の地形的特徴を踏まえた地区区分です。

一方で、東西の地区を結ぶ、赤羽駅周辺や十条・東十条駅周辺・王子駅周辺、田端駅周辺においては「駅を中心としたコンパクトで活動的な暮らし」の実現に向けて、地区間のまちづくり方針を共有化することが重要です。

そのため、交通の円滑化や都市機能の集積などにより、鉄道と崖線によるまちの分断を和らげ、まちの活力を一層高める都市づくりを推進する観点から、鉄道駅を中心とする3地域の将来都市像を設定し、その実現に向けて地区別のまちづくり方針を戦略的に展開します。

3 地域及び7地区の将来像

未来のくらしを豊かにする将来都市像

3 地域の将来都市像

赤羽地域：

水辺やみどりに囲まれた、多様な機能が集積する利便性の高いまち

王子地域：

ヒト・モノ・コトが集まる、にぎわいと豊かなるおいのあるまち

滝野川地域：

豊かな歴史・文化が身近にある、利便性の高い多様な交流が生まれるまち

7 地区のまちの将来像

浮間地区

水辺やみどりを楽しめる、住・工が調和したまち「浮間」

赤羽東地区

利便性の高い、安心してくらするにぎわいのあるまち「赤羽東」

赤羽西地区

豊かな自然にめぐまれた、でかけたくなるまち「赤羽西」

王子東地区

多様な機能が集積する、交流のあるまち「王子東」

王子西地区

地域に根付いた文化と、にぎわいのあるまち「王子西」

滝野川東地区

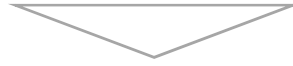
地域に根付いた、鉄道を中心とした多様なにぎわいのあるまち「滝野川東」

滝野川西地区

ゆとりのある住環境と豊かな文化・自然に恵まれたまち「滝野川西」

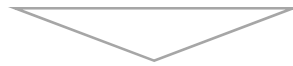
5-2 地域・地区区分の設定

- ・ 鉄道駅を中心に東西地区を一体的に捉えた 3 地域区分の考え方、及び具体的なまちづくりの方向性を示す 7 地区区分の考え方を示します。



5-3 3 地域の将来都市像

- ・ 東西地区の交流を促進し、鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めていくための道筋として、「3 地域の将来都市像」を示します。



5-4 ~ 5-10 7 地区のまちづくり方針

まちの今を把握する

(1) まちの特徴

- ・ ひと：人口や世帯に関して、近年の動向や将来推計について整理します。
- ・ なりたち：これまでの市街地の形成に関する概略を整理します。

(2) まちの魅力

- ・ 各地区らしさを形成する、主なまちの魅力要素について整理します。
- ・ 各地区によって異なる特徴を際立たせるため、主なものを示します。

(3) まちづくりの課題

- ・ まちの特徴や魅力を踏まえ、魅力を磨き上げ、問題点を解消するために取り組むべき「まちづくりの課題」を示します。



まちの今後を描く

(4) まちの将来像

- ・ まちづくりの課題を解決することで、実現を目指す「まちの将来像」を示します。

(5) 取組方針

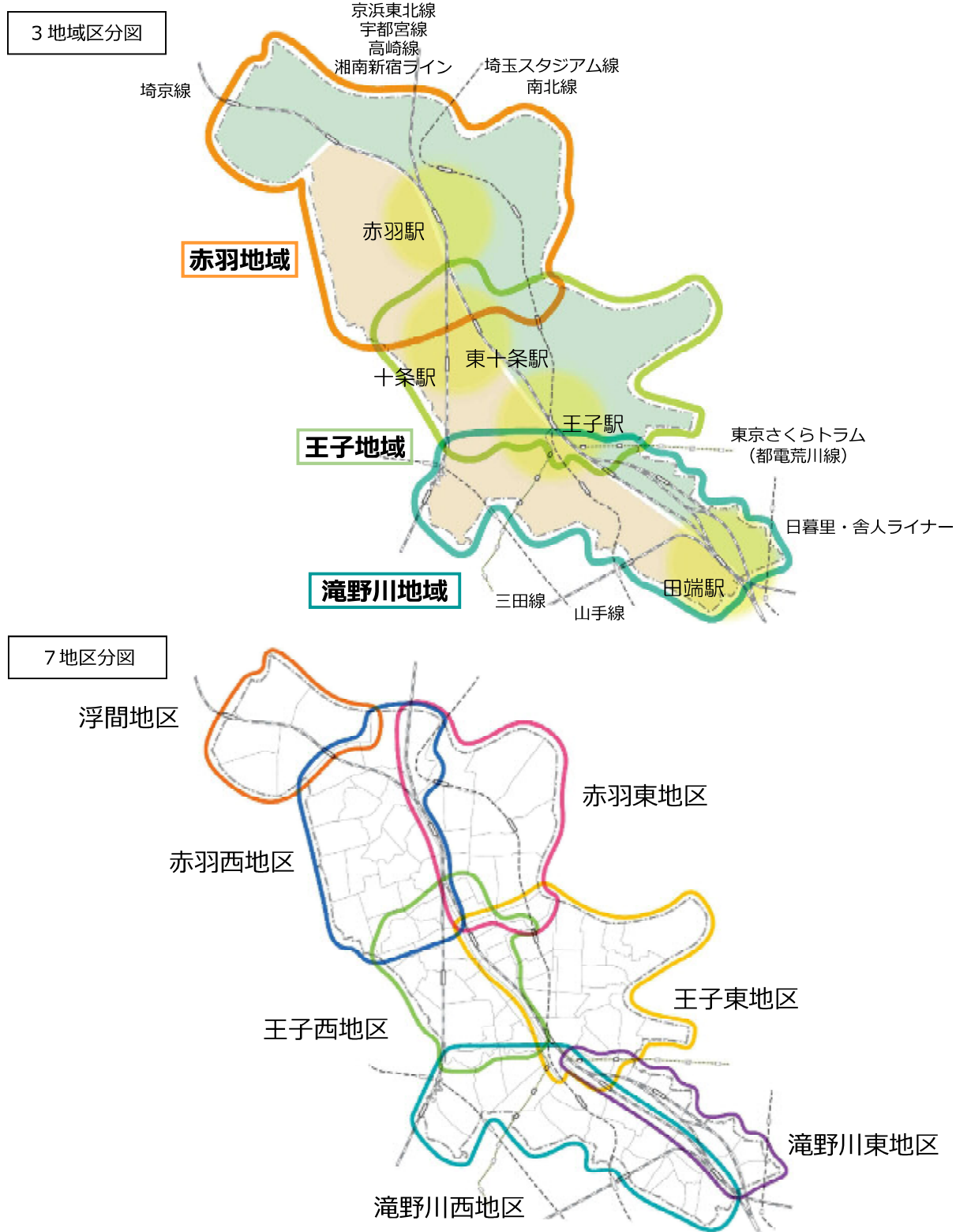
- ・ 土地利用、分野別都市づくりの方針に基づく各地区の取組みを示します。

- | | |
|----------|---------|
| ◆土地利用 | ◇おでかけ環境 |
| ◇交流を育む魅力 | ◇住環境 |
| ◇環境共生 | ◇災害対応 |

5-2 地域・地区区分の設定

本計画では、くらしの要として東西地区を結ぶ拠点となっている、赤羽駅、十条駅・東十条駅と王子駅、田端駅を中心とした、赤羽地域、王子地域、滝野川地域の3地域を設定するとともに、各地域の将来都市像の実現に向けた、具体的なまちづくりの展開について7地区別に整理しています。

地区区分は、北区基本計画で示されている7地区区分を基本とし、コミュニティのまとまりである町会・自治会連合会の区分や駅周辺で展開されているまちづくりの広がりを反映し設定します。



地区分設定の考え方

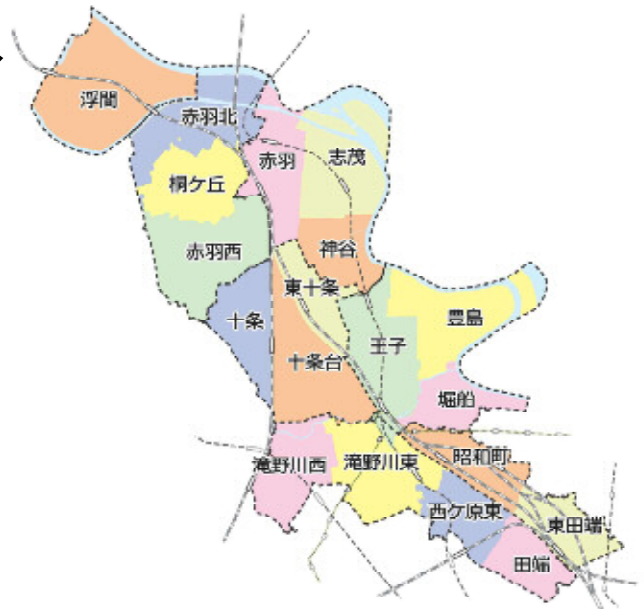
●基本計画における地域区分の考え方

- ・北区は武蔵野台地の崖下線に沿ったJR線、区の中央を東西に横断している環状7号線が通り、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川が流れています。
- ・そうした鉄道や幹線道路、河川により分けられる区域は、区民の日常生活圏や地域のコミュニティ形成上、概ねひとつのまとまりになっています。



●町会・自治会連合会に基づく地域区分

- ・区内には、地域の活動拠点となる地域振興室が19室あり、各地域振興室の管轄区域を単位に町会自治会連合会が構成されています。
- ・一部の地域振興室の管轄区域は、鉄道や幹線道路を跨いだ区域になっており、基本計画における7地区区分と一部異なる地域があります。



●駅周辺のまちづくりの対象区域

- ・赤羽駅、十条駅、王子駅周辺のまちづくりが進んでいますが、王子駅や十条駅周辺のまちづくりの対象区域が現行計画の地区区分を跨いでいます。
- ・赤羽駅東口地区まちづくりゾーニング構想の対象区域は、赤羽地域の中心になっています。
- ・十条地区まちづくり基本構想の対象区域は、基本計画における王子地域と赤羽地域を跨いだ区域になっています。
- ・王子駅周辺まちづくりランドデザインの対象区域は、基本計画における王子地域と滝野川地域を跨いだ区域になっています。



5-3 3地域の将来都市像

北区は崖線を境に西側が台地部、東側が低地部となっており、東西を結ぶ赤羽駅周辺や十条・東十条駅周辺、王子駅周辺、田端駅周辺は、「駅を中心としたコンパクトで活動的なくらし」を目指す上で重要な役割を担っています。

東西の交通の円滑化や都市機能の集積などにより、まちの交流を促進し、まちの活力を一層高めることで、区全体の「将来都市像」を実現するために、駅周辺を中心とした赤羽地域、王子地域、滝野川地域の3地域の将来都市像を設定します。

(1) 赤羽地域の将来都市像

水辺やみどりに囲まれた、多様な機能が集積する利便性の高いまち

- ・赤羽駅を中心として地域公共交通の利便性が向上し、活気ある商店街などを中心としたにぎわいが形成されています。
- ・荒川や新河岸川、大規模な公園に恵まれるとともに、アスリートが集う施設が立地し、うるおいとスポーツや地域の文化を楽しめる環境が形成されています。
- ・市街地再開発の促進などにより駅前周辺にまとまった空地が創出され、地域全体の滞留機能が高まることにより、一年中にぎわいや新たな価値が創出される場となっています。
- ・駅を中心とした地域公共交通の利便性向上や ICT などの先端技術の活用・シェアリング※などが図られるとともに、新しい都市施策の社会実験が実施され、未来の都市のあり方、ライフスタイルを模索する環境が形成されています。
- ・都市型産業が住宅と共存し、高い生産性を維持しています。

(2) 王子地域の将来都市像

ヒト・モノ・コトが集まる、にぎわいと豊かなうるおいのあるまち

- ・駅を中心に、働き場や買い物などを楽しむ場が形成されています。また、商店街は、地域主体による多様な活動の場としてもにぎわっています。
- ・飛鳥山や石神井川などの四季の変化を楽しめる環境をはじめ、誰もが歩きたくなるルートが形成されています。
- ・駅を中心とした地域公共交通の利便性向上や ICT などの先端技術の活用・シェアリング※などが図られるとともに、新しい都市施策の社会実験が実施され、未来の都市のあり方、ライフスタイルを模索する環境が形成されています。

(3) 滝野川地域の将来都市像

豊かな歴史・文化が身近にある、利便性の高い多様な交流が生まれるまち

- ・都心への近接性や地域公共交通の利便性の高い複合的な機能を持つ市街地が形成されています。
- ・ICT などの先端技術の活用やシェアリングなどによる、工場などを持たないものづくりなど新しい働き方ができる環境が形成されています。
- ・東京さくらトラム（都電荒川線）などによる移動を楽しめる環境と、地域の歴史・文化資源の保全や活用がされることにより、地域の魅力が発信されています。

5－4 浮間地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・工場などの跡地におけるマンション建設により子育て世代が増加傾向にあります。
- ・比較的高齢化率が低くなっています。
- ・2033 年まで年少人口、生産年齢人口は増加が見込まれています。
- ・世帯数は今後も増加傾向が続くと見込まれています。

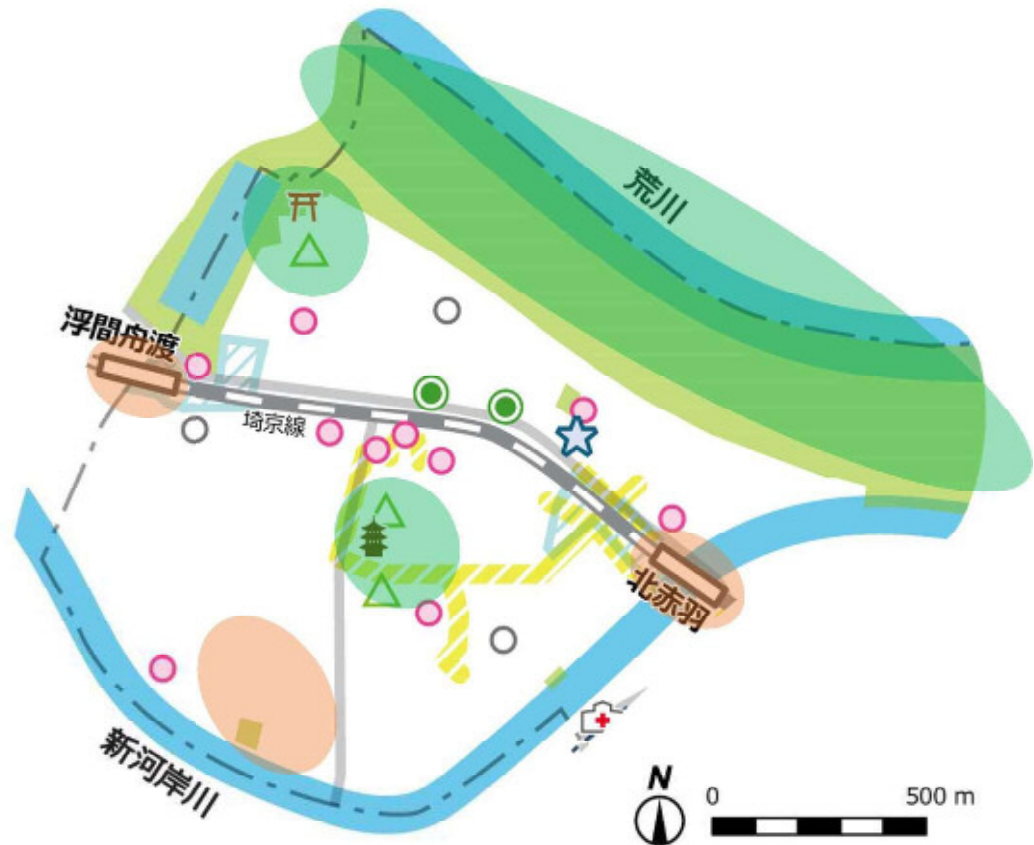


なりたち

- ・大正末期の荒川の改修・つけかえにより、埼玉県から東京都に編入されました。
- ・昭和前半には、土地区画整理事業による都市基盤整備が行われました。そして、工場などが建設され、戦後も工場は増えていくとともに市街化が進み、1950 年代には水田は消滅しました。
- ・昭和後半には、工場の移転に伴い工場跡地にアパートが建設されはじめました。更に、埼京線が開通したことにより、交通利便性が高まりマンションの建設が進みました。

写真挿入予定

(2) まちの魅力



凡 例

- 区役所・区民施設
- ☆ 文化・社会教育施設
- 幼稚園・保育園・保育所・こども園
- 小学校・中学校
- 短期大学・大学
- ⚕ 病院
- ⛩ 寺院
- ⛩ 神社
- 都市計画公園・緑地
- △ 生産緑地
- ▨ 商店街
- ▨ 地区計画
- 河川
- 都市計画道路

鉄道・バス路線

- JR
- 東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
- 東京さくらトラム (都電荒川線)
- 地域公共交通

職と生活

- JR 埼京線が通り、池袋駅、新宿駅、渋谷駅まで乗り換えなく行けるなど、交通利便性が高くなっています。
- 新河岸川沿いを始め工場が多く立地しており、区内を代表する産業集積地となっています。

写真挿入予定

うるおいとやすらぎ

- 荒川と新河岸川に囲まれ、水辺空間に恵まれた環境となっており、荒川河川敷の整備が進められています。
- 江戸時代からの行楽地となっていた浮間ヶ原の桜草や、氷川神社の例祭、水難防止を祈願するマンゴリ（万垢離）※など、古くからの歴史文化が残っています。
- 荒川緑地の開放的な空間や新河岸東公園などがあり、スポーツ、健康づくりを身近にできる場所に恵まれています。
- 江戸時代には浮間地区に住んでいる家は全戸檀家であった観音寺や、大宮氷川神社から勧請したとされ、かつての浮間村の鎮守社であった氷川神社など、古くから地域に親しまれた寺社があります。
- 区内で唯一生産緑地が残っています。

写真挿入予定

人と人のつながり

- マンション建設により子育て世代が増加傾向にあり、子育て環境として選ばれるまちとなっています。

写真挿入予定

(3) まちづくりの課題

- ・都心への移動が便利である一方、地区内における鉄道駅までの交通利便性の向上が求められています。
- ・工場跡地におけるマンション建設が進んでいることから、操業環境を保全するとともに、住・工が共存したまちの形成が求められています。
- ・荒川と新河岸川など、水辺空間の更なる活用を図っていくとともに、水害への対応の向上が求められています。
- ・浮間ヶ原の桜草や、氷川神社の例祭、マンガリ（万垢離）※などの、古くからの歴史・文化資源を、次世代に継承していくことが求められています。
- ・公園や河川敷へのアクセス性や地区内の回遊性を高めることで、健康づくりや交流を促進する環境づくりを進めていく必要があります。

(4) まちの将来像

水辺やみどりを楽しめる、住・工が調和したまち「浮間」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・荒川、新河岸川などの水辺やみどりが身近にあることから、水害などの災害に強く、水辺やみどりを活かした市街地の形成を目指します。
- ・工場が比較的立地していることから、既存工場の操業環境と集合住宅などの住環境が調和した市街地の形成を目指します。

(5) 取組方針

◆土地利用

■浮間舟渡駅周辺のまちづくりの推進

- ・浮間舟渡駅周辺においては、生活利便機能の立地を誘導するとともに、鉄道駅の利便性、安全性の向上を進めることで、板橋区との連携による一体的な拠点の形成を図ります。

■北赤羽駅周辺のまちづくりの推進

- ・北赤羽駅周辺においては、集合住宅の建設などによる人口増加に対応した、生活利便機能の立地を誘導し、日常的な暮らしを支える生活中心の形成を図ります。

■住・工の共存した市街地の形成

- ・工場の操業環境の保全に配慮しつつ住宅などの立地に際して適切な誘導を行い、住・工の共存した市街地の形成を図ります。

◇おでかけ環境

■浮間船渡駅周辺のバリアフリー化の促進

- ・浮間舟渡駅前広場におけるバリアフリー化をはじめとした再整備により、より安全で快適な交通環境の形成を図ります。

■新河岸東公園へのアクセス性の向上

- ・新河岸東公園への経路について、ユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の整備を進めるとともに、分かりやすい公共サインなどを整備することにより、アクセス性の向上を図ります。

◇交流を育む魅力

■浮間公園や新河岸東公園の保全

- ・浮間公園や新河岸東公園の保全を図るとともに、より柔軟な活用を促進することで、水辺とみどりを活かした交流を生む環境づくりを進めます。

■民有地の緑化

- ・集合住宅や大規模工場の建設などの際には、緑化基準に基づき、接道部などを中心とした緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

■荒川の水辺空間の活用促進

- ・荒川の水辺空間の保全を図るとともに、河川敷の活用可能性について検討し、河川とまちが一体となったまちづくりを推進します。

■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全

- ・新河岸川の水質保全やみどりの適切な維持管理を進め、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

■生産緑地の保全・活用

- ・生産緑地については、農に触れられる貴重な環境として保全を図るとともに、その活用を検討します。

◇住環境

■公営住宅のストック活用の推進

- ・公営住宅の長寿命化を図るとともに、良好なストックに関しては活用を図り、多様なライフスタイルを支える住環境の形成を図ります。

■高齢者が安心して生活できる住環境の整備

- ・既存の住宅ストックなどを活用し、高齢者が安心して生活できる住環境の形成を図ります。
- ・荒川河川敷や浮間公園などへのアクセス路や商店街などの歩行環境のバリアフリー化などを進め、歩きたくなる市街地の形成を図ります。

◇環境共生

■水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和

- ・荒川や新河岸川、浮間公園などの水辺環境や公園・緑地の保全を図ることでヒートアイランド現象の緩和を図るとともに、水辺の涼しさや緑陰を活かしたヒートアイランド現象への対応策についても検討を進めることで、環境と共生した市街地の形成を図ります。

◇災害対応

■水害対策の推進

- ・スーパー堤防事業を促進するとともに、その機会を活用した親水空間の整備を進め、水害への対応力を高めるとともに、魅力ある水辺空間の形成を図ります。
- ・河川防災ステーションにおける資材備蓄などを推進し、水害拠点としての備えを進めます。

■防災船着場の平時からの活用

- ・災害時の円滑な利用に向けた平時からの利用を促進することで、災害時の円滑な水上輸送路の確保を図ります。

浮間地区まちづくり方針図



※主要生活道路は現行計画における主要生活道路及び地区幹線道路(都市計画道路以外)を示しています。

5-5 赤羽東地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年から 2016 年にかけての人口が 9.5%増加しています。区内の中でも生産年齢人口が特に増加傾向にあります。
- ・ 年少人口は 2033 年まで、生産年齢人口は 2028 年まで増加が見込まれています。
- ・ 世帯数は今後も増加傾向が続くと見込まれています。

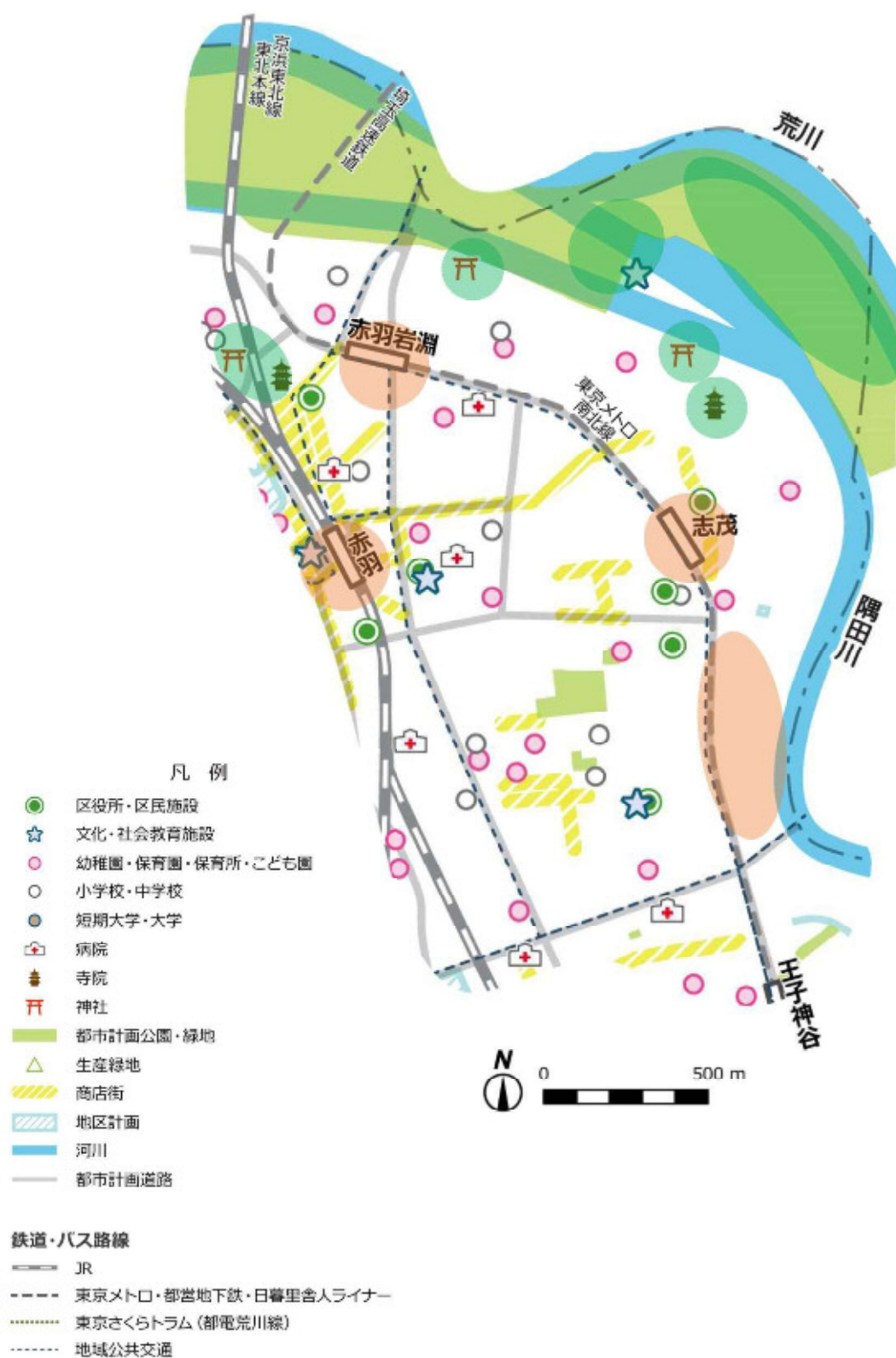


なりたち

- ・ 江戸時代、日光御成道の宿場町であり、荒川の渡しに隣接した岩淵宿として栄えました。
- ・ 明治時代には、赤羽駅が開設されたことにより、鉄道の要衝として発展し、大正時代になると河川沿いに工場が増え、市街化が始まりました。関東大震災後には、市街化が加速し木造住宅密集地域が形成されました。昭和初めには、岩淵水門が完成したことで、大規模な河川の氾濫がなくなりました。
- ・ 戦時中は、駅周辺が空襲による被害を受け、戦後に区画整理が行われました。
- ・ 戦後は、戦前にも増して、店舗や映画館などが集積する商業のまちへと発展し、志茂や神谷などの工場にも活気が戻ったことを受け、買回りのための商店街が形成されてきました。
- ・ その後、工場は減少し、跡地などにマンションや商業施設が立地したことで、住・商・工が混在する市街地として発展してきました。
- ・ 1991 年には、東京メトロ南北線が開業し、市街地の利便性がさらに高まりました。
- ・ 近年では、赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会により、「赤羽駅東口地区まちづくりゾーニング構想」が策定されました。このゾーニング構想を基軸に赤羽駅周辺まちづくりが展開されており、今後市街地再開発などが進められる予定です。

写真挿入予定

(2) まちの魅力



職と生活

- 交通結節点となる JR 埼京線・京浜東北線など 5 路線が通る赤羽駅、東京メトロ南北線の赤羽岩淵駅、志茂駅が立地していることで、地区内の多くが鉄道駅から 500m の圏域に含まれており、区内外への交通利便性が高くなっています。
- 赤羽駅周辺は区内最大の商業集積となっており、大規模な商業施設があるとともに、地域に密着した商店が集積している地区でもあり、地域住民や来街者の交流が生まれる、にぎわいのあるまちが広がっています。
- 隅田川沿川の一部地区には工場が集積しており、区内の活力を創出しています。

写真挿入予定

うるおいとやすらぎ

- 荒川・隅田川・新河岸川の水辺空間に恵まれており、広い河川敷など住民のレクリエーションや憩いの場となっています。
- 赤羽東地区の近代化のきっかけになった旧岩淵水門や、旧岩淵水門の老朽化に伴い整備された岩淵水門があり、荒川の治水の歴史を感じられる地域資源が残っています。
- 荒川緑地の開放的な空間や赤羽体育館などがあり、スポーツ、健康づくりを身近にできる場所に恵まれています。
- 北区指定無形民俗文化財※に指定されている白酒祭（オビシャ行事）が行われる志茂熊野神社や、日光御成道の岩淵宿鎮守であった八雲神社、徳川家光より寺領として 10 石余を賜っていた宝幢院、鎌倉時代に開創された志茂地区の代表的な寺院である西蓮寺など、まちの歴史や文化を感じられる地域資源が残っています。

写真挿入予定

人と人のつながり

- 商店街を中心に、地域や大学と協働で開催される「赤羽馬鹿祭り」など、地域のつながりを活かしたにぎわいづくりが行われています。

写真挿入予定

(3) まちづくりの課題

- ・古くから住んでいる住民とマンションなどに移住してきた新住民との交流を促進するとともに、地域コミュニティの形成を図ることで、災害時の助け合いや地域のにぎわいづくりを支える地域のつながりを強めることが求められています。
- ・地区内の東西を結ぶバス路線がないことから、地区内における交通利便性の向上が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・近年、工場の移転に伴い、跡地に集合住宅などが建設され、住・工が混在が混在しており、住・工が調和した土地利用の誘導やまちなみの形成が求められています。
- ・河川の水辺空間は、生物の生息空間にもなっており、生物多様性の視点からも貴重な環境となっているため、水辺空間の保全・活用を進めていく必要があります。
- ・まちの歴史・文化資源を、住民との協働により保全・活用しながら、次世代に継承していく必要があります。
- ・志茂地区などの木造住宅密集地域が残る地区では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる燃え広がらないまちづくりや、震災時に避難路となる主要な道路の、沿道建築物の不燃化などによる安全性の確保が求められており、継続的に防災まちづくりを進める必要があります。
- ・地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、水害発生時の高台への避難路の確保が求められています。

(4) まちの将来像

利便性の高い、安心してくらせるにぎわいのあるまち「赤羽東」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・ 鉄道駅の利便性を最大限に発揮するために、鉄道駅周辺のまちづくりを展開し、駅を中心とした利便性の高い市街地の形成を目指します。
- ・ 地域に密着した商店街や、隅田川沿いなど工場が立地することから、地域産業の活力による、複合的な活気のある市街地の形成を目指します。
- ・ 地区内全域に水害の危険性があり、また、志茂地区など木造住宅密集地域もあることから、災害の対応力が高い市街地の形成を目指します。

(5) 取組方針

◆土地利用

■赤羽駅東口地区における市街地再開発を契機としたまちづくり

- ・ 赤羽駅周辺の大街区化などによる都市機能の更新を図ることで、高度利用を促進し、都市中心拠点としてふさわしい利便性の高いにぎわいのある市街地の形成を図ります。
- ・ 赤羽一丁目市街地再開発を契機とした周辺環境の整備を図るとともに、民間開発を誘導することで、居住地としても選ばれる市街地の形成を図ります。

■志茂地区のまちづくりの推進

- ・ 研究施設への転換や大学・企業間での連携などにより、先端技術の活用を検討しながら、既存工場の操業環境の保全と住環境との共存を図ることで、住・工が共存した市街地の形成を図ります。
- ・ 志茂駅周辺においては、生活利便施設などの立地を促進することで、持続的な生活を支える地区連携拠点の形成を図ります。

■補助 86 号線赤羽南地区沿道の高度地区※に基づくまちなみの誘導

- ・ 最低限度高度地区に基づく、沿道建築物の一定の高度利用を促進することで一体的なまちなみを誘導するとともに、不燃化を促進することで、安全で利便性の高い市街地の形成を図ります。

◇おでかけ環境

■赤羽駅の安全性向上

- ・赤羽駅及びその周辺のバリアフリー化を推進し、安全で快適に利用できる交通結節機能の強化を図ります。

■道路整備の推進

- ・補助 85 号線、補助 86 号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- ・整備前提となっている放射 10 号線の未整備区間は、望ましい整備の在り方について検討します。

■総合的な駐輪対策の推進

- ・赤羽駅や赤羽岩淵駅、志茂駅周辺などにおいては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■民間事業による良好な公共空地の整備促進

- ・赤羽駅東口地区における市街地再開発など、民間事業者による開発と連携した良好な公共空地の整備を進めます。

■荒川緑地の活用

- ・水質保全やみどりの適切な管理により、生物多様性の保全を図るとともに、北区・子どもの水辺などに代表される、自然体験や環境教育の場としての活用を促進します。
- ・新荒川大橋野球場やバーベキュー広場など、開放的なレクリエーション空間としての活用を促進することで、水辺やみどりを活かした交流とにぎわいを育む環境を形成します。

■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全

- ・新河岸川の水質保全やみどりの適切な維持管理を進め、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

■隅田川沿川地区の良好な景観づくりの推進

- ・景観形成重点地区である隅田川沿川地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、水辺の解放感と歴史を感じる豊かな都市文化と調和した隅田川らしい景観の保全・形成を促進します。

■みどりの協定によるまちなかの緑化の推進

- ・みどりの協定により、住民などによるみどりの維持管理や緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

■河川の沿川における散策ネットワーク形成の推進

- ・河川沿川の散策路の整備を推進するとともに、鉄道駅からのアクセス路の歩行環境の整備を進めることで、隅田川の水辺を活かした快適な散策ネットワークの形成を図ります。

◇住環境

- 商店街の空き店舗を活用したにぎわいづくり
 - ・ 赤羽駅周辺などの商店街においては、空き店舗などを活用した開業促進や、地域交流の場の形成による居場所づくりを進めることで、商店街の活性化を図ります。
- 旧赤羽中学校跡地を活用した医療・福祉施設の整備の促進
 - ・ 学校施設跡地利活用計画に基づき、旧赤羽中学校跡地の用地を活用した、医療・福祉施設の整備を促進し、誰もが安心して生活できる生活環境の形成を図ります。
- 赤羽駅周辺のまちづくりと連動した赤羽小学校の検討
 - ・ 市街地再開発事業[※]など、まちづくりの事業化の動きに合わせて、地域の拠点施設である赤羽小学校について、教育環境の確保とまちづくりの推進の両面から、その取扱いを検討します。
- 赤羽駅周辺の公共施設の効率的な更新の検討
 - ・ 駅周辺の大規模公共施設がいずれも経年による老朽化などを迎えていることから、各施設の特性などを十分に踏まえたうえで、効率的な更新などについて検討します。
- 施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みの推進
 - ・ 「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」に基づく施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みを推進し、快適な教育環境の形成を図ります。

◇環境共生

- 水辺・みどりの保全及び緑化によるヒートアイランド現象の緩和
 - ・ 荒川などの水辺環境や公園・緑地の保全を図ることで、水辺の涼しさや緑陰を活かしたヒートアイランド現象の緩和を進め、環境と共生した市街地の形成を図ります。
- 環境に配慮した清掃工場の建替えの推進
 - ・ 「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」に基づき、周辺の環境への影響に配慮し、周辺の住環境と調和した清掃工場の建替えを推進します。
- カーシェアリングやシェアサイクルの導入促進
 - ・ 鉄道駅周辺などにおいて、民間事業者などと協力しながら、カーシェアリングやシェアサイクルの導入を促進し、環境負荷の低い移動環境の形成を図ります。
- 遊休地を活用したポケットパーク[※]などによるにぎわいづくり
 - ・ 鉄道駅や商店街の周辺において、遊休地を時限的なポケットパークなどとして活用するなど、新たなまちのにぎわいづくりを進めます。

◇災害対応

■志茂地区の防災まちづくりの推進

- ・木造住宅密集地域が残る志茂地区などにおいては、建築物の不燃化や耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・木造住宅密集地域の主要生活道路など、モデル事業としての狭あいな道路における無電柱化の検討を進め、安全な避難路の確保を図ります。
- ・志茂地区においては、防災街区整備地区計画に基づき、適切な土地利用を誘導し、地区特性に応じた快適で安全な市街地の形成を図ります。また、防災街区整備事業による共同化建替えを進め、安全な市街地の形成を図ります。
- ・都市防災不燃化促進事業※などによる地区防災道路沿道の建築物の不燃構造への更新を促進することで、安全な市街地の形成を図ります。

■補助 86 号線の整備

- ・補助 86 号線については、延焼遮断帯の形成、災害時における緊急自動車の円滑な通行及び大規模水害などの際の高台への円滑な避難などを容易にするため、整備を促進します。
- ・道路事業とあわせて、都市防災不燃化促進事業などによる沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を進めます。

■水害対策の推進

- ・高規格・スーパー堤防事業を促進するとともに、その機会を活用した親水空間の整備を進め、水害への対応力を高めるとともに、魅力ある水辺空間の形成を図ります。
- ・洪水から荒川下流の人々のくらしを守ってきた、歴史的な価値もある旧岩淵水門や、荒川流域の交流拠点でもある荒川知水資料館（アモア）などを活用し、水害に関する普及啓発活動を進めます。

■防災船着場の整備

- ・防災船着場の整備を進めるとともに、災害時の円滑な利用に向け、平時からの利用を促進することで、災害時の円滑な水上輸送路の確保を図ります。

赤羽東地区まちづくり方針図



5－6 赤羽西地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年から 2016 年にかけて、生産年齢人口が 5.1%減少しており、働き盛りの世代が減少しています。
- ・ 区内の中でも高齢化率が 29.8%と高くなっており、高齢化が進行しています。
- ・ 2028 年以降、人口も世帯数も減少傾向に転じると見込まれています。



なりたち

- ・ 古くからの農村地であり、巨大都市江戸を支える野菜生産地でありました。
- ・ 明治時代に赤羽駅が開設されたことをきっかけに、市街化が進みました。その後、多くの軍事施設が立地し、赤羽駅の利用者が増え、商店街が形成されました。
- ・ 関東大震災後には市街化が加速し、木造住宅密集地域が形成される一方、西が丘の土地区画整理事業が行われ、良好な都市基盤が整備されました。
- ・ 戦後には、軍事施設跡地に大規模団地や公園・公共施設などが整備されました。この時期に建設されたこの時期に建設された、赤羽台団地や桐ヶ丘団地などの大規模団地の建替えが進んでいます。
- ・ 赤羽駅西口では、駅前の木造住宅密集地域において、市街地再開発事業が行われ、駅前広場等の基盤が整備されました。また、北赤羽駅赤羽口でも埼京線の開発に合わせて、市街地再開発事業が行われ、基盤整備が行われました。
- ・ 赤羽台団地とともに建設された赤羽台中学校の跡地を中心に、東洋大学赤羽台キャンパスが建設されています。
- ・ 西が丘においては、公共施設用地に味の素ナショナルトレーニングセンターなどスポーツ施設の建設が行われています。

写真挿入予定

(2) まちの魅力



職と生活

- 交通結節点となる JR 埼京線・京浜東北線の赤羽駅、北赤羽駅があり、都心への交通利便性が高くなっています。
- 赤羽駅前には再開発事業により誘致された大規模商業施設が立地するとともに、地域に密着した商店街が集積しています。

写真挿入予定

うるおいとやすらぎ

- 赤羽自然観察公園、桐ヶ丘中央公園、清水坂公園など、大規模な公園が立地するとともに、赤羽緑道公園や赤羽台公園、赤羽台団地や桐ヶ丘団地内の緑地などみどり豊かな環境となっています。
- 稲付城を寺にした静勝寺や、赤羽根村、下村、袋村、岩淵宿、稲付村の総鎮守である赤羽八幡神社など、太田道灌とのゆかりの深い寺社があります。
- かつての上野東照宮の御本殿が移築されたという伝説がある香取神社、徳川家光の御朱印を賜った法真寺などがあり、まちの歴史や文化を感じられる地域資源が残っています。
- 赤羽自然観察公園には、北区指定文化財である旧松澤家住宅附倉屋が移築復元され、かつての農村風景を再現した体験学習施設として活用されています。
- 道灌山稲荷神社では、2月の初午の日に江戸時代から伝わる北区指定無形民俗文化財指定の「稲付の餅搗唄」が披露されるなど、地域特有の風習が残っています。
- 2001年に味の素ナショナルトレーニングセンター、2008年に国立スポーツ科学センターが建設され、日本のトップアスリートが集まるまちとなっています。

写真挿入予定

人と人のつながり

- 自然ふれあい情報館や自然観察園など、子どもの頃から自然を学べる環境が整っています。
- 東洋大学と連携した地域のにぎわいづくりが行われています。
- ふるさと農業体験館では、伝統行事や昔あそび体験など、多様な取組みが行われています。

写真挿入予定

(3) まちづくりの課題

- ・交通結節点である赤羽駅までの交通手段の充実が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・赤羽台団地、桐ヶ丘団地などの大規模団地の更新に伴う公共も含めた生活利便施設の集積やオープンスペースの整備などによる良好な生活環境の形成が求められています。
- ・東洋大学との連携の促進や旧赤羽台東小学校跡地の活用などにより、子育てや教育環境の更なる充実が求められています。
- ・国立スポーツ科学センターと味の素ナショナルトレーニングセンターで構築されたハイパフォーマンススポーツセンターなどの立地を活かし、トップアスリートと地域の子ども交流の機会を創出するとともに、公園や緑道、道路などを活かして運動を通じた健康づくりができる環境づくりが重要です。
- ・公園や緑地の保全を図るとともに、新規整備や再整備を進めていくことが重要です。
- ・地域特有の文化を、地域活性化に向けて保全・活用するとともに、次世代に継承していくことが必要です。

(4) まちの将来像

豊かな自然にめぐまれた、でかけたくなるまち「赤羽西」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・豊かな自然環境や公園とスポーツ施設などを活かした身近に健康づくりができる市街地の形成を目指します。
- ・赤羽駅の利便性を活かし、鉄道駅を中心とした地域内外への利便性の高い市街地の形成を目指します。

(5) 取組方針

◆土地利用

■赤羽台団地、桐ヶ丘団地の更新を契機とした地区連携拠点の形成

- ・赤羽台団地、桐ヶ丘団地の更新による良好な住宅ストックの活用・再生を促進するとともに、生活利便施設や公共サービスの集積を図ることで地区連携拠点の形成を図ります。

■赤羽台東小学校跡地の活用

- ・赤羽駅からの近接性を活かした、子どもや教育に関連する複合施設の整備を進めるとともに、都市中心拠点としてふさわしいにぎわいづくりを進めます。
- ・東洋大学や UR 都市機構との連携を図りつつ、必要に応じて赤羽台地区地区計画の見直しも視野に入れながら、一体的な土地利用を促進します。

■補助 86 号線赤羽西地区の最低限度高度地区に基づくまちなみの誘導

- ・最低限度高度地区に基づく、沿道建築物の一定の高度利用を促進することで一体的なまちなみを誘導するとともに、不燃化を促進することで、安全で利便性の高い市街地の形成を図ります。

◇おでかけ環境

■赤羽駅の安全性向上の促進

- ・赤羽駅及びその周辺のバリアフリー化を推進し、安全で快適に利用できる交通結節機能の強化を図ります。

■北赤羽駅周辺のバリアフリー化の促進

- ・北赤羽駅赤羽口におけるエレベーターの設置などを進め、より安全で快適な交通環境の形成を図ります。

■道路整備の推進

- ・補助 73 号線、補助 83 号線、補助 85 号線、補助 86 号線、補助 243 号線、北区画街路 3 号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- ・道路の拡幅整備にあわせて、道路管理者や交通管理者と連携しながら、歩行者が安全に通行できる環境づくりを進めます。

◇交流を育む魅力

■大規模団地の更新と一体となった公園の整備

- ・赤羽台団地、桐ヶ丘団地の更新とあわせた赤羽台のもり公園や桐ヶ丘中央公園の整備を進めることで、地域住民の憩いと交流の場となるみどり環境の形成を図ります。

■荒川緑地の活用

- ・水質保全やみどりの適切な管理により、生物多様性の保全を図るとともに、北区・子どもの水辺などに代表される、自然体験や環境教育の場としての活用を促進します。
- ・新荒川大橋野球場やバーベキュー広場など、開放的なレクリエーション空間としての活用を促進することで、水辺やみどりを活かした交流とにぎわいを育む環境を形成します。

■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全

- ・新河岸川の水質保全やみどりの適切な維持管理を進め、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

■西が丘地区の良好なまちなみの保全・形成

- ・景観形成重点地区である西が丘地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、良好な住環境の保全を促進するとともに、さらなる魅力の向上を図ります。

■隅田川の沿川における散策ネットワーク形成の推進

- ・隅田川沿川の散策路の整備を推進するとともに、鉄道駅からのアクセス路となる道路の歩行環境の整備を進めることで、隅田川の水辺を活かした快適な散策ネットワークの形成を図ります。

◇住環境

■桐ヶ丘団地、赤羽台団地の更新にあわせた生活利便施設の導入

- ・建替えにより創出される用地への商業・医療・福祉などの生活利便施設の導入を促進し、良好な生活環境の形成を図ります。

■高齢者が安心して生活できる住環境の整備

- ・区営シルバーピアや公営住宅などの良好なストックの活用を推進し、高齢者が安心して生活できる住環境の形成を図ります。

◇環境共生

■崖線のみどりや大規模公園などの緑地の保全・創出によるヒートアイランド現象の緩和

- ・崖線のみどりや大規模公園などの緑地の保全・創出を進めるとともに、街路樹の整備・更新などによる連続的な緑陰の確保を推進することで、ヒートアイランド現象の緩和を進め、環境と共生した市街地の形成を図ります。

◇災害対応

■防災まちづくりの推進による木造住宅密集地域の改善

- ・十条北地区などの木造住宅密集地域においては、老朽建築物の更新を図るとともに、公園や道路の整備を推進し、空地を確保することで安全な市街地の形成を図ります。

■補助 86 号線の整備

- ・補助 86 号線については、延焼遮断帯の形成、災害時における緊急自動車の円滑な通行及び大規模水害などの際の高台への円滑な避難などを容易にするため、整備を促進します。

■主要幹線道路・幹線道路沿道における建築物の不燃化の促進

- ・補助 73 号線、補助 83 号線、補助 86 号線においては、都市防災不燃化促進事業などによる沿道建築物の不燃化を促進することで、延焼遮断帯や安全な避難路の形成を図ります。

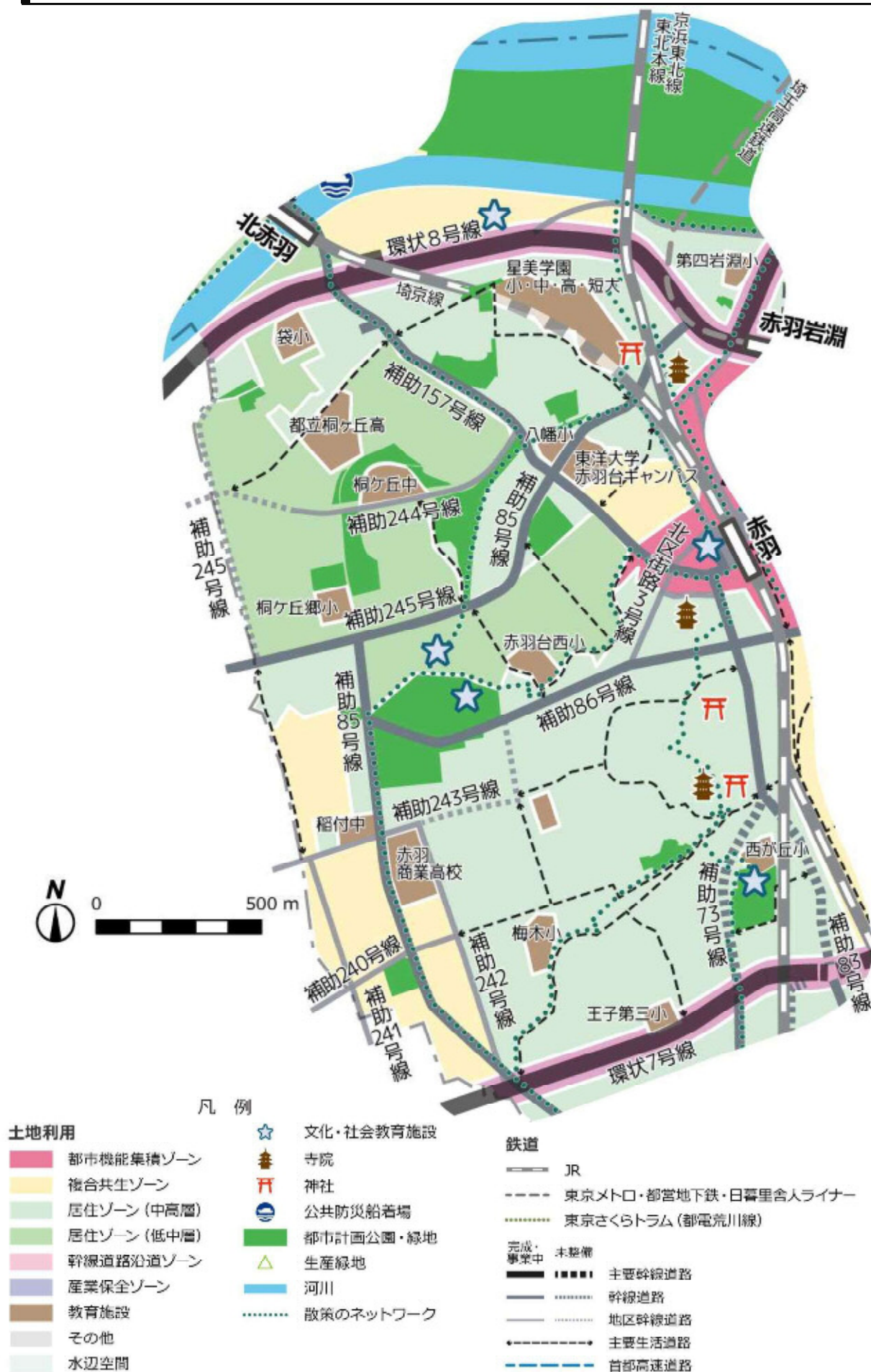
■土砂災害対策の推進

- ・崖線周辺などの土砂災害の危険性のある地区においては、危険性を周知するとともに、崖や擁壁の安全対策を進め安全な市街地の形成を図ります。

■無電柱化事業の推進

- ・北区画街路 3 号線の整備とあわせた無電柱化を推進し、安全な市街地の形成を図ります。

赤羽西地区まちづくり方針図



5-7 王子東地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

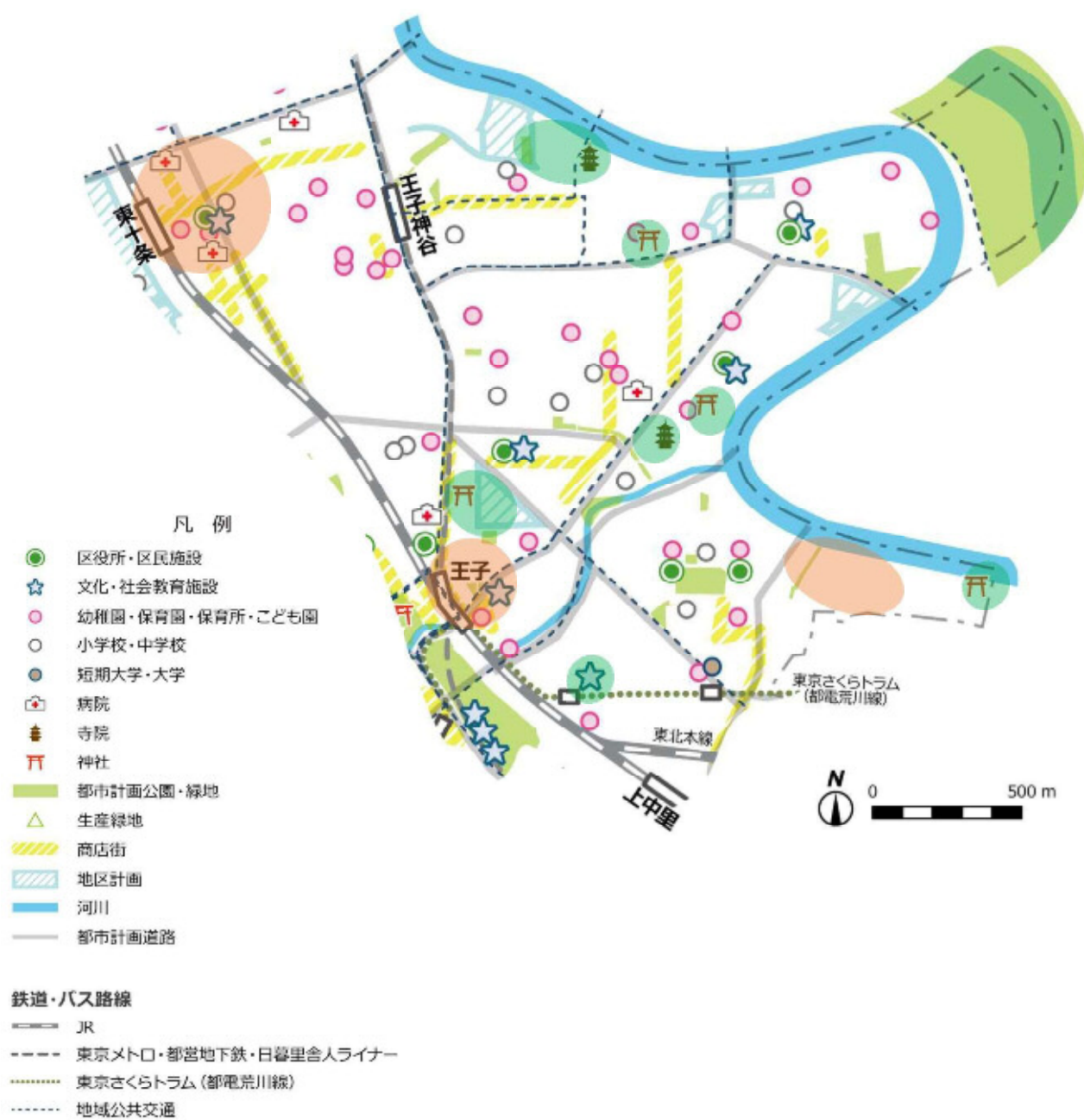
- ・2006 年からの人口増加率が北区全体と比較してやや低く、特に生産年齢人口は 1.9%減少しており、働き盛りの世代がわずかながら減少しています。
- ・老年人口割合は北区全体の平均よりわずかに高く、26.6%となっており、2006 年からの老年人口増加率が北区全体と比較しても多く、高齢化が進行しています。
- ・世帯構成は北区全体とほぼ同様の傾向であり、平均的な北区の世帯構成といえます。



なりたち

- ・江戸時代には、飛鳥山が江戸近郊の行楽地として親しまれる他は水田が広がっていました。
- ・明治時代に王子駅が開設され、市街化の基礎が築かれていきました。
- ・隅田川や石神井川の豊富な水資源があることなどから、製紙業の工場をはじめ、様々な工場が立ち並び、発展していきました。
- ・関東大震災後の市街化では土地区画整理事業が行われた区域がありました。戦時中は大規模な空襲で大きな被害が出ましたが、戦後には戦災復興土地区画整理事業が行われ都市基盤の整備が進むとともに、高度成長期には「城北工業地帯」の一画として再び栄えていきました。
- ・昭和後期には、工場の郊外移転に伴う住宅建設が多く見られるようになりました。
- ・1991 年には、地下鉄南北線が開通し、交通利便性が高まりました。また、2002 年には首都高速道路王子線の本線が供用開始され、高速バスによる新たな交通ネットワークの形成が始まり、2015 年には、首都高速道路王子線の王子南出口が供用開始され、区外への交通利便性が高まりました。
- ・近年では、「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」を策定し、王子駅周辺におけるまちづくりの具体化が進んでいます。

(2) まちの魅力



職と生活

- 王子駅は、JR 京浜東北線、東京メトロ南北線、東京さくらトラム（都電荒川線）の3路線が乗り入れるとともに、高速も含めて多くのバス路線が集積する、北区の交通結節点となっています。
- 地域に密着した個性豊かな商店街があり、さまざまな取り組みが行われています。
- 王子駅周辺は、公共施設や業務施設が多く立地する拠点となっています。
- 河川沿いに規模工場が立地しています。

写真挿入予定

うるおいとやすらぎ

- 荒川・隅田川河川敷に広がる緑地や、石神井川の水辺空間など、水辺やみどりにめぐまれた環境が広がっています。
- 飛鳥山公園は日本初の太政官公園であり、桜の名所として知られています。
- 豊島馬場遺跡公園には、古墳時代の初め頃につくられた集落の遺跡があります。
- 中世の豪族、豊島清光が娘の冥福を祈り建立したとされる清光寺や、紀州熊野の住民であった鈴木重尚が豊島氏とともに王子村に勧請し、後に今の場所に移されたとされる紀州神社、豊島清安（豊島清光の子）を祀っているとされる若宮八幡神社など、豊島氏とのゆかりの深い寺社が数多くあります。
- 江戸六阿弥陀巡礼の一番目として知られる西福寺、大晦日の夜、王子稻荷に参拝する狐が服装を整える榎の木（装束榎）が社名の由来となっている装束稲荷神社、十二天塚があることから十二社と呼ばれていた船方神社など、まちの歴史や文化を感じられる地域資源が残っています。
- 日本最初の教科書図書館であり、北区指定文化財でもある東書文庫があります。

写真挿入予定

人と人のつながり

- 地域密着型の商店街などがあり、日常的な暮らしの中に溶け込んでいるなど、人と人のつながりの強いまちとなっています。
- 中学校跡地を活用したココキタなどでは、文化芸術活動を通じた地域住民同士による交流が行われています。

写真挿入予定

(3) まちづくりの課題

- ・王子駅周辺のまちづくりとあわせた、交通結節機能の更なる強化や王子駅を中心とした地域の回遊性向上が求められています。
- ・新庁舎の整備を契機として、高い交通結節機能を活かしたにぎわいの創出を進めていくことが求められています。
- ・大規模工場と住居の共存を図り、地域に根付いた産業を継承していく必要があります。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・水辺やみどりにめぐまれた環境を整備・保全するとともに、その空間を活用していくことが求められています。
- ・地区内に数多く残る史跡などの歴史・文化を活かしたまちづくりを展開するとともに、次世代に継承し、あわせてその魅力を区内外に発信していく必要があります。
- ・豊島や堀船などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

(4) まちの将来像

多様な機能が集積する、交流のあるまち「王子東」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・地域に密着した商店街や、公共・業務機能の集積が見られることから、王子駅などの交通結節機能をより強化することで、鉄道駅を中心とした多様な機能が集積する市街地の形成を目指します。
- ・交通結節点として多くの人が集まることから、業務目的だけでなく、地域の自然環境や歴史・文化を活かした交流による新たな価値が創出される市街地の形成を目指します。

(5) 取組方針

◆土地利用

■王子駅周辺まちづくりの推進

- ・王子駅周辺まちづくりグランドデザインに基づくまちづくりを推進し、商業・業務を中心としつつ、住宅なども含む複合的な機能が集積する都市中心拠点としてふさわしいにぎわいのある市街地の形成を図ります。
- ・王子駅周辺まちづくりを契機とした、高度利用の促進や民間開発の誘導を進め、都市機能の更新を図ることで、にぎわいを創出します。

■新庁舎の整備を契機としたにぎわいづくり

- ・誰もが安全・快適に利用できる、区のシンボルとなる新庁舎の整備を図ります。また、新庁舎の整備を契機とした交流の促進やにぎわいの創出を図ります。

■豊島地区における良好な土地利用の誘導

- ・豊島地区の隅田川沿川において、地区計画に基づく、適切な土地利用を誘導し、産業機能と居住機能が共存する複合的な市街地の形成を図ります。

■環状7号線沿線土地利用の誘導

- ・環状7号線沿線においては沿道地区計画に基づく、適切な土地利用を誘導し、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と環境の整備を図ります。

◇おでかけ環境

■王子駅周辺の交通結節機能の強化や回遊性の向上

- ・王子駅周辺においては、周辺街区の機能更新とあわせた駅前広場の整備や鉄道駅の利便性向上を促進し、交通結節機能を強化するとともに、駅周辺の歩行者空間の拡充などにより王子駅を中心とした回遊性を高めることで、歩きたい街中づくりを推進し快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

■道路整備の推進

- ・補助88号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

■王子駅周辺の駐輪対策の推進

- ・王子駅周辺においては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■橋梁の架替の推進

- ・新田橋や、石神井川整備工事にあわせた新柳橋、豊石橋、新堀橋などの橋梁の架替整備事業の推進を図ります。

■王子駅周辺のバリアフリー化の推進

- ・王子駅周辺におけるバリアフリー化を促進することで、安全で快適に利用できる交通環境の形成を図ります。
- ・新庁舎の整備にあわせて、周辺環境のバリアフリー化を行い、王子駅から新庁舎まで誰もが安心して移動できる歩行環境の整備を図ります。

■東十条駅前空間の整備と周辺のバリアフリー化

- ・駅前広場の整備などの東十条駅前空間の整備を推進するとともに、駅周辺のバリアフリー化を進めることで、誰もが安心して利用できる交通環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■みどりの協定によるまちなかの緑化の推進

- ・みどりの協定により、住民や事業所などによるみどりの維持管理や緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

■公園・緑地の整備の推進

- ・柳田公園などの公園や緑地の保全や整備を推進することで公園・緑地の確保を図ります。

■東十条一丁目地区、東十条二丁目地区における緑化の推進

- ・東十条一丁目地区、東十条二丁目地区を緑化推進モデル地区に指定し、緑化を促進することでみどり豊かな地区の形成を図ります。

■荒川河川敷の整備の推進

- ・豊島5丁目荒川河川敷（豊島ブロック）の整備に向けた基本計画を策定し、隣接する足立区の新田わくわく水辺広場と調和した自然地の再生や隅田川の水辺環境との一体的な活用などを推進することで、良好な水辺空間の形成を図ります。

■廃線跡地の遊歩道の整備

- ・旧北王子支線跡地に遊歩道を整備し、産業遺産として活用することで鉄道の名残を残したまちなみの形成を図ります。

■隅田川沿川地区の良好な景観づくりの推進

- ・景観形成重点地区である隅田川沿川地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、水辺の解放感と歴史を感じる豊かな都市文化と調和した隅田川らしい景観の保全・形成を促進します。

◇住環境

■高齢者が安心して生活できる住環境の整備

- ・福祉施設の整備を促進するとともに、良好な住宅ストックを活用し、高齢者が安心して生活できる住環境の形成を図ります。

◇環境共生

■ 土壌汚染対策の普及・啓発

- ・エコベルデ※における土壌汚染対策やみどりに関する情報の普及・啓発を推進し、環境と共生したまちづくりに向けた機運の醸成を図ります。

■ 石神井川の環境保全

- ・石神井川の環境保全によりまとまった水辺やみどりを確保するとともに水質環境などの改善を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

◇災害対応

■ 防災拠点の整備

- ・新庁舎の整備においては、防災拠点として、災害対策機能を有するとともに、発災後の生活に必要な行政機能が継続できる環境づくりを図ります。また、低地に立地することから、水害発生を想定した機能配置を図ります。
- ・災害が発生した際に、災害ボランティアセンターの設置候補地となっている、エコベルデにおいては、平時においても防災訓練などの場として活用を図ります。

■ 木造住宅密集地域の解消

- ・豊島地区や堀船地区などの木造住宅密集地域においては、不燃化や耐震化を促進するとともに避難路や緊急車両の通行路の確保を進め、安全な市街地の形成を図ります。

■ 無電柱化事業の推進

- ・王子駅周辺のまちづくりにあわせた無電柱化の検討を進めます。

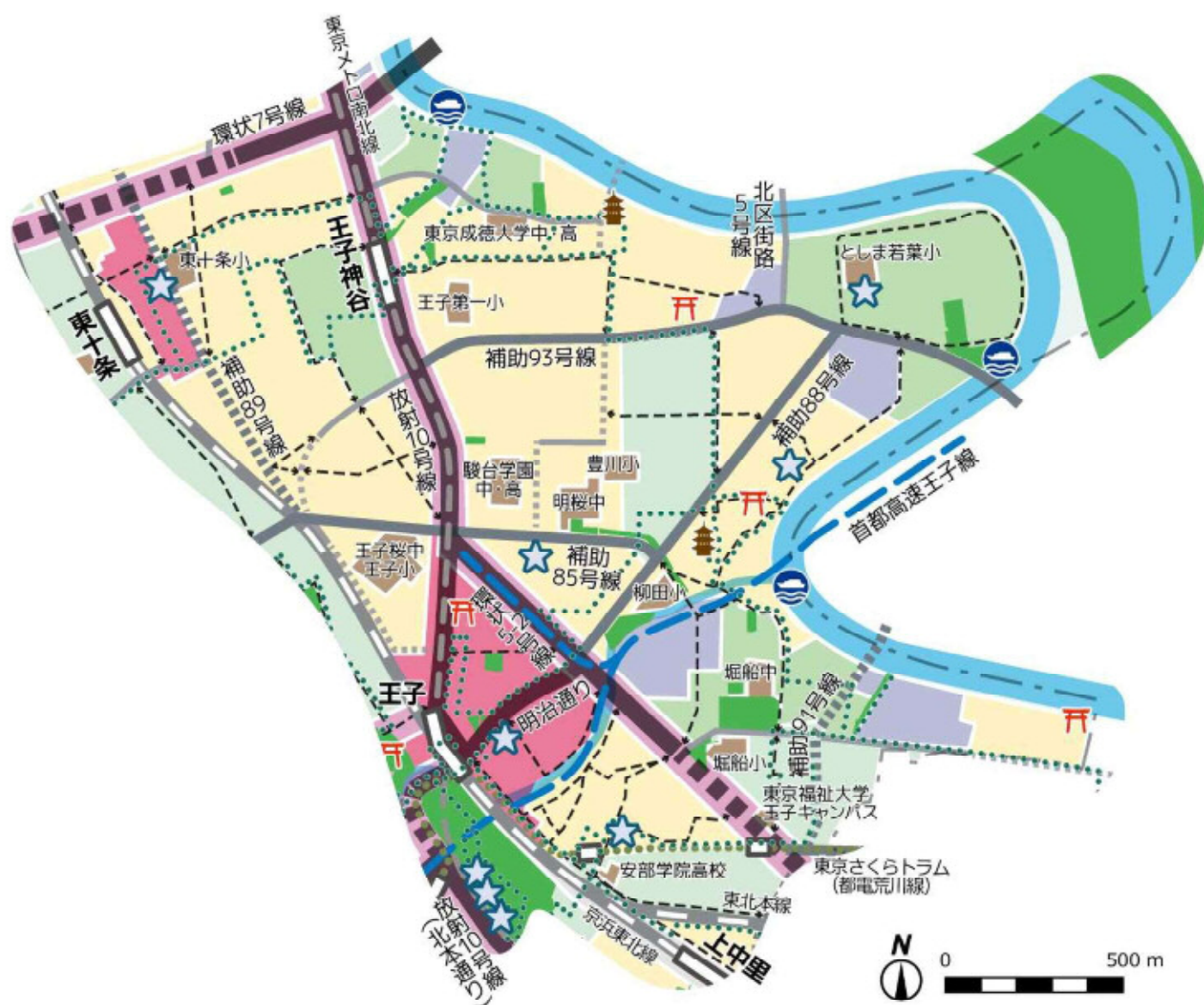
■ 水害対策の推進

- ・高規格・スーパー堤防事業を促進するとともに、その機会を活用した親水空間の整備を進め、水害への対応力を高めるとともに、魅力ある水辺空間の形成を図ります。
- ・低地部に大規模水害時の垂直避難施設として、新たに建設予定の施設などに対し、施設開放を要望するなど、垂直施設の確保を図ります。

■ 防災船着場の平時からの活用

- ・防災船着場は、平時からの利用を促進することで、災害時の円滑な水上輸送路の確保を図ります。

王子東地区まちづくり方針図



凡 例		
土地利用		
 都市機能集積ゾーン	 複合共生ゾーン	 居住ゾーン(中高層)
 居住ゾーン(低中層)	 幹線道路沿道ゾーン	 産業保全ゾーン
 教育施設	 その他	 水辺空間
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		

5－8 王子西地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年からの人口増加率が、北区全体と比較して低く、特に働き盛りの世代である生産年齢人口は 2.1%減少しています。
- ・ 単独世帯が半数を超え、北区全体と比較して多い一方で、子どもがいる世帯や夫婦のみ世帯が少なくなっています。



なりたち

- ・ 江戸時代に日光御成堂が整備され、不動の滝をはじめとする王子七滝は、江戸近郊の行楽地として親しまれてきました。
- ・ 明治時代には十条駅が開設され、市街化の基礎が築かれていきました。軍事施設や工場、住宅が増え、十条銀座商店街なども形成されました。
- ・ 関東大震災後は市街化が加速し、木造住宅密集地域が形成され、王子駅周辺を除き、戦災を免れたため、基盤が未整備のまま今日に至っており、防災まちづくりの取組みが行われています。
- ・ 軍用地には自衛隊十条駐屯地や学校などの大規模な施設が集積し、中央公園も整備されました。
- ・ JR 埼京線の連続立体交差化や十条駅周辺の市街地再開発に向けた取組みが進められています。

写真挿入予定

(2) まちの魅力



職と生活

- JR 埼京線十条駅、JR 京浜東北線東十条駅を中心として商店街が集積した地区であり、2 路線が利用できる交通利便性が高い地区となっています。
- 商店街が集積しており、地域に愛される身近な買い物環境が形成されています。

写真挿入予定

うるおいとやすらぎ

- 緑豊かな北区中央公園、音無親水公園、名主の滝公園、清水坂公園、石神井川の水辺空間と四季折々の自然が楽しめる公園が多数立地しています。また、中央公園には区指定文化財である赤羽台第 3 室古墳石室が移設されています。
- 中世の熊野信仰の拠点であり「王子」の地名の由来となった王子神社、門前に鎌倉街道の地蔵様と呼ばれる地蔵尊がある地福寺、江戸時代より親しまれ、関東稲荷総社の格式を持つ王子稲荷神社、など、古くから親しまれてきた多くの寺社があります。
- 学仙坊という僧侶が悪夢によって訪れ開いたとされる正受院、新選組の近藤勇及びその隊士を弔うためのお寺とされる寿徳寺など、まちの歴史を感じられる地域資源が残っています。
- 中世芸能を今に伝える、全国的にも稀有な北区指定無形民俗文化財「王子田楽」や、北区の年末の恒例となっている「狐の行列」、十条富士神社大祭「お富士さん」など、地域に根付いた行事が数多く行われているほか、23 区内に 2 ヶ所しかない大衆演劇場のひとつである篠原演芸場には、多くのファンに支えられています。
- 東京都障害者総合スポーツセンターが立地しており、障害があっても、スポーツを楽しめる環境があります。

写真挿入予定

人と人のつながり

- 地域密着型の商店街などがあり、日常的な暮らしの中に溶け込んでいるなど、人と人のつながりの強いまちとなっています。
- 複数の大学が立地しており、商店街などと連携したにぎわいづくりなどが行われています。
- 北区役所や中央図書館が立地しており、生活の利便性が高くなっています。



写真挿入予定

(3) まちづくりの課題

- ・地域の交通利便性や安全性の向上、地域の一体化を図るために、JR 埼京線の連続立体交差化を進めるとともに、十条駅や東十条駅を中心とした駅周辺まちづくりの推進が求められています。また、安全で快適な市街地の形成に向けて、連続立体交差化にあわせた道路整備を進める必要があります。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・緑豊かで四季折々の自然が楽しめる公園の魅力を、区内外に発信していく必要があります。
- ・数多く残る歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。
- ・スポーツを通じた交流や相互理解を育み、誰もが運動を通じた健康づくりができる環境が求められています。
- ・十条地区などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

(4) まちの将来像

地域に根付いた文化と、にぎわいのあるまち「王子西」

～・・・将来像の解説・・・～

- ・地域に密着した商店街や、地域で育まれてきた歴史・文化資源があることから、地域に根付いた商店街や文化を活かしたにぎわいのある市街地の形成を目指します。
- ・豊かなみどりやスポーツが楽しめる環境を活かした、新たな交流とにぎわいが生まれる市街地の形成を目指します。

(5) 取組方針

◆土地利用

■十条駅西口地区における市街地再開発の推進

- ・十条駅西口地区における市街地再開発を推進し、安全で利便性の高いにぎわいのある市街地の形成を図ります。

■環状7号線の土地利用の誘導

- ・環状7号線沿線においては沿道地区計画に基づき、適切な土地利用を誘導し、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と環境の整備を図ります。

■十条地区における良好な土地利用の誘導

- ・木造住宅密集地域においては、地区計画に基づき、幹線道路沿いの土地の適切な高度利用と不燃化を図るとともに、防災まちづくりを推進することで、安全性が高く、にぎわいのある市街地の形成を図ります。

■区庁舎跡地利活用の検討

- ・庁舎移転に伴う現在の区庁舎跡地については適切な利活用を進めます。

◇おでかけ環境

■十条駅周辺の交通結節機能の強化

- ・十条駅西口地区における市街地再開発にあわせた駅前広場の整備を推進するとともに、駐輪場などを整備することで、快適で利便性の高い乗換環境の形成を図ります。

■十条駅付近の連続立体交差化の推進

- ・JR 埼京線十条駅付近の連続立体交差化を推進するとともに、鉄道附属街路や補助85号線の整備を推進し、安全で快適な市街地の形成を図ります。

■道路整備の推進

- ・補助73号線、補助83号線、鉄道附属街路、補助85号線、補助87号線や、中央図書館前道路などの拡幅、新設整備を推進し、安全で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

■駅周辺における駐輪対策の推進

- ・王子駅や十条駅周辺においては、民間事業者などとも協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■十条跨線橋の架替

- ・十条跨線橋の架替にあわせた、東十条駅前空間の整備を促進し、安心して利用できる交通環境の形成を図ります。

■東十条駅前空間の整備と周辺のバリアフリー化

- ・駅前広場の整備などの東十条駅前空間の整備を推進するとともに、駅周辺のバリアフリー化を進めることで、誰もが安心して利用できる交通環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■みどりの協定によるまちなかの緑化の推進

- ・みどりの協定などにより、民間事業者や区民による緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

■みどりと歴史・文化を継承する公園の整備・更新の推進

- ・石神井川の水辺環境を保全するとともに、名主の滝公園の再生整備を推進することで、みどりと歴史・文化を継承する環境の保全・形成を図ります。

■中央公園周辺地区の良好なまちなみの保全・形成

- ・中央公園周辺地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、みどり豊かなゆとりある良好なまちなみの保全・形成を促進し、魅力の向上を図るため景観形成重点地区の指定を行います。

■石神井川の遊歩道の整備の推進

- ・石神井川の水辺環境を保全するとともに、遊歩道の整備を推進することで王子駅を中心とした歩きたくなる快適な散策ネットワークの形成を図ります。

◇住環境

■まちづくりと連携した商店街のにぎわいづくり

- ・十条駅周辺などの商店街においては、道路整備などを契機とした更なる商店街のにぎわいづくりを促進するとともに、空き店舗などを活用した開業促進や、地域交流の場の形成による居場所づくりを進めることで、商店街の活性化を図ります。

■学校の再配置の検討

- ・小学校の再配置について検討を進め、快適な教育環境の形成を図ります。

◇環境共生

■石神井川の環境保全

- ・石神井川の環境保全によりまとまった水辺やみどりを確保するとともに水質環境などの改善を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

◇災害対応

■十条地区の防災まちづくりの推進

- ・木造住宅密集地域においては、老朽建築物の更新を図るとともに、公園や道路の整備を推進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・上十条三・四丁目地区においては、防災街区整備地区計画に基づき、適切な土地利用などを誘導し、地区特性に応じた快適で安全な市街地の形成を図ります。

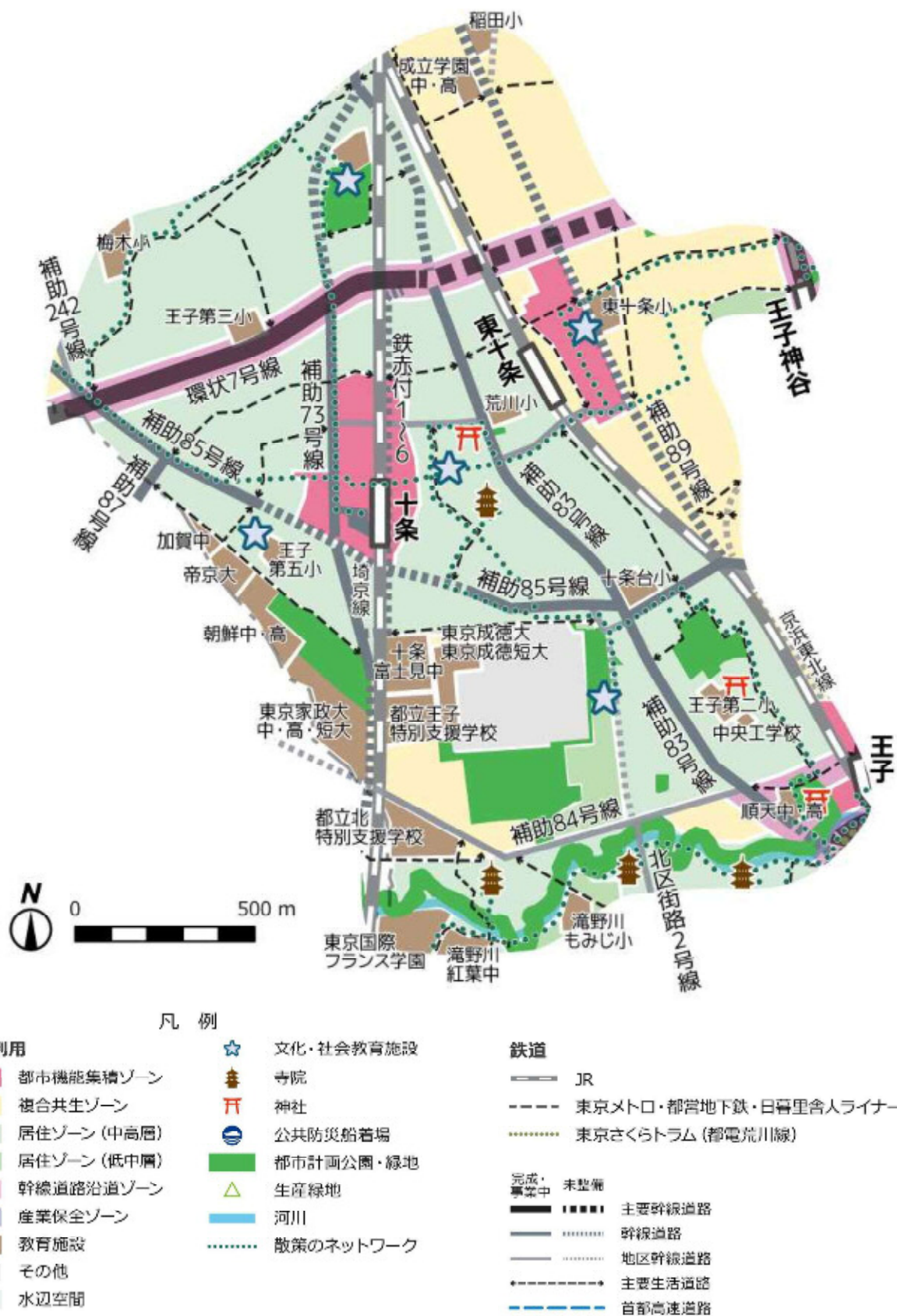
■幹線道路沿道における建築物の不燃化の促進

- ・補助 85 号線、補助 83 号線、補助 73 号線においては、都市防災不燃化促進事業などによる不燃化を促進することで、安全な避難路の形成を図ります。

■無電柱化事業の推進

- ・補助 87 号線や中央図書館前通りの整備とあわせた無電柱化を推進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・十条駅西口地区市街地再開発にあわせた北区画街路 7 号線の無電柱化を推進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・ＪＲ埼京線十条駅付近の連続立体交差化にあわせた鉄道附属街路事業において、無電柱化を推進し、安全な市街地の形成を図ります。

王子西地区まちづくり方針図



5－9 滝野川東地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・2006年から2016年にかけての人口増加率が区内でも高く、特に生産年齢人口の増加率が15.8%と非常に高くなっており、働き盛りの世代を中心に人口が増加しています
- ・区内でも単身世帯の割合が高くなっています。
- ・2033年まで人口、世帯ともに増加傾向が続くと見込まれています。



なりたち

- ・江戸時代には、近郊の農村として田んぼや畑が広がっており、貝塚が露出していました。
- ・明治時代には、田端駅が開設されるとともに市街化が進み、大正時代には、鉄道操車場が整備されました。また、同時期に都電（王子電気軌道）が整備され、路面電車が走るまちでしたが、現在では、東京さくらトラム（都電荒川線）だけが存続しています。
- ・関東大震災後、人口が急増し、木造住宅密集地域が広がりました。また、戦前には、昭和町・田端新町周辺で土地区画整理事業が行われ、都市基盤の整備が進みました。
- ・戦後には、ものづくりが盛んになる中で、工作機械などの町工場が集積する市街地が形成されましたが近年マンションの土地利用転換が進んでいます。
- ・東北新幹線の開業に合わせ、操車場が整備され、停車中の多様な新幹線が見られます。

写真挿入予定

(2) まちの魅力



職と生活

- 区内で最も都心に近接した環境で、ほぼ全域が JR 尾久駅、上中里駅、田端駅から 500m 圏域にあり、鉄道駅へのアクセス性が高くなっています。また、地区を縦断している明治通りを多くのバスが通ることから一層交通利便性が高くなっています。
- 駅周辺や明治通り沿いに商店があり、連続しています。
- 区域の大半を占める鉄道操車場に関連した事業所が集積しており、また、明治通り沿いには町工場や流通施設が立地しています。

写真挿入予定

うるおいとやすらぎ

- 国指定の史跡であり、国内最大規模を誇る貝塚である中里貝塚や、太田道灌が江戸城築城の際に方除け守護神として祀った東灌森稻荷神社の赤鳥居があります。
- 東京さくらトラム（都電荒川線）が地区内を走るとともに、鉄道操車場もあり、停車中の多様な新幹線など鉄道のある特徴的なまちなみがみられます。

写真挿入予定

人と人のつながり

- 上中里における、大人が昔遊んだ遊びを通して子どもたちをはじめとした地域交流を図る遊び場道場など、顔の見える関係づくりが行われています。
- 鉄道を通したまちづくりが進められており、例年の行事には多くの人々が参加しています。

写真挿入予定

(3) まちづくりの課題

- ・ 地区内を縦貫する明治通りに沿ってバス路線が通っている一方で、台地に沿った鉄道や操車場により分断されていることから、西側の台地へと移動できる東西を結ぶ動線の確保が求められています。
- ・ 商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・ 田端駅周辺の既存の業務機能の維持を図るとともに、商業施設や住宅など、多様な機能が集積する複合拠点の育成が必要です。
- ・ 集積している既存の事業所の操業環境の保全を図り、周辺の住宅とともに住・工が共存した市街地の形成が求められています。
- ・ 地域に根付いた歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。特に中里貝塚については、その価値を広めていくことが重要です。
- ・ 栄町や上中里などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。
- ・ 地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、水害発生時の高台への避難路の確保が求められています。

(4) まちの将来像

地域に根付いた、鉄道を中心とした多様なにぎわいのあるまち 「滝野川東」

～・・～・将来像の解説・～・・～

- ・ 鉄道操車場に関連した事業所や、明治通り沿いの町工場や流通施設、地域のくらしを支える商店街などを活かして、地域に根付いた多様なにぎわいのある市街地の形成を目指します。
- ・ 中里貝塚などの歴史・文化資源の保存・活用や東京さくらトラム（都電荒川線）・鉄道操車場などの鉄道が映える景観を活かした魅力ある市街地の形成を目指します。

(5) 取組方針

◆土地利用

■田端駅周辺のまちづくりの推進

- ・田端駅周辺においては、合理的な高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積を促進し、都市中心拠点としてふさわしい活気ある良好な市街地の形成を図ります。

■鉄道操車場の長期的な土地利用方針の検討

- ・地区の大半を占める鉄道操車場の長期的な土地利用方針について検討します。

■住・工が共存したまちづくりの推進

- ・工場の操業環境の保全に配慮しつつ住宅などの土地に際して適切な誘導を行い、住・工の共存した市街地の形成を図ります。

◇おでかけ環境

■尾久駅・上中里駅の駅前広場の整備の検討

- ・隣接する道路の拡幅整備などを契機とした駅前広場の整備の可能性について検討します。

■道路整備の推進

- ・東京さくらトラム（都電荒川線）と関連する補助 90 号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

■総合的な駐輪対策の推進

- ・田端駅や尾久駅、上中里駅周辺などにおいては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■田端駅周辺のバリアフリー化の推進

- ・田端駅周辺においては、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、鉄道駅周辺の道路環境のバリアフリー化も進め、安全で快適に利用できる交通環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■公園の整備・改修の推進

- ・既存の公園の改修を進めるとともに、公園整備を推進し、不足する公園・緑地の確保を図ります。

■みどりと史跡を活かした環境づくりの推進

- ・国史跡である中里貝塚を活かしたまちづくりを推進し、歴史と文化を感じられる市街地の形成を図ります。

■鉄道の映えるまちなみの保全・形成

- ・東京さくらトラム（都電荒川線）や鉄道操車場などの、鉄道のある特徴的な景観資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、周辺の緑化などを促進することで、四季が感じられ、車両が映えるまちなみの保全・形成を図ります。

◇住環境

■高齢者が安心して生活できる住環境の整備

- ・公営住宅の長寿命化を図るとともに、良好な住宅ストックを活用し、高齢者が安心して生活できる住環境の形成を図ります。

◇環境共生

■緑地の確保によるヒートアイランド現象の緩和

- ・公園・緑地の整備や民有地などの緑化を促進するとともに、街路樹の整備・更新などによる連続的な緑陰の確保を推進することで、ヒートアイランド現象の緩和を進め、環境と共生した市街地の形成を図ります。

◇災害対応

■栄町や上中里周辺の防災まちづくりの推進

- ・栄町や上中里周辺の木造住宅密集地域においては、老朽建築物の更新を促進するとともに、地域の災害対応力の強化を進めることで、安全な市街地の形成を図ります。

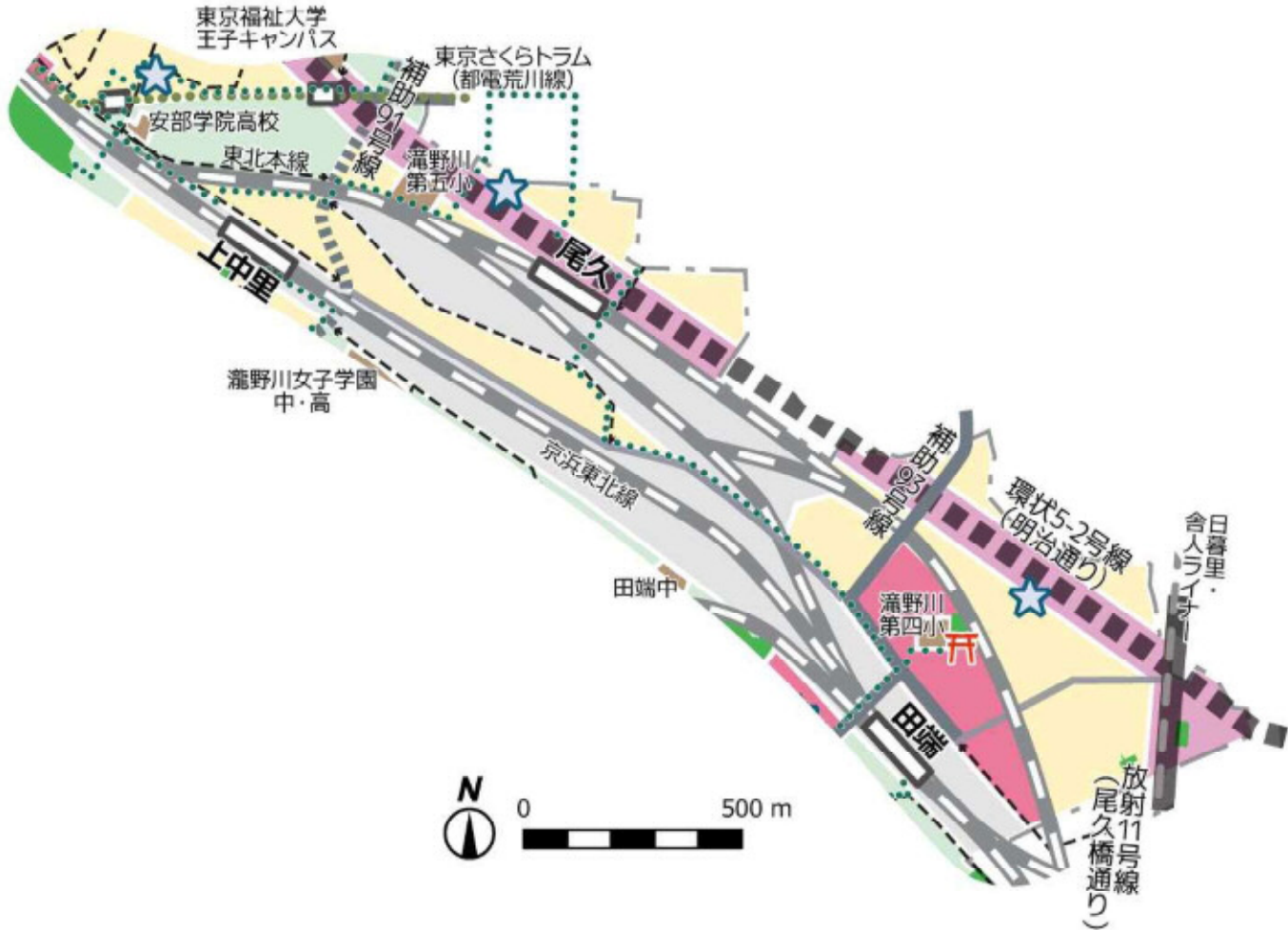
■鉄道操車場への避難路の確保

- ・避難場所となっている鉄道操車場へとアクセスする道路のバリアフリー化などによる安全な避難路の確保を図ります。

■浸水などを想定した東西動線の確保

- ・大規模水害などの際に西側の台地へと結ぶ安全な動線の確保を進めます。

滝野川東地区まちづくり方針図



凡 例

土地利用	☆	文化・社会教育施設	鉄道
都市機能集積ゾーン	寺院		JR
複合共生ゾーン	神社		東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
居住ゾーン（中高層）	公共防災船着場		東京さくらトラム（都電荒川線）
居住ゾーン（低中層）	都市計画公園・緑地		
幹線道路沿道ゾーン	生産緑地		完成・ 事業中
産業保全ゾーン	河川		未整備
教育施設	散策のネットワーク		主要幹線道路
その他			幹線道路
水辺空間			地区幹線道路
			主要生活道路
			首都高速道路

※主要生活道路は現行計画における主要生活道路及び地区幹線道路（都市計画道路以外）を示しています。

5-10 滝野川西地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・2006年から2016年にかけての人口増加率が区内でも高く、特に生産年齢人口の増加率が10.2%と非常に高くなっており、働き盛りの世代を中心に人口が増加しています。
- ・滝野川東地区とは異なり、全区と比較して単身世帯が多い傾向にはありません。
- ・2033年まで人口、世帯ともに増加傾向が続くと見込まれています。



なりたち

- ・江戸時代には近郊農村地であり、滝野川にんじんや滝野川ごぼうなど江戸に向けた野菜の生産が盛んでした。また、飛鳥山の桜や滝野川の紅葉など、江戸郊外の行楽地として栄えました。
- ・明治時代には、石神井川沿川に工場の集積が進み、軍事工場も建設されました。この時期に田端駅が開設され、市街化が進みました。
- ・大正時代に芥川龍之介や室生犀星などが田端に住むようになると、文士や芸術家が集まり住むようになり、田端文士芸術家村が形成されました。
- ・関東大震災後山手線外側にも市街化が拡大し、木造住宅密集地域が形成されました。
- ・戦後には、軍事工場跡地に学校や病院、集合住宅などが建設されました。田端駅や板橋駅の周辺、中里では土地区画整理事業が行われ都市基盤の整備が進み、1968年には都営三田線、1991年には東京メトロ南北線が開通するなど交通利便性の高いまちとなっています。
- ・農業技術研究所や東京外国語大学の跡地には、防災機能を考慮した公園が整備されています。

写真挿入予定

(2) まちの魅力



職と生活

- JR、東京メトロ南北線、都営三田線、東京さくらトラム（都電荒川線）が通っており、都心に移動しやすいまちとなっています。
- 板橋駅や駒込駅周辺など住宅地に近接して商店街が立地していることで、身近な場所で買い物ができる地域のくらしが支えられています。

写真挿入予定

うるおいとやすらぎ

- 日本で最初の太政官公園である飛鳥山公園や旧古河庭園などの歴史的な公園・庭園があるとともに、石神井川沿いの緑地や遊歩道などうるおいのある環境となっています。
- 飛鳥山3つの博物館や田端文士村[※]記念館、(仮称)芥川龍之介記念館（2023年開設予定）があり、地域の歴史・文化を知ることのできる環境があります。
- 多紀一族は、江戸時代末期に江戸幕府が設けた漢方医学の医学校「医学館」の総裁を務めた家柄で、城宮寺には、都指定文化財となっている多紀桂山一族の墓があります。
- 源義家、義綱、義光兄弟を祀っている平塚神社、俳人の正岡子規や陶芸家の板谷波山などの墓がある大龍寺など、まちの歴史を感じられる寺社があります。
- 近藤勇と多くのゆかりの品が祀られている近藤勇と新選組隊士供養塔が板橋駅前にあります。
- 西ヶ原・栄町の総鎮守である七社神社、江戸六阿弥陀巡礼の四番目である與楽寺、赤紙仁王で知られる東覚寺、上田端村の鎮守であり鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を勧請したとされる上田端八幡神社、徳川吉宗によりカエデが植栽され江戸時代より紅葉の名所として親しまれた金剛寺など古くから親しまれてきた多くの寺社があります。
- 日光御成道の日本橋から二里目の塚であり 23 区内でも貴重な当時の位置を保っている西ヶ原一里塚があります。
- 旧醸造試験場第一工場[※]などの産業遺産もあり、歴史的資源に恵まれています。

写真挿入予定

人と人のつながり

- 地区内に多くの公園があるとともに、駅に近接した大規模病院があり、安心して子育てできる環境が整っています。
- 2012年に移転してきた、東京国際フランス学園と地域との間では、交流が図られています。

写真挿入予定

(3) まちづくりの課題

- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・歴史的な公園・庭園や石神井川などの水辺や緑地がありますが、木造住宅密集地域では公園・緑地が不足していることから、整備が求められています。
- ・文士村などの歴史・文化資源や産業の歴史を次世代に継承するとともに、地域資源として保全・活用し、地域のにぎわいづくりを進めることが求められています。
- ・西ヶ原や滝野川などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

(4) まちの将来像

ゆとりのある住環境と豊かな文化・自然に恵まれたまち 「滝野川西」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・鉄道駅周辺などでは隣接区と一体となったまちづくりによる生活利便施設を誘導し、都心への近接性を活かした利便性の高い市街地の形成を図ります
- ・飛鳥山公園や旧古河庭園などの文化資源と調和したゆとりあるまちなみづくりを進めることで、文化・自然を感じられるゆとりある市街地の形成を図ります。

(5) 取組方針

◆土地利用

■田端駅周辺のまちづくりの推進

- ・田端駅周辺においては、合理的な高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積を促進し、都市中心拠点としてふさわしい活気ある良好な市街地の形成を図ります。

■板橋駅周辺のまちづくりの推進

- ・板橋駅周辺においては、板橋駅西口地区のまちづくりとの連携を図りながら、生活利便施設の立地を誘導するとともに、鉄道駅の利便性、安全性の向上を進め、東西一体的なぎわいのある拠点の形成を図ります。

■駒込駅周辺のまちづくりの推進

- ・駒込駅周辺においては、豊島地区と連携を図りながら、生活利便施設の立地を誘導することで、持続的な生活を支える地区連携拠点の形成を図ります。

◇おでかけ環境

■上中里駅の駅前広場の整備の検討

- ・隣接する道路の拡幅整備などを契機とした駅前広場の整備の可能性について検討します。

■道路整備の推進

- ・補助 81 号線、補助 92 号線、補助 181 号線などの道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

■総合的な駐輪対策の推進

- ・田端駅や板橋駅、駒込駅、上中里駅周辺においては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■田端駅や板橋駅周辺の駐輪対策の推進

- ・田端駅や板橋駅周辺においては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

- ・田端駅周辺や板橋駅周辺、滝野川桜通りにおいては、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、鉄道駅周辺の道路環境のバリアフリー化も進め、安全で快適に利用できる交通環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■みどりと歴史・文化を継承する公園の整備・更新の推進

- ・飛鳥山公園の整備・更新を推進することで、みどりと歴史・文化を継承する環境の保全・形成を図るとともに、多様な利用の場となる滝野川三丁目公園の新設整備により、地域のコミュニティの活性化を図ります。

■旧古河庭園周辺地区の良好なまちなみの保全・形成

- ・景観形成重点地区である旧古河庭園周辺地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、良好な住環境の保全を促進するとともに、さらなる魅力の向上を図ります。
- ・高度地区に基づき、建築高さについて一定の規制・誘導を進めることで、旧古河庭園からの眺望の保全を図ります。

■飛鳥山公園周辺の良好なまちなみの保全・形成

- ・北区を代表する景観資源である、飛鳥山公園周辺においては、近接する崖線緑地や石神井川などとの連続性を確保するとともに、都市中心拠点である王子駅周辺のにぎわいと調和したまちなみの形成を図ります。
- ・高度地区に基づき、建築高さについて一定の規制・誘導を行うことで、飛鳥山公園からの眺望の保全を図ります。

■文士村の歴史を継承するまちづくり

- ・文士村の面影を残したまちなみの保全・形成を図ります。
- ・文士村の中心的な人物である、芥川龍之介の業績を顕彰する（仮称）芥川龍之介記念館の整備を推進し、文士村の歴史継承を図ります。

■石神井川の遊歩道の整備の推進

- ・石神井川の水辺環境を保全するとともに、遊歩道の整備を推進することで王子駅を中心とした歩きたくなる快適な散策ネットワークの形成を図ります。

■鉄道の映えるまちなみの保全・形成

- ・東京さくらトラム（都電荒川線）や鉄道操車場などの、鉄道のある特徴的な景観資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、周辺の緑化などを促進することで、四季が感じられ、車両の映えるまちなみの保全・形成を図ります。

◇住環境

■高齢者が安心して生活できる住環境の整備

- ・区営シルバーピアの建設を推進するとともに、良好な住宅ストックを活用し、高齢者が安心して生活できる住環境の形成を図ります。

■田端二丁目周辺における良好な住環境の整備促進

- ・田端二丁目地区地区計画に基づく、適切な土地利用を誘導し、かつての文士村の面影を残すみどり豊かなうるおいのある良好な住宅地の形成を図ります。

◇環境共生

■石神井川の環境保全

- ・石神井川の環境保全によりまとまった水辺やみどりを確保するとともに水質環境などの改善を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

◇災害対応

■西ヶ原地区の防災まちづくりの推進

- ・西ヶ原地区などの木造住宅密集地域においては、建築物の不燃化や耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

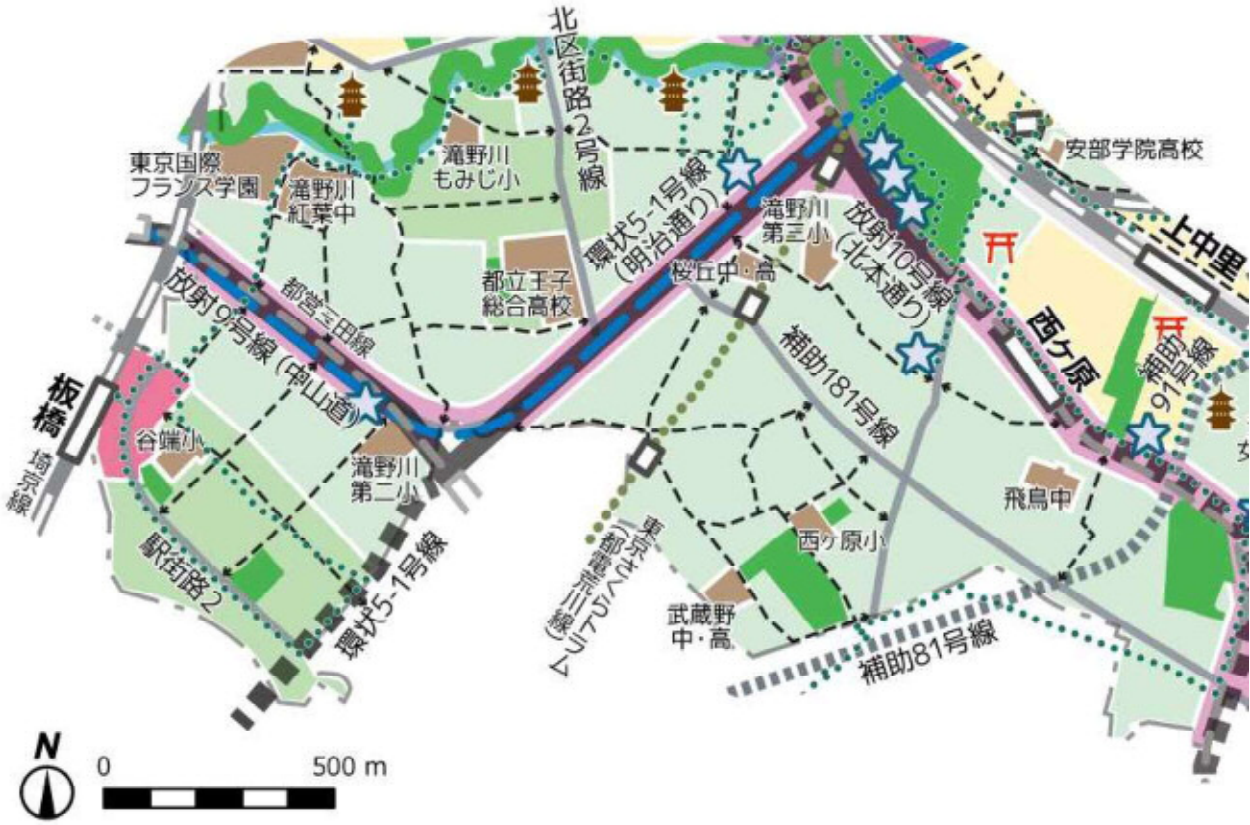
■補助 81 号線沿道における建築物の不燃化の促進

- ・補助 81 号線においては、都市防災不燃化促進事業などによる不燃化を促進することで、安全な避難路の形成を図ります。

■無電柱化事業の促進

- ・補助 181 号線の整備とあわせた無電柱化を推進し、安全な市街地の形成を図ります。

滝野川西地区まちづくり方針図





凡 例

土地利用

- 都市機能集積ゾーン
- 複合共生ゾーン
- 居住ゾーン（中高層）
- 居住ゾーン（低中層）
- 幹線道路沿道ゾーン
- 産業保全ゾーン
- 教育施設
- その他
- 水辺空間

文化・社会教育施設

- ★ 文化・社会教育施設
- 🏯 寺院
- 🏯 神社
- 🚢 公共防災船着場
- 🌳 都市計画公園・緑地
- 🌳 生産緑地
- 🌳 河川
- 🌳 散策のネットワーク

鉄道

- JR
- - - 東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
- 東京さくらトラム（都電荒川線）
- 完成・事業中 未整備
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 主要生活道路
- 首都高速道路

※主要生活道路は現行計画における主要生活道路及び地区幹線道路（都市計画道路以外）を示しています。

第 6 章 構想の実現に向けた方策

第6章 構想の実現に向けた方策

6-1 基本的な考え方

区では、「区民とともに」を基本姿勢として掲げ、区政を協働によって展開しています。本都市計画マスタープランにおいても、「人と人のつながり」をまちの魅力要素として捉え、多様な主体同士のつながりを活かした協働によるまちづくりを推進します。区民との協働はもちろん、事業者やNPO・ボランティア団体、研究機関・教育機関などと役割を分担しながら、協働により多様なまちづくりを展開し、暮らしを豊かにする、新たなまちの魅力や価値の創出を図ります。

北区都市計画マスタープランに基づく都市づくり・まちづくりの推進にあたっては、庁内関係各課との連携強化を図り、ハード整備とソフト施策を連携させた展開を図ります。

また、計画の進捗状況を点検・把握し、上位計画が改定された際には、必要に応じて都市計画マスタープランについても見直しを行います。

6-2 推進方策

(1) 多様な主体による協働の都市づくり・まちづくりの推進

1) 都市づくり・まちづくりにおいて期待される役割

■区民の役割

- ・区の都市づくり・まちづくりに関心を持つことが望まれます。
- ・自身の生活する地域に関心を持ち、主体的に都市づくりへ参画・提案することで、地域の魅力を保全・継承・発展するとともに、地域の課題に取組み、豊かなくらしを実現していくことが期待されます。
- ・くらしの中で感じるまちの魅力を SNS などにより発信することで、区内外への北区の PR につながることを期待されます。

■事業者の役割

- ・商店街や工場などの区内の事業者は、主体的に都市づくりへ参画・提案するとともに、地域の居場所づくりやにぎわいづくりについて区と連携を図ることで、地域の活力や魅力の向上を図ることが期待されます。
- ・民間開発事業者等は、開発などを行う際に、本マスタープランについて理解し、将来都市像の実現に向けた連携を図ることが望まれます。

■研究機関の役割

- ・研究機関は都市づくりやまちづくりへの先端技術の導入可能性の検討や専門性を生かした計画立案の支援などが期待されています。また、区をフィールドとした調査・研究などを通じて、地域の魅力発見やその価値の発信などにより、まちの評価を高めることが期待されます。

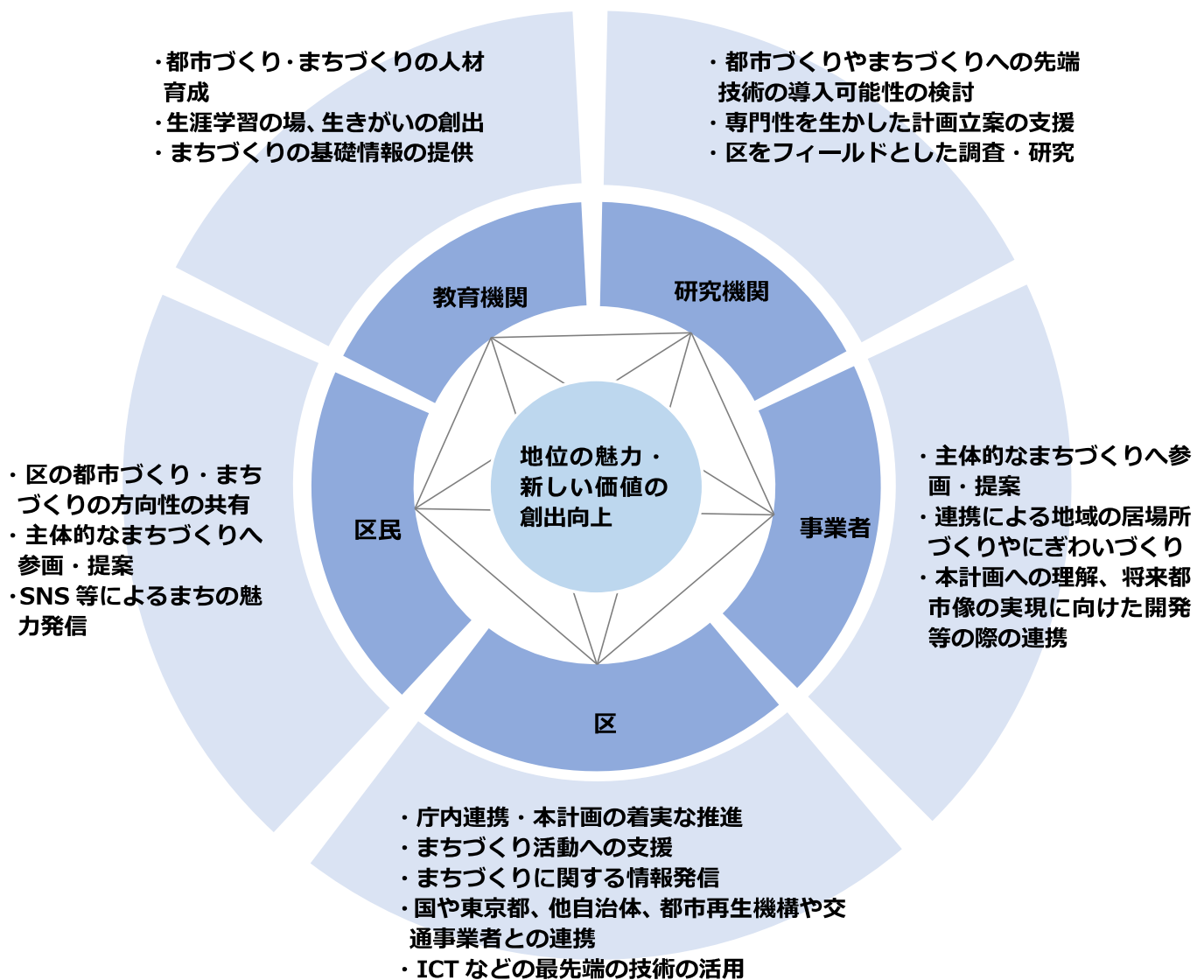
■教育機関の役割

- ・小学校や中学校では、都市づくり・まちづくりに関する授業の実施など、次世代を担う人材育成を進めることが期待されます。
- ・図書館や文化センターなどの文化・社会教育施設では、生涯学習の場として人生 100 年時代における区民の生きがいの創出や地域のまちづくりの人材育成など、生涯学習の環境を整えることが期待されます。

- ・図書館や博物館では、まちづくりを行う上での資源となる、まちの魅力やなりたち、災害履歴などの地域の基礎情報の提供が期待されます。

■ 区役割

- ・庁内での連携を図りながら、本マスタープランを着実に推進します。
- ・区民や事業者がまちづくり活動をしやすい環境を整備して支援を行い、協働の都市づくりを推進していきます。
- ・区内のまちづくり活動の情報を、区民や事業者にわかりやすく的確に発信し、広めていきます。
- ・国や東京都、他自治体、都市再生機構や交通事業者との連携を推進していくことで、北区が抱える課題を解決し、地域の発展を目指します。
- ・ICT などの先端技術を活用することで、隣接地域だけでなく遠隔地域の自治体との連携をはかり、平常時のまちづくりの推進はもちろんのこと、災害時における連携などを図っていきます。



都市づくり・まちづくりにおいて期待される役割

2) 協働のまちづくりによる魅力の創出

■区民が実感できるまちづくりの支援

- ・将来都市像の実現にむけて、区民がまちづくりの成果を実感できることが重要です。
- ・本計画改定の検討にあたり行った区民ワークショップの結果をもとに、以下のような区民目線のまちづくりの目標を設定し、その目標の実現に向けた、地域主体のまちづくりを支援します。

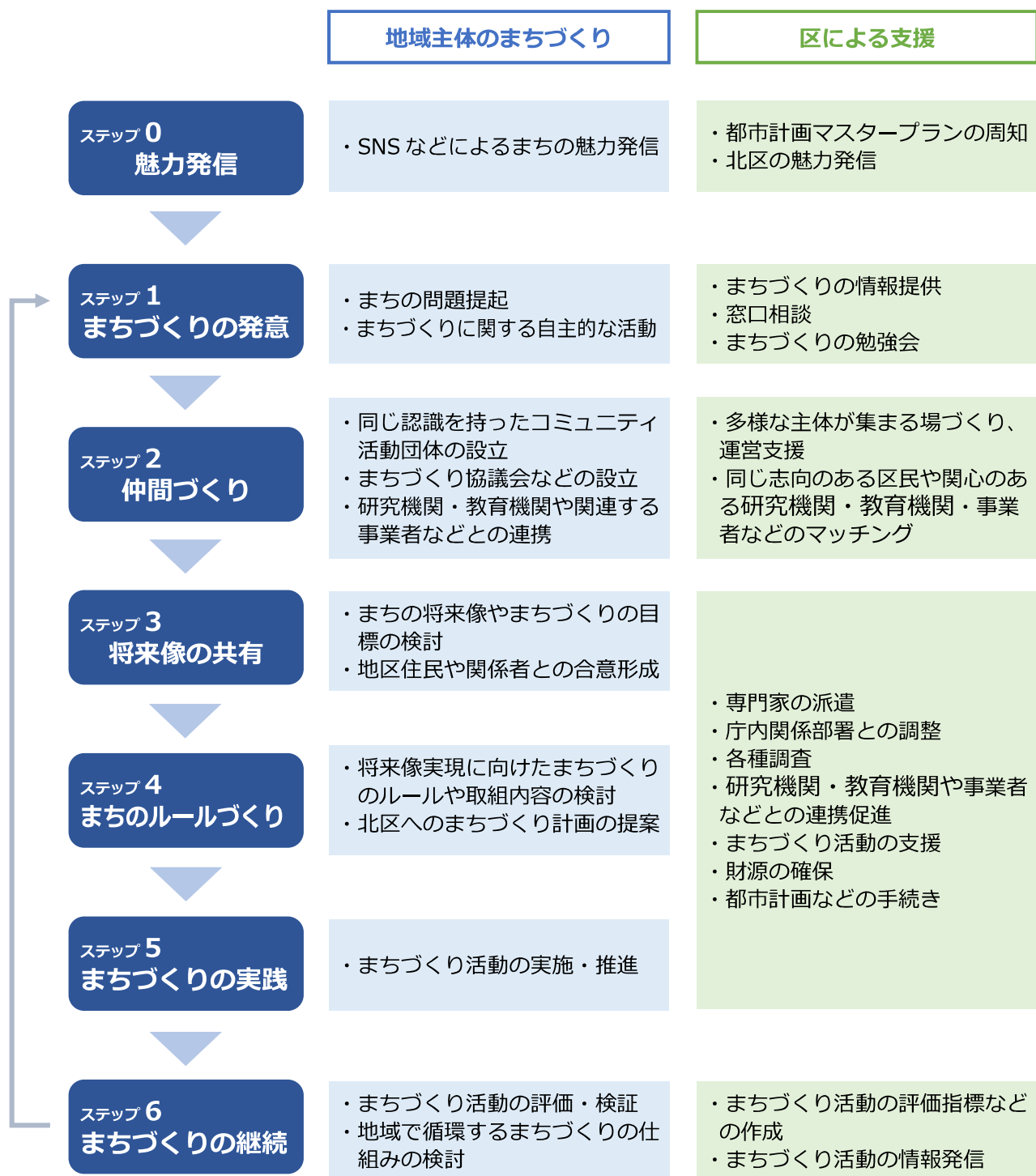
区民目線のまちづくりの目標とその実現に向けた地域主体のまちづくりのイメージ		
未来のくらしのイメージ	区民目線のまちづくりの目標	地域主体のまちづくりのイメージ
駅を中心としたコンパクトで活動的なくらし	・多様な交通サービスを選択できるまち ・高低差のある東西の移動が克服されたまち ・移動が楽しめる、健康づくりにつながるでかけたくなるまち	・WS④をうけて記載
誰もが憩えるうるおいとやすらぎのあるくらし	・公共施設を気軽に利用できるまち ・一息つける居場所のあるまち ・まちの魅力が輝いているまち ・人と人の交流が活発なまち	・WS④をうけて記載
多様性を育む人と人のきずなのあるくらし	・互いに顔見知りですぐに助けあえる近所の共助のあるまち	・WS④をうけて記載
時代の変化に対応した安全・快適な社会基盤	・誰もが安心して避難できるまち ・空き家や公共施設跡地が有効活用されているまち	・WS④をうけて記載

■まちづくりの気運の醸成

- ・都市計画マスタープランの内容の周知を図るとともに、まちづくりに関する情報提供や人材育成を進め、区民・事業者、大学などによるまちづくりの気運を醸成します。

■区民や事業者・研究機関・教育機関などの企画・提案によるまちづくりの促進

- ・北区政策提案協働事業や、北区地域づくり応援団事業などを通じて、区民や事業者・研究機関・教育機関などの多様な主体の企画・提案によるまちづくりを促進します。また、専門家の派遣などを行うことでまちづくり活動を支援します。



地域主体のまちづくりの進め方のイメージ

■多様な主体によるテーマ型まちづくりの促進

- ・みどりや防災など、特定分野への関心の高い区民や事業者同士の交流の場づくりを進めるとともに、全区的な視点を持った特定分野に関する、地域の主体的な都市づくり・まちづくりを促進します。

●児童館を中心とした子育て活動



【出典】北区 HP

「地域の子どもは地域で育てる」を目標に、地域の方々による地域のためのネットワークづくりを目指し、ふれあいまつり・声かけ隊活動・地域マップ作りなどが行なわれています。

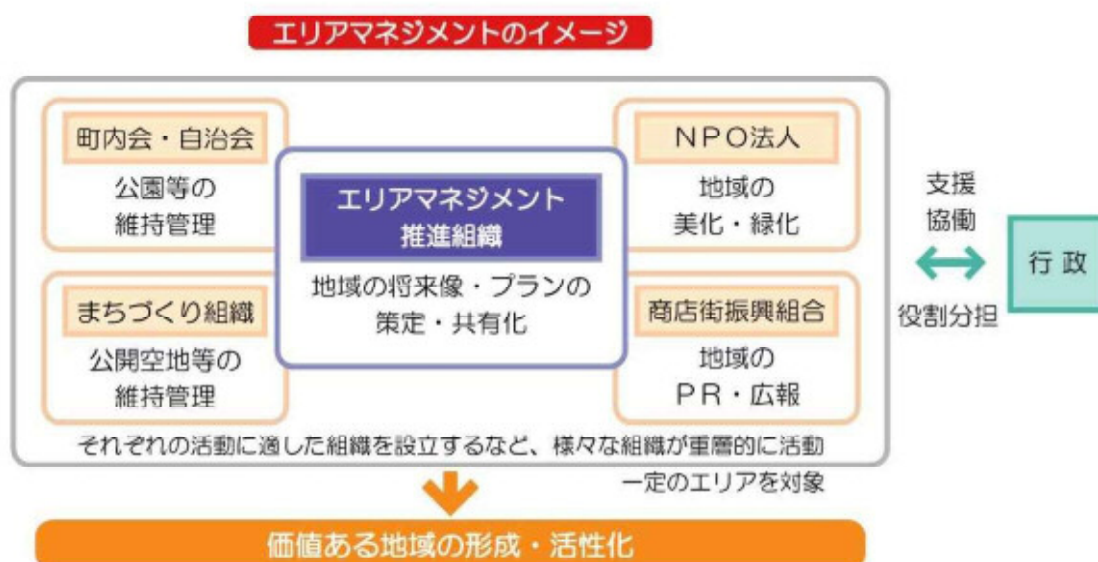
●ホタルを呼び戻す環境整備活動

活動の様子の写真

赤羽自然観察公園ビオトープの会では、公園内の揚水池や湧水池でホタルの幼虫が育つ環境作りとホタル鑑賞会が行われています。

■エリアマネジメントによる地区の魅力創出

- ・町会・自治会をはじめ、区内で活動しているまちづくり団体など、各地区の多様な主体によるまちづくりを支援し、地区の個性を活かした、にぎわいや魅力を創出していきます。
- ・王子駅周辺など、駅周辺まちづくりを契機として公共空間が創出される場合は、マネジメント組織の設立も視野に入れたエリアマネジメントを展開することで、公共的空間を活用したにぎわい創出によるシティプロモーションを推進します。
- ・住宅地においては、町会や自治会による地域の自治管理を支援するとともに、必要に応じて、NPO 法人※などとの連携を促すことで、地域が主体となった、住環境の保全や良好なまちなみの形成、安心・安全なまちづくりなどにつながる活動を促進します。



エリアマネジメントのイメージ

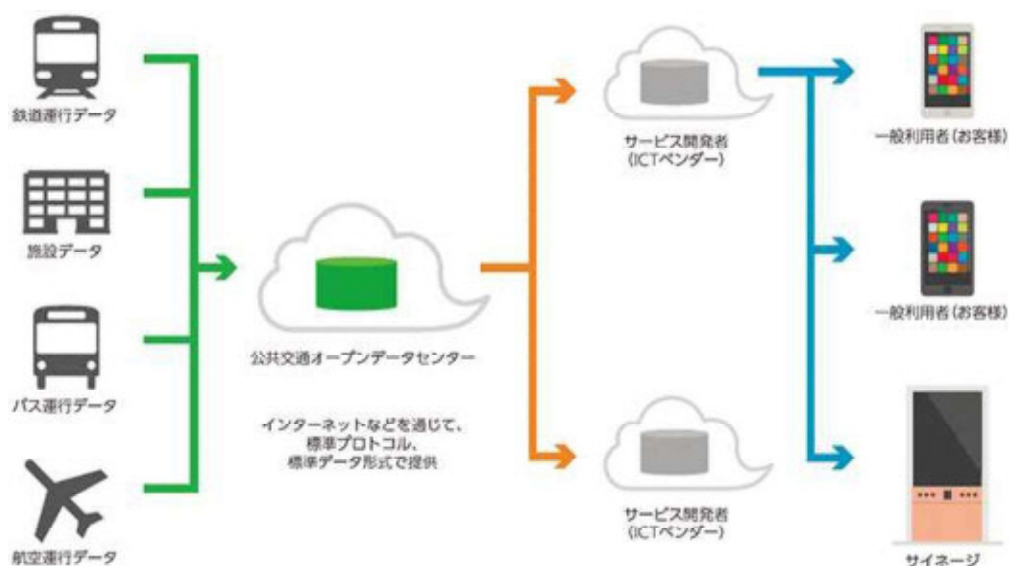
【出典】国土交通省 エリアマネジメントのすすめ(2010年)

■ICT を活用した新たな魅力の創出

- ・GIS※の情報公開などを進め、まちづくり活動を展開していく上で必要となる情報を提供します。
- ・IoT や AI などの先端技術を都市づくり・まちづくりに積極的に活用することで、都市づくりの課題の解決を目指すとともに、新たなまちの魅力を創出することで、北区での豊かな暮らしを実現していきます。

※交通分野での活用例) 公共交通情報のワンストップでのサービス提供

- ・公共交通オープンデータ協議会では、「公共交通オープンデータセンター」を設置し、各交通事業者の運行データを一括して収集し、標準化した上で提供する構想を掲げ、その構想に基づく実証実験などが実施されている。シームレスな公共交通サービスの環境整備が進んでいます。



公共交通オープンデータの仕組み

【出典】総務省 情報通信白書 (2016 年)

(2) 着実な施策の推進

1) 都市づくり・まちづくりの推進体制の強化

■庁内の都市づくり検討体制の強化

- ・都市づくり・まちづくりには、ハード・ソフト両面での検討が不可欠となります。庁内において総合的・横断的な検討体制を構築することで、ハード・ソフト両面での一体的な都市づくりを進めていきます。

2) 都市経営に基づく都市づくり・まちづくりの推進

■選択と集中による効果的な都市づくりの推進

- ・国・東京都などのまちづくり助成制度などを活用することで財源を確保しつつ、選択と集中による効果的な都市づくり・まちづくりを推進していきます。
- ・「北区協働推進基金」など北区独自の基金を活用し、地域課題の解決に向けた団体等の事業を支援することで、地域目線からのまちの魅力づくりを促進します。
- ・ガバメントクラウドファンディングなどを活用して資金調達を行うことで、具体的な都市づくり・まちづくりを推進します。

■長期未着手の都市計画の見直し

- ・長期間未着手となっている都市計画道路や都市計画公園については、必要に応じて東京都などとの協働により都市計画の見直しを図ります。

■北区公共施設等総合管理計画などに基づく、効率的な公共施設の更新

- ・老朽化が課題となっている公共施設などについては、「北区公共施設等総合管理計画」や各施設における長寿命化計画などに基づき、複合化や集約化も視野に入れた適切な更新により、効率的な公共施設の配置を図っていきます。
- ・少子高齢化の進展など、昨今の社会状況などを踏まえ、公共施設のあり方を見直すとともに、施設の有効活用や維持管理コストの縮減など、公共施設のマネジメントに取り組んでいきます。

■地域の特性に応じた適切なまちづくり手法の活用

- ・市街地再開発事業や土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、地区計画制度をはじめとする、様々なまちづくり手法の活用可能性を検討し、効果的に組み合わせることで、各地区の特性に応じたまちづくりを推進します。
- ・地域の意向などから、必要に応じて地区別のまちづくりビジョンなどについて検討し、地区の実情にあったまちづくりを推進します。

3) 都市計画マスタープランの進捗管理・見直し

■北区基本計画に基づく行政評価を活用したまちづくりの進捗状況の確認

- ・北区基本計画に基づく行政評価を活用し、本マスタープランに関連する施策や事業について定期的に評価・検証することで、都市づくり・まちづくりの進捗管理を行い、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

■区民目線のまちづくりの評価

- ・本計画の進捗状況について評価・検証する際に、区主体の取組みに加えて、区民目線のまちづくりの目標の達成に向けて実施された地域主体の取組みについても把握した上で、まちづくりの評価を行います。
- ・計画の見直しを行う際には、各まちづくりの目標に向けた、進捗状況に対する区民評価を把握し、その結果を改定計画に反映します。

■上位関連計画の見直しなどを踏まえた都市計画マスタープランの見直し

- ・東京都の上位計画や北区基本構想・北区基本計画の改定があった際には、必要に応じて本マスタープランの見直しを行います。その際には、土地利用の変化などや、社会経済情勢の変化に対応した計画とします。

■区民参加による見直し

- ・本マスタープランの見直しをする際は、策定に向けた検討の場への委員公募、アンケート調査やワークショップ、懇談会や説明会などの区民参加の場を設け、区民の声を反映した見直しを行います。

第3回ワークショップ結果概要

1. 開催概要

「北区の20年後を考えるワークショップ」では、2018年度に計2回のワークショップを実施し、区民に共感されるビジョンのためのキーワードや参加できる区民主体の取組みのアイデアを把握することで、改定素案の検討に活かしてきました。

2019年度は昨年度同様、計2回の開催を予定しており、北区都市計画マスタープラン改定後に先導的な取組みをスタートさせるための検討を行っていきます。ワークショップを通じて、計画改定と同時に、区民主体、あるいは公・民・学連携の取組みなどが展開できるよう準備を進めることで、改定都市計画マスタープランに描くビジョン実現に向けた、積極的な取組みに対する気運を高めることを目的としています。

第3回となる今回は、「区民が中心となったまちづくりの実現に向けて」をテーマに、「北区都市計画マスタープラン改定素案（案）」において設定した、5つの“分野別都市づくりの方針”について、区民目線での5年後・10年後のゴールを共有しました。

■実施概要

日時：2019年5月18日（土） 9:45 ～ 12:30

場所：東田端ふれあい館 ホールA・B

出席者：14名

2. 開催結果

「北区都市計画マスタープラン改定素案（案）」における5つの“分野別都市づくりの方針”、「①おでかけ環境」、「②憩える居場所」、「③交流を育む魅力」、「④減災」、「⑤環境共生」それぞれについて、5年後・10年後の評価指標となるような目指すべき姿やゴールを、区民の目線から考えていきました。

今回は「ワールド・カフェ方式」を採用し、1テーブル4人程度の少人数構成でラウンドごとにテーブルのメンバーをシャッフルすることで、より多くの参加者と意見交換や知識の共有を図ることが出来ました。

■第3回ワークショップの様子



“分野別都市づくりの方針”における 5 年後・10 年後のゴール

①おでかけ環境

■ 高低差を克服

⇒収益性や実現性を考慮したコミュニティバスの運行

■ 生活に合わせて選べる多様な移動手段

⇒自動車、電動自転車、シニアカートなど、I C T でつながるシェアリング

■ おでかけしやすい環境と健康づくり

⇒ユニバーサルデザイン、安全に移動できる道、トイレなどの移動サポート、健康につながるウォーキング

■ ひと優先の道

⇒ひとのための安全性を確保した、柔軟な道路空間の利用

■ 交通を楽しむ

⇒交通 + α（資源）のパッケージで魅力創造、交通（鉄道等）の眺めや移動そのものを楽しむ

②憩える居場所

■ 互いに顔の見える関係

⇒近所づきあいを大切にするまち

■ 誰もが気軽に利用できる総合施設

⇒世代や立場を超えて、誰もが安心して利用できる場所・施設

■ ひとやすみできる身近な場所

⇒特別な施設をつくらなくても、ふらっと立ち寄れる場所・ひとが集まれる空間

■ 学校跡地や空き地・空き家等の有効活用

⇒公共用地や、開発事業者との連携等により民間の公開空地をみんなのために有効活用

③交流を育む魅力

■ まちの特徴を活かした魅力づくり

⇒歴史・文化、水辺、緑、鉄道のまち

■ 交流を生む場の創出

⇒ひとりでもでかけたくなるまち

⇒外国人移住者と言葉や文化を教えあう機会
をつくり、相互理解を深める

■ 公共施設や公共空間の活用

⇒北区役所新庁舎の開放

⇒公共施設を、誰もが親しみやすい、ふらっと寄
れる施設に

④減災・環境共生

■ 避難場所の確保

⇒都営住宅は率先して、民間マンションなどとは
連携することで、高度避難場所を確保
⇒多様性を受け入れられる避難所の充実

■ 共生社会の実現

⇒ご近所が顔見知りになって互いに助けあう、
“近所の共助（＝近助）”
⇒学校複合化を進めて、多様な交わりのある地
域、多様性を認め合う環境を創出

①おでかけ環境



■村上先生の講評

- ・移動だけでなく、健康や観光など他のものと組み合わせるという視点が面白い。
- ・北区は風景が楽しいまちでもあるので、そのような“北区らしい移動手段”をもっと PR していても良いのではないかな。

■区外への移動

- ・区外への移動は便利（王子・赤羽・十条）
- ・三田線との関係 → アクセス先のまちはあまり利用しない
- ・新幹線の停車（赤羽）

■「おでかけが便利」「楽しい」をPR

- ・ICTで環境づくり
- ・情報+αの利用価値

■交通 × 楽しむ価値を発掘

- ・交通×α パッケージ化した魅力 例）中里（貝塚）、飛鳥山
- ・移動そのものを楽しむ ワンダーランド 例）サクラトラム×緑
- ・交通をたのしむ眺め（ホテルなどの価値UP）
- ⇒田端 北とびあ 赤羽八幡神社
- ⇒ホテルなどの価値UP

■コミュニティバス × 実現性

- ・地形の高低差をどう克服するか
- ・交通の不便な地域（浮間、桐ヶ丘、西ヶ原など）
- ・コミュニティバスの路線拡大
- ⇒収益性（社会インフラとして割切る＋観光活用による収益向上等）を考慮することが必要
- ・赤羽⇔浮間（自然を楽しむ環境）×再開発をつなぐ
- ⇒JR×バス（結節点）の充実
- ⇒縦環型×一方向型などのコミュニティバスののりつぎ
- ・周辺区のコミュニティバスとのつながり

■ユニバーサルデザイン × 開発

- ・高齢化したときのおでかけ
- ・多様な人が社会参加できる環境
- ・健康 × 移動（ウォーキング、さんぽ）
- ・車イスの人が外に出かけやすい
- ・出かけにくい人が安心して出かけられる（場所、ルート）
- ・道路のあり方（歩道の段差、勾配などの解消）
- ・住宅地の道路の車のスピード、抑制
- ・自転車の移動がしやすいまち ⇔駐輪問題が深刻
- ・トイレ、廊下 移動をサポート 例）動く歩道

■生活に合わせて移動手段を選べる環境 × ICT

- ・車をもたない家族が増える？
- ・移動手段がより多く選べる道路（移動）サービスをして欲しい
- ⇒シェアカーの普及
- ⇒自転車（電動）のシェア
- ⇒シニアカートのレンタル（元気に出かけられるサポート）
- ⇒シェアが自動車の混雑（渋滞）、自転車の駐輪場問題の解消につながる

■都市計画道路 × ひと優先のみちづくり

- ・安全の観点から道路の必要性を考える
- 例）幅員広い道路が安全か？ 車のスピードが出てしまう（補86、裁判中）
- ・都市計画道路 車→人のための空間として活用
- ・道路の柔軟な空間活用（遊歩道など）
- ・自転車利用（子ども）⇒道路の安全性
- ・渋滞している放射第10号を再検討路線とするのはおかしい！
- ⇒整備の可否について納得性の高い判断

■文化の薫り × 外に出たくなる環境（宅配の利便性に勝つ）⇒ブランド化

- ・他区からの人の流入 例）赤羽 他から飲みにくる、まちの味わいが魅力
- ・再開発とまちの味わいの関係
- ・朝から飲める
- ⇒夜勤のひとのため 多様なライフスタイル
- ・多様なひと
- ⇒治安、見守りにつながる

■歩くことが楽しくなるみち、まち

- ◇みち
- ・まずは、行きたいところのあるまちであること
- ・歩くことが楽しくなるみちの流れがほしい
- ⇒自慢の散歩道コンテストを呼びかける

◇場所

- ・まちのそれぞれの魅力
- ⇒人との出会いのたのしみ（好循環）
- ・みんな集まりやすい人気のある場所（施設に少し手を加える）
- ・遊歩道×集まる場所 例）古民家カフェ
- ・行き先にカフェのようなところは必要だろう
- ・空き家の活用（北区は多い） ⇔ 防災・防犯活動
- ・あんしんセンター（地域包括支援センター）
- ・週1回営業のコンビニのような拠点（買物＋高齢者のおでかけ）

②憩える居場所



■ 村上先生の講評

- ・「“憩い”って何？」「“憩う”ための方法は？」という視点は面白く、非常に重要。
- ・物理的な場所ではなく、「どうやったら憩えるか？」ということを考えていく必要がある。
- ・春夏秋冬の季節感といった“憩い”の考え方もある。
- ・皆知っているようで知らない、地元の人が知っている魅力をつなぎ合わせ、行ってみたくなるような工夫をもう少ししていても良いのでは。

■ 北区の魅力・課題

- ・王子のポテンシャル
⇒駅から北とびあまでの線路沿いや、サンスクエア前の広場
⇒渋谷サブレ（北とびあ、印刷局工場で購入できる）
⇒北とびあの展望台
- ・都電荒川線の利用（他では貸し切ってウェディングやイベントをしている例もある）
⇒都電でも貸切は行なっている。PR の仕方が悪いのでは
- ・尾久の新幹線の車両センターや電車の絶景スポットを利用し、電車のテーマパーク化を図る
- ・喫茶店が少ない
- ・シティホテルが少ない

■ 子どもからお年寄りまで誰もが気軽に利用できる総合施設

- ・世代や立場を超えて、誰もが安心して利用できる場所
⇒今の施設は閉鎖的
- ・障がい者の方が利用できる居場所づくり
- ・ユニバーサルデザインが生きている施設
- ・赤羽体育館のような施設が区内全域に増えると良い
- ・中央図書館だけでなく、全ての図書館にカフェがあるとよい
- ・図書館や児童館をふれあい作りの場とする

■ 学校跡地や空き地・空き家等の有効活用

- ・芝生広場や空き地だけでも、憩える居場所になるのではないか
- ・閉校した学校の跡地は民間に売らないで、区で有効活用してほしい
- ・公開空地の利用を区が民間事業者に依頼するべき
- ・空き家を利用することは、防災や防犯の観点から良い
- ・オープンスペースの有効活用。休日限定のオープンカフェなど

■ ひとやすみできる身近な場所

- ・まちなかに座れる場所が少ない
- ・気軽に集える場所が少ない
- ・特別な施設をつくらなくても、自動販売機とベンチさえあれば十分。ちょっとした軒とイスがあれば良い。バス停のようなイメージ
- ・すでに人が集まっている場所に＋αを追加していく。人が集まっている場所に人は集まる。ふらっと立ち寄れる場所があると良い
- ・公園の整備。子育て世代は、芝生広場が整備されている隣接区の公園にいつしまう
- ・銭湯を守っていく仕組み（補助など）がほしい
- ・隣接区とも連携して、区界も魅力的にしてほしい。近くても区を越えると対象外になってしまう

■ 互いに顔の見える関係

- ・近所づきあいを大切にする。顔の見える関係を大切にする
⇒それだけで憩える居場所になる
- ・近所の高齢者の孤独死を機に家の前に立つ運動がはじまる
⇒近所の人と話すきっかけとなった

■ 北区の魅力をアピールする情報・広報

- ・北区には四季折々の自然や歴史、電車等魅力がたくさんある
- ・北区のホームページはおもしろくない。北区はアピールが下手
- ・パパ友、ママ友から得る情報の方が多く、区からの情報は少ない。特にアクティビティ情報
- ・一部の人にしか知られていない情報を、区がもっと発信して広めていくべき
- ・電子掲示板や SNS など活用して、情報を発信していく必要がある
- ・年代によって情報の入手方法も異なってくるので、様々な方法で発信する必要がある
- ・南北線は埼玉の広告ばかり。北区の広告も載せられると良い

■ 5 年・10 年後の理想の姿

- ・近くに保育園がある、病院がある、買物ができる場所がある
- ・森が増えている、花と緑が多いまち
- ・交通がクリーンである
（自転車・駐車場問題が解決されている）

■ その他

- ・“憩い”とは何か。今の北区で“憩える居場所”はあるか
- ・どうやったら憩えるか
⇒そもそも時間がない

③交流を育む魅力



■村上先生の講評

- ・新しく出来る北区の庁舎を、皆が交流できる場所にするにはどうしたらよいか、というのは非常に重要な視点。
- ・資料館等をはじめとする公共施設を、もう少し交流ができる場にしていけるよう、区の職員や施設管理者も頭を切り替えていく必要があると思う。

■公共施設・公共空間活用

- ・小学校統廃合による課題が顕在化している。
⇒地域に教育機関があることで、産業（企業）立地の地域の秩序が守られている部分もある／教育機関はまち（地域）の中心地／地域産業と地域の結びつきが重要（今までの経緯を大事にする）
- ・赤羽台東小路にこどもプラザを建設し、子育て、子供達の交流を図る
- ・北区役所の新庁舎開放
⇒職員用の食堂を開放し、安くておいしい、新庁舎レストラン／誰もが利用できる空間にする
- ・王子駅前も赤羽東口のように人が集まり、イベントなどができる広場にする
- ・廃線跡地の公園化。まちの歴史・鉄道に絡め路線を残した居場所づくりをする
- ・ふれあい館などの詳細地図と、貸し出し例などを公開し、もっと有効活用してもらう
- ・空室情報など最新情報がインターネットで確認できるシステムにする
- ・各地区にある公園の有効利用事例を紹介する
- ・区内にある多くの資料館をもっとカジュアルに
⇒ハードルの下がった、誰もが親しみやすい、ふらっと寄れる施設にする

■水辺

- ・新河岸川、荒川の水辺空間の整備
- ・川の駅の整備による賑わい創出、集客
- ・舟運の活用⇒水辺ライン復活／水上タクシー（防災面からも）／赤羽岩淵から東京湾までの隅田川クルーズや屋形船
- ・スーパー堤防の整備が進んでいる。公園やランニングコース、遊歩道、サイクリングコースなどの併設
- ・川に向かってオープンに設備を進め、水辺を有効活用する
- ・名主の滝の滝つぼに入れる、貴重な体験施設を残す
- ・子どもたちが直に水に親しめる空間は維持する
- ・水上タクシーで桜回廊を水めぐりをしたい
⇒必要なもの：船着場やお休みどころ／そのために：クラウドファンティングで「みんなのオープンカフェ」（他人ごとせず、自分事として向き合う）
資金調達→舟運・きれいな川を復活させるための川の清掃やカフェの整備→水上タクシーで水めぐり→カフェで憩う
- ・知水資料館の充実を計る。都心の（下町）の水害に計り知れない貢献をしていることのPR
- ・暗渠をなくす（石神井川の暗渠部分をなくす）王子駅の東西を繋ぐ歩行空間の整備
- ・音無川水辺空間のにぎわいづくり、景観づくり、店舗設置など

■交流

- ・おひとり様でも出掛けたいくなるまちにする（場とインフラ環境）⇒場：あちこちにカフェ、子ども食堂があるまち、人が人を呼ぶ楽しい空間／インフラ環境：歩きやすい・歩きたくなるすてきな散歩道
- ・外国人移住者が増えている。児童教育としてそれぞれの国の風習文化・歴史を学ぶ機会を設ける
- ・海外の方から言語や文化や風習も学ぶ機会、また日本文化や風習を教える機会を創出し相互理解を深める
- ・「飛鳥山花見」など元々にぎわいの地という歴史がある
- ・人口増加による商店街の活性、催物（市）の開催
- ・学生と地域区民の交流の場を身近な商業施設（赤羽）に整備
- ・にぎわいづくりの場として、商店街にベンチの設置やイルミネーションの点灯
- ・交流を加速するための方策 ⇒ I C T や A I の活用／個々のニーズにあった情報提供／人が人を呼ぶ。交流の場へ導く情報をタイムリーに U P できる仕組み／ICT や AI の加速化により人と話さずに生活が成り立ってしまう。コミュニケーションの低下が言われている中で、今からコミュニケーション能力を高める

■景観・緑

- ・空き家対策
- ・所有者不明物件や空き家の防犯やごみ対策は近隣だけでは解決が難しい。行政には仲介役になってほしい
- ・区の木である桜の木の高齢化が進んでいる。持続的な樹木の管理による桜の景観の維持
- ・電線地中化

■歴史・文化

- ・渋谷栄一さん今がチャンス！
- ・文士村記念館を更に充実させ、町歩き等、見るだけでなく行動を伴うように施設の中を広げる⇒ガイドの育成・活用
- ・文士村は、はとバスのコースに組み込まれる程、魅力がある
- ・点を線で結ぶコミュニティバス、北区版名所めぐりバスの整備
- ・歴史的遺産の活用（観光資源として）同じく景観をアピールする。渋谷邸、古河邸、飛鳥山邸、石神井川、道カン山、他
- ・稲付城（山城）の城跡もある。歴史を活かす
- ・歴史的建物を活用する。例えば醸造試験所の活用、バー、モール、ホテルなどに
- ・文士達の生活を体感するサロンの整備

■まちの特徴を活かす

- ・鉄道のまち
- ・鉄道を楽しみながら憩える場の整備
- ・廃線跡地の活用（公園など）
- ・様々な桜を計画的に配置、植栽し五色桜が楽しめるまち

④減災・環境共生



■村上先生の講評

- ・防災は今までは火災のことが中心であったが、津波や崖崩れなど、場所によって災害の受け方が違う。それぞれの災害について、皆が理解するためにどのような手段をとっていくか、ということが重要。
- ・“近所の共助”という視点は非常に重要。
- ・北区は環境に恵まれている。今ある環境をどうブラッシュアップするか、皆に知ってもらうか、使いやすくしていくか、ということを考えていく必要があるかと思う。

減災

■ソフト対応

◇近助が大事（自助・共助・公助）

- ・ご近所が顔見知りになる
- ・民間開発と地域防災の融合
- ・エリアBCPの普及
- ・防災への貢献でインセンティブがある制度など

◇避難所の充実

- ・多様性を受け入れられる避難所、災害対応であってほしい
- ・空き家（地）を区で買い取ったり、借り上げたりして共有施設にする
- ・障がい者も近所の人と顔見知りになり、共助が働くとい

◇子どもへの教育

- ・防災ボランティア
- ・防災カルタなど
- ・学習の充実

減災

■ハード対応

◇堤防整備

- ・堤防整備を進めてほしい

◇高度避難

- ・高度避難が確保できるようになっているといい
- ・中央病院は調整の結果、使えるようになった
- ・民間のマンションなどでも進めてほしい
- ・都営住宅は率先して取り組むべき
- ・浮間船渡駅前の都営住宅のマンションでは取り組みが始まっている
- ・情報を共有して区内に広げてほしい

◇密集地域の解消

- ・建替えで消防の困難地域が解消に向うとよい
- ・建替えに合わせて道路を広く、6mに！
- ・密集地域の解消を進める
- ・長屋タイプの住宅の復活も良い
- ・ブロック塀の撤去
- ・開発の中でオープンスペースをつくってほしい

◇電線地中化

- ・地震のときに落下する危険性のある看板などは撤去を
- ・電線地中化を進める

◇井戸の再生

- ・井戸が使われていない、井戸の復活を
- ・手押し井戸にしたい
- ・井戸端会議も生まれる

⇒近助につながる

◇水上交通の充実（被災時に有効）

環境共生

■共生社会の実現

- ・学校複合化を進めて、多様な交わりのある地域を
- ・共生＝多様性
- ・多様性を認め合う環境
- ・交流の場として北区パラリンピックなどがあると良い

環境共生

■建設工事における環境対策の充実

- ・建替え解体時の対応
- ・新工法によりホコリ対策を徹底してほしい
- ・騒音、振動対策も充実を

環境共生

■その他

- ・道路拡幅を行い、街中に花・緑を増やす
- ・街角のゴミの集積所の景観改善（黄色いネットをいつまでも続けるのか）

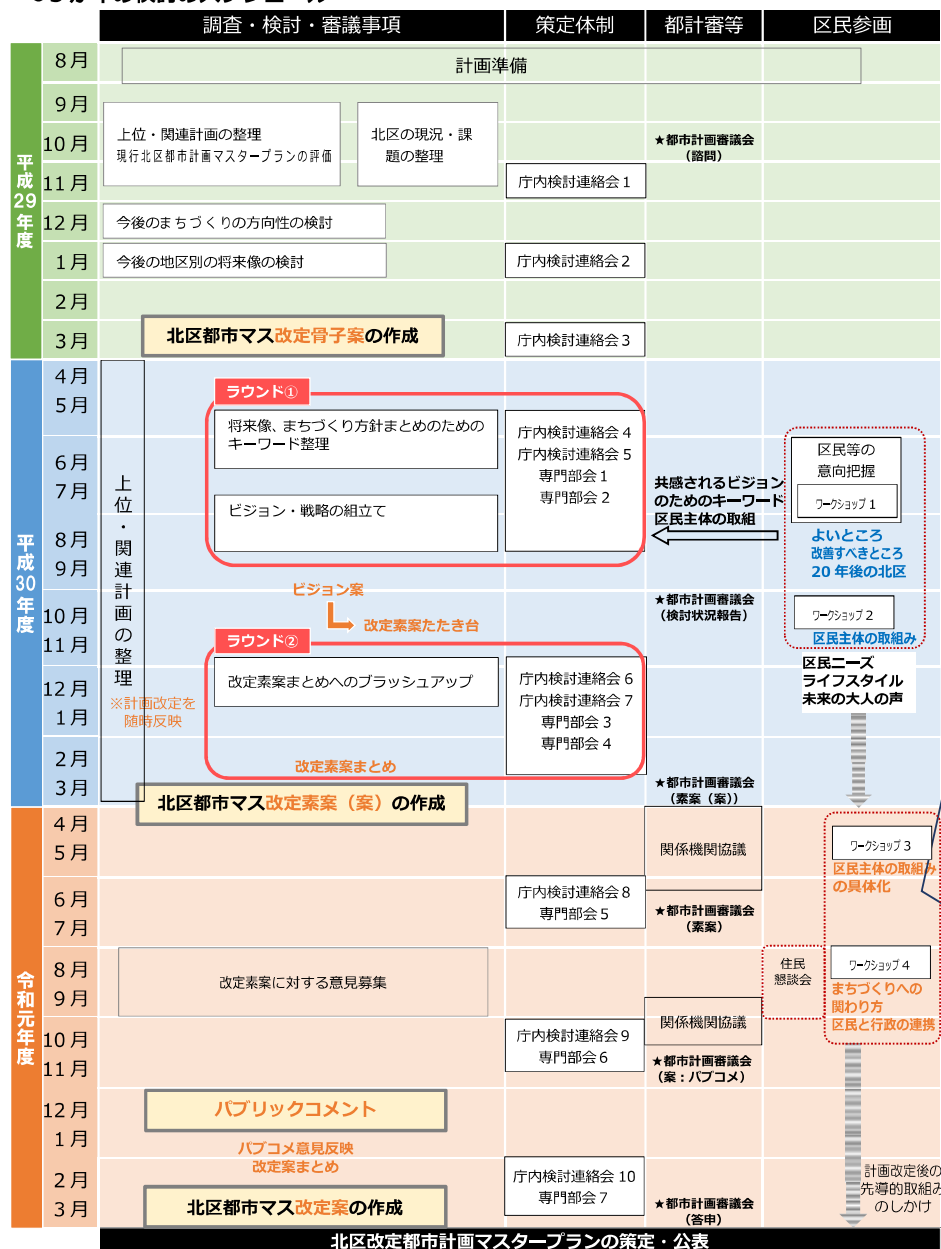
環境共生

■公園

- ・現在は、公園で遊んでいる人が少ない
- ・子どもが遊んでいる公園が多くなると良い
- ・公園で気軽に“のみの市”などを行い、近助強化のきっかけに

今後のスケジュール

●3か年の検討のスケジュール



●令和元年度の検討スケジュールについて

本年度は改定案取りまとめに向けた調査・検討を進めます。施策内容などに関しては適宜調整させていただきます。住民懇談会やワークショップ、パブリックコメントでの住民意見の反映、東京都などの関係機関との協議結果を踏まえて調整し、改定案として取りまとめます。

